ASAHI MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANY DISCLOSURE

朝日生命の現状

2019

©2001, 2019 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL No. G601023

朝日生命

経営の基本理念

当社は、お客様、社会、従業員に対する責任を
果たしていくことを企業活動のベースとする
「まごころの奉仕」を経営の基本理念としています。

朝日生命は、1888（明治21）年に帝国生命という社名で創業しました。日本の近代的生命保険会社で、２番目に長い歴史をもつ会社です。

私たちが目指しているのは、お客様一人ひとりに信頼され、選ばれ続ける会社です。そのために私たちは、心からご満足いただけるよう、お客様の視点・立場に立って考え、行動することに取組んでまいりました。

私たちはこれからも、お客様と誠実に向き合い、お客様の声に真摯に耳を傾け、経営の基本理念「まごころの奉仕」を胸に、たゆまぬ努力を続けてまいります。

創業当時の檜物町（ひもんちょう）本社

Contents

Top Message …… 2

朝日生命のあゆみ…… 6

Topics …… 8

朝日生命のCSR経営 ……12

CSRの基本的な考え方 ……12

SDGs達成に向けた取組み ……13

中期経営計画

「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」…14

事業概況のご報告……19

2018年度決算の概要 ……20

事業の概況 ……27

資産運用 ……28

社員配当金 ……29

より良いお客様サービスのために……31

お客様満足の向上に向けて ……32

2018年度の保険金・給付金のお支払い状況　37

個人向け商品 ……38

「介護保険といえば朝日生命」に向けた取組み 44

お申込みからお受取りまで ……47

お客様への情報提供 ……51

企業・団体向け商品とサービス ……52

お客様との接点 ……54

インシュアテックへの取組み ……55

教育体系 ……58

CSR（企業の社会的責任）への取組み ……61

CSRの基本的な考え方 ……62

CSRの具体的な取組み ……62

経営体制……75

コーポレートガバナンス ……76

総代会 ……77

第72回 定時総代会の開催概要 ……79

第72回 定時総代会　質疑応答 ……80

評議員会 ……85

ご契約者懇談会 ……86

取締役会、監査役会、指名・報酬委員会 ……87

コーポレートガバナンス基本方針 ……87

内部統制システムの基本方針 ……89

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み …90

お客様情報の保護 ……94

リスク管理体制 ……97

役員・会計監査人 …… 102

朝日生命のご紹介…… 107

沿革・主要な業務 …… 108

組織 …… 109

店舗所在地 …… 111

関連企業 …… 113

資料編…… 115

会社概要（2019年３月末現在）

名　　称	朝日生命保険相互会社	創　　業	1888（明治21）年３月１日
本社所在地	〒100–8103 東京都千代田区大手町２－６－１ 朝日生命大手町ビル TEL 03–6225–3111	総　資　産	５兆3,563億円
		基金の総額	2,570億円（基金償却積立金を含む）
		営業拠点数	統括本部・統括支社・支社：58 営業所：593（2019年４月１日現在）
		従業員数	15,799名（職員：4,132名、営業職員：11,667名）

Top Message

代表取締役社長

木村 博紀

社会に貢献し、お客様から信頼され選ばれ続ける会社を目指して

平素より朝日生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は適切かつ透明度の高いディスクロージャーを目指し、その充実に努めています。その一環として、本冊子、「朝日生命の現状2019」を作成いたしましたので、ぜひともご高覧いただき、当社の経営状況へのご理解を深めていただければ幸いです。

当社は、「まごころの奉仕」を経営の基本理念とし、1888年の創業以来、多くのお客様からのご支援をいただくことで事業を発展させ、今年で創業131年を迎えることができました。皆様の長きにわたるご支援に対し深く感謝いたします。

中期経営計画「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」(2018年度～ 2020年度)

今後10年間、さらにその先まで見据えれば、国内総人口の減少等により、競争環境はさらに激化していくと考えられます。

かかる環境において、当社は、人生100年時代の到来、健康増進意識の高まり、就業女性・シングル層の増加等、社会の変化に伴い

新たな保険ニーズが生まれる可能性をしっかりと捉え、「介護保険等第三分野に注力する当社が、役割発揮すべき分野はさらに拡大していく」との認識のもと、より一層存在感を発揮すべく取組んでいく必要があると考えております。

こうした環境認識のもと昨年度からスタートした中期経営計画「TRY NEXT」では、企業ビジョン「一人ひとりの“生きる”を支える～社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける朝日生命～」の実現を目指し、以下の３大テーマのもと、各戦略に取組んでおります。

テーマ１：「独自性を発揮する」
テーマ２：「収益力を高める」
テーマ３：「未来を創る」

2018年度においては、中期経営計画の経営戦略目標に掲げる「個人および企業のお客様数」「保障性商品の保有契約（年換算保険料）」が年度始より着実に伸展し、また「介護保険の新契約件数」も前年度比104％で10万件を突破するなど、2020年度目標の達成に向けて順調に推移しています。

「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮に向けて

当社は2003年から、医療・介護等の第三分野商品への取組みを本格的に展開し、以降、様々な商品の開発を行ってまいりました。中期経営計画「TRY NEXT」においても、「介護保険といえば朝日生命」という存在感を発揮し、シニアマーケットでの確固たる地位を構築するため、先進的な介護保険商品・サービスの開発、提供に取組んでおります。2018年度においては、軽度の要介護状態とさらなる重症化予防に備えるために、業界初となる公的介護保険制度の要支援２の状態から保障する「あんしん介護 要支援保険」を10月に発売し、これまでに発売した介護保険とともに販売を推進しました。また、これらの介護保険をご提案する際に、お客様の年齢、居住地等に応じた「介護時の必要保障額」をご案内する「あさひの介護ライフプラン」を提供しました。

公的介護保険制度における要介護認定者が増加するなかで民間の介護保険への世帯加入率は14.1％※であり、今後も「民間介護保険の普及は当社の社会的使命」との認識のもと、

【 経営戦略目標の進捗状況 】

		2020年度目標	2018年度末の状況
お客様数	個人のお客様数	258万名	253.6万名（前年度末差：＋1.8万名）
	企業のお客様数	4.3万社	4.2万社（前年度末差：＋0.2万社）
保障性商品※1の保有契約（年換算保険料）		3,470億円	3,397億円（前年度末差：＋185億円）
	うち個人保険※2	2,830億円	2,740億円（前年度末差：＋7億円）
介護保険	新契約件数	9.8万件	10万件（前年度比：104％）

※1　保障性商品とは、貯蓄性商品を除く、死亡保障および医療保障・介護保障・代理店で販売している無配当団体医療保険等の第三分野の合計です。
※2　経営戦略目標における個人保険とは、保障性商品のうち、営業職員が個人のお客様に販売した保険と個人マーケット向け代理店が販売した保険の合計です。

お役に立つ様々な商品・サービスのご提供に努めてまいります。

※ 出典：公益財団法人 生命保険文化センター「平成30年度　生命保険に関する全国実態調査」。

資産運用の高度化

資産運用面においては、市場環境の変化に適切に対応し、安定的に資産運用収益を確保していくために資産運用の高度化に取組んでおります。

2018年度においては、国内金利が引き続き低位で推移したことから、円金利資産への資金配分を抑制する一方、厳格な案件選別や分散投資を通じてリスクの抑制に取組みつつ、外貨建債券等の買入れやオルタナティブ投資を行い、投資対象資産の拡大を通じた収益源の多様化に取組みました。

また、責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動を推進するとともに、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を考慮した投融資を推進するため、国連責任投資原則（PRI）に沿った「ESG投融資の基本方針」を2019年３月に策定し、2019年４月１日付で国連責任投資原則（PRI）に署名いたしました。

さらには、当社および当社の資産運用子会社である朝日ライフアセットマネジメント株式会社は、フランスの大手資産運用会社ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社と、相互の事業および投資機会の拡大のために、資産運用面での関係強化について2019年３月に合意しました。

今後も、市場環境の変化に適切に対応し、安定的に資産運用収益を確保していくため、アセットアロケーション（資産配分）機能の強化ならびに投資対象資産の拡大を通じた収益

源の多様化に引き続き取組み、資産運用の高度化を進めてまいります。

また、責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動を推進していくことに加え、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を考慮した資産運用を行ってまいります。

ICTを活用した商品・サービスの開発、デジタルマーケティングの強化

未来を創るための取組みとしては、ICTを活用した商品・サービスの研究開発を進めております。具体的には、東京大学と共同で社会連携講座を開設し、医療ビッグデータの解析により、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化予測モデル等を構築するための研究を2018年４月から開始しております。

加えて、株式会社ディー・エヌ・エー（DeNA）の子会社であるDeSCヘルスケア株式会社と業務提携し、お客様の健康増進、疾病罹患率改善の実現に向けたヘルスケア型保険商品と健康増進支援サービスの共同開発を2019年３月から開始しました。

今後、こうした取組みの成果を活用した商品・サービスの開発等に取組んでまいります。

また、これまで蓄積したお客様に関する各種データ（ビッグデータ）の分析を通じて、営業職員の活動効率の向上にも取組みました。

これからもICTやAIを活用して、新商品や新たなサービスの研究・開発に取組むとともに、新たなお客様との接点拡大やお客様の利便性向上を図ってまいります。また、インターネットを活用したデジタルマーケティングを推進し、マーケティング戦略の高度化に努めてまいります。

CSRの推進

当社は、事業活動そのものが企業としての社会的責任（CSR）を果たすための根底をなす重要な活動であるとの考えのもと、経営の基本理念「まごころの奉仕」を踏まえ、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」に取組んでおります。

また、2030年までの世界の共通目標として、国連にて採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、その達成に向けて政府や自治体だけでなく、民間企業においても国内外で取組みが進められております。当社においても、CSR経営を推進していくなかで、SDGsの達成に貢献していきたいと考えております。

中期経営計画「TRY NEXT」の２年目となる2019年度においても、引続き、同計画を着実に遂行することで、「社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける会社」の実現を目指してまいります。

今後とも皆様の倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

朝日生命のあゆみ

1888 年
「帝国生命保険会社」創業

福原有信（資生堂創業者）や元海軍主計大尉 加唐為重などが中心となり会社を創業

福原有信

創業当時の檜物町（ひもんちょう）本社

1948 年
「団体月払保険」の取扱い開始

業界に先駆け毎月給与から保険料を引き去る制度を導入

1960 年
財団法人 朝日生命成人病研究所を設立

成人病の予防・早期発見の研究を目的とし設立

1977 年
朝日生命体操教室を開設

体操を通じた健康づくりに貢献

1900

明治　大正　昭和　平成

1947 年 7 月 1 日
「朝日生命保険相互会社」創立

社名を「帝国生命」から「朝日生命」へ変更

1949 年
家庭月払保険の発売を開始

一般のお客様宅を訪問し、保険料を毎月集金する形式の保険を発売

1974 年
朝日生命体操クラブを創設

地域に密着した体操の普及を通じて少年少女の健全なる育成を図ることを目的に創設

2019 年
仏国の大手資産運用会社と関係強化

仏国の大手資産運用会社ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社と運用面での関係強化に合意

2019 年
DeNA と業務提携

ヘルスケア型保険商品と健康増進支援サービス「KenCoM」の共同開発を開始

2013 年
「あんしん介護」がグッドデザイン賞受賞

シンプルでわかりやすい商品内容などが評価され保険商品として初めて受賞

2001 年
画期的な保険システム「保険王」を発売

ライフステージやニーズの変化に応じた保障を自由に組み合わせることが可能

2000

2018 年
「あんしん介護 要支援保険」発売

業界初、要支援 2 から保障する保険を発売

2018 年
創業 130 周年

1988 年
創業 100 周年

両国国技館にて記念式典を開催

2018 年
東京大学と共同研究開始

医療ビッグデータの解析やICT活用を通じた生活習慣病の予防と重症化防止に向けた共同研究を開始

Topics

2018年4月

中期経営計画を策定

中期経営計画「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」（2018～2020年度）を策定し、企業ビジョン「一人ひとりの“生きる”を支える ～社会に貢献し、お客様から信頼され、選ばれ続ける朝日生命～」の実現に向けて、各戦略の取組みを開始しました。

東京大学との社会連携講座開設による共同研究の開始

東京大学大学院医学系研究科に社会連携講座「糖尿病・生活習慣病予防講座」を開設し、日本国民の健康増進に資することを目的に、医療ビッグデータの解析やICTの活用を通じ、『生活習慣病の予防と重症化予防に資する効果的モデルの構築に向けた共同研究』を開始しました。

2018年10月

株式会社F.L.Pの株式取得、子会社化

首都圏を中心に保険ショップをチェーン展開する株式会社F.L.Pの株式を取得し、子会社としました。
複数の保険商品を比較検討のうえ加入したいというお客様が増えるなか、当社では、お客様のニーズの変化、多様化に対応すべく、乗合代理店マーケットにおける当社商品・サービスの競争力強化を図っております。子会社化もその取組みの一環であり、引き続き、より多くのお客様との接点拡大に努め、より幅広いお客様への保障の提供を目指してまいります。

業界初！「あんしん介護 要支援保険」の発売

2018年10月より、公的介護保険制度の要支援２から保障する「あんしん介護 要支援保険」を発売いたしました。「要支援保険」は、公的介護保険制度の要支援２と認定されたときに一時金をお支払いする点において“業界初”（2018年７月当社調べ）となる商品であり、軽度の介護状態に備えていただくとともに、重症化予防に積極的に取組んでいただける商品です。

2018年11月

「保険加入の電子手続画面」が「UCDAアワード2018」にて「アナザーボイス賞」を受賞

タブレット型営業用端末“スマートアイ”を利用した「保険ご加入の電子手続」画面について、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）が主催する「UCDAアワード2018」の生命保険分野〈対面販売における契約申込手続き電子画面部門〉にて「アナザーボイス賞」を受賞しました。
この賞は、選考する生活者・専門家のうち、生活者からの評価が高かったデザイン・手続画面等に贈られるものです。

2018年12月

「Forbes JAPAN WOMEN AWARD 2018」に生命保険会社で初めて入賞

グローバルビジネス誌「Forbes JAPAN」が主催する「Forbes JAPAN WOMEN AWARD 2018」（エントリー企業315社）において、「企業部門 総合ランキング 従業員1,000名以上の部」４位に入賞しました。
「企業部門 総合ランキング」では、生命保険会社として初の入賞となります。
「Forbes JAPAN WOMEN AWARD」については、「自ら道を切り拓き活躍している女性」と「意欲ある女性が働きやすい環境づくりを積極的に行っている企業」を選出し表彰するアワードです。

2019年1月

アフターサービス手続き（保全手続き）の電子化を開始

2018年１月に開始したご加入手続きの電子化に引き続き、住所変更や名義変更などの保全手続きを電子化し、さらなるお客様利便性の向上を図りました。
従来は書面で行っていた手続きの電子化により、手続きをシンプル化するとともに、タブレット型営業用端末「スマートアイ」の画面上で記入漏れなどのチェックを行い、その場での手続きの完了が実現しました。
あわせて、請求データを自動でシステムへ登録することにより、本社の査定・入力業務を省力し、本社事務の効率化を図りました。

2019年2月

「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定

経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定されました。
当社では、従業員の健康増進を経営課題の一つと位置づけ、「健康増進等に関する取組方針」のもと、「中央衛生委員会」を中心に健康保険組合・労働組合と連携して毎年の「健康増進等に関する実施計画」を策定し、全社的な労働衛生管理体制の構築、従業員の健康づくりやメンタルヘルス対策、過重労働防止対策に取組んでいます。

2019年3月

DeNAと業務提携

株式会社ディー・エヌ・エー（DeNA）の子会社であるDeSCヘルスケア株式会社と、お客様の健康増進のための支援サービスの提供およびヘルスケア型保険の開発・提供等における業務提携に合意しました。
お客様の万一に備えるだけでなく、日々の健康管理や健康リスクの低減も合わせて支援するヘルスケア型の保険サービスを提供することで、包括的に“生きる”を支える仕組みを実現し、少子高齢化に伴う医療費問題等の社会課題の解決に取組んでまいります。

仏国大手資産運用会社と資産運用面での関係強化に合意

仏国大手資産運用会社であるナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社と、相互の事業および投資機会の拡大のために、資産運用面で関係を強化することに合意しました。ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社は、フランス第２位の銀行グループBPCEの子会社で、2018年12月末の運用資産残高が9,171億ドル（約101兆円）と世界トップクラスの資産運用会社です。

2019年4月

国連責任投資原則（PRI）に署名

国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment「PRI」）に署名しました。
PRIは、国連環境計画・金融イニシアティブが主導となって作成された自主的な投資原則であり、持続可能な社会の実現を目的として、機関投資家に対し、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の課題を、投資の意思決定プロセスに組み込むことを提唱する原則です。
今般の署名に伴い、「ESG投融資の基本方針」を策定し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう、ESG投融資への取組みを一層強化してまいります。

代理店チャネル専用商品「スマイルメディカルSuperワイド」を新発売

「スマイルメディカルSuperワイド」を新発売しました。「スマイルメディカルSuperワイド」は、持病や既往症で健康に不安をお持ちのより多くの方に安心をご提供できるよう、引受基準を大幅に緩和し、契約１年目から給付金・一時金等を満額保障とした商品となっています。

福岡総合サービスセンターの開設

大規模災害により首都圏が被災した場合でも、より安定的にお客様サービスを継続するため、福岡県福岡市に「福岡総合サービスセンター」を開設し、2019年４月より「給付金のお支払い業務」を開始しました。
あわせて、2019年10月より「コールセンター業務」を順次開始します。

朝日生命のCSR経営

CSRの基本的な考え方

当社は、事業活動そのものが企業としての社会的責任(CSR※)を果たすための根底をなす重要な活動であるとの考えのもと、「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げ、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」に取組んでいます。

※CSR【Corporate Social Responsibility】
CSRとは、企業の社会的責任の略称で、企業が様々な活動を行うプロセスにおいて、利益を最優先させるのではなく、お客様、社会、従業員などとの関係を重視しながら、社会的公正性を保つことや環境対策を施すことなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期にわたって企業が持続的に成長することを言います。

経営の基本理念

お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」

お客様満足の向上

お客様満足の向上を最優先とした経営の実践

・お客様本位の業務運営の実践
　お客様ニーズに応じた商品・サービスの開発と提供　等

＜重要課題＞

CSR 経営

CSRを推進するために実践している様々な取組みをお客様、社会、従業員の視点に立って実践することで高い評価・信頼を得ていく活動

CSR 経営を支える体制

・コーポレートガバナンス
・コンプライアンス
・リスク管理　等

＜重要課題＞

社会との共生

ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生

・環境問題への取組み（ESG 投融資等）
・地域における社会貢献活動
・ピンクリボン運動や朝日生命成人病研究所を通じた健康活動支援　等

＜重要課題＞

従業員への責任

人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上

・働き方改革
　女性の活躍推進への取組み
　ワーク・ライフ・バランスの推進
・人権啓発に関する取組み
・健康増進に関する取組み　等

＜重要課題＞

SDGs達成に向けた取組み

朝日生命のCSRとSDGsとの関わり

2015年９月に国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットが掲げられています。その目標は当社のCSRの取組みと関連する部分が多くあり、中期経営計画で掲げる各戦略に対する取組みを、当社のSDGs達成への重要課題とし、各取組みを通じてSDGsの達成への貢献を目指してまいります。

重要課題

SDGsの目標	当社の主な取組み
3. すべての人に健康と福祉を	●お客様ニーズに応じた商品・サービスの開発と提供 ●ピンクリボン運動の推進
4. 質の高い教育をみんなに	●日本ユネスコ協会連盟への支援
5. ジェンダー平等を実現しよう	●ダイバーシティの推進
7. エネルギーをみんなに　そしてクリーンに	●ESG投融資
8. 働きがいも　経済成長も	●働き方改革に向けた取組み
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	●ICTを活用した商品・サービスの開発
10. 人や国の不平等をなくそう	●人権啓発の取組み
11. 住み続けられるまちづくりを	●仕事と家庭の両立支援
13. 気候変動に具体的な対策を	●朝日生命エコプロジェクトの推進 ●ESG投融資
16. 平和と公正をすべての人に	●コンプライアンスの推進 ●コーポレートガバナンス、リスク管理の強化

中期経営計画
「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」

当社は、2018年４月より中期経営計画「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」（2018～2020年度）に取組んでいます。本計画で掲げる企業ビジョンの実現に向けて、以下の３大テーマのもと、各戦略に取組んでいます。

【 経営戦略目標の進捗状況 】

		2020年度目標	2018年度末の状況
お客様数	個人のお客様数	258万名	253.6万名（前年度末差：＋1.8万名）
	企業のお客様数	4.3万社	4.2万社（前年度末差：＋0.2万社）
保障性商品※1の保有契約（年換算保険料）		3,470億円	3,397億円（前年度末差：＋185億円）
	うち個人保険※2	2,830億円	2,740億円（前年度末差：＋7億円）
介護保険	新契約件数	9.8万件	10万件（前年度比：104％）

※1　保障性商品とは、貯蓄性商品を除く、死亡保障および医療保障・介護保障・代理店で販売している無配当団体医療保険等の第三分野の合計です。
※2　経営戦略目標における個人保険とは、保障性商品のうち、営業職員が個人のお客様に販売した保険と個人マーケット向け代理店が販売した保険の合計です。

テーマ１　独自性を発揮する

(1)「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮（マーケット戦略）

シニアマーケットでの確固たる地位を構築し、その強みを活かして、お客様の拡大を図ります。
また、「シニア」「女性」「経営者」に加え、拡大する「シングル層」の開拓に注力します。

シニアマーケット

介護保険マーケットにおけるリーディングカンパニーとしてのシェアの早期確立に向け、先進的な介護新商品の開発、セグメント（シングル・プレシニア等）毎のお客様ニーズに応じた、きめ細やかなマーケティングを展開していきます。

女性マーケット

女性のための保険「やさしさプラス」※のブランド展開を強化し、お客様との接点拡大に向けた取組みの拡充等を図ります。

※ 必要な保障を必要なだけ、オーダーメイド感覚で自在に組み合わせられるユニット型の保険。

経営者マーケット

法人マーケット向け代理店を通じた開拓強化を図ります。

シングルマーケット

今後増加が見込まれる「シングル層」に着目した取組みを推進します。

(2) 営業職員チャネルに加え代理店チャネル等の拡充を図る「マルチチャネル化戦略」の推進

営業職員チャネルは引き続き当社メインチャネルとしていくとともに、お客様のニーズ変化・多様化に対応するべく「マルチチャネル化」戦略を推進し、代理店チャネル等の更なる成長を図ります。

【 個人マーケット向け代理店チャネル 】

成長

保険ショップ・訪問型プロ代理店等の強化・拡充を図り、新契約年換算保険料の拡大を図ります。

創造

新たなマーケット、保険商品等を創造していきます。

守り

成長する事業を支え、お客様・代理店から選ばれるためのアフターサービス体制等の整備を進めます。

【 法人マーケット向け代理店チャネル 】

・税理士代理店を中心とした安定的な販売体制の構築を図ります。

(3) 新たなお客様アプローチのスキームの開発

既存チャネルでは届いていないお客様層のマーケット開拓に取組みます。

・効果的なマーケティングに向けたデータ集積を進めつつ、デジタルと既存チャネルとを連携させたお客様アプローチ体制の構築を図ります。
・企業の従業員マーケットに関し、企業の福利厚生充実に資する「生命保険に関する情報や加入機会」の情報提供の充実等を通じ、お客様層の拡大を図ります。

テーマ２　収益力を高める

(1)「クオリティー“業界No.1”の営業職員体制」構築に向けた改革

「クオリティー“業界No.1”の営業職員体制」を構築し、「新たなお客様からの加入件数増大」等を実現します。

◆お客様から信頼いただくために必要な応対力、知識・スキルの習得を通じた、販売効率・募集品質・お客様応対品質の高いチャネルに向けた諸改革

- 新たなお客様の獲得・契約の継続推進に向けた活動の刷新
- 新人営業職員の指導強化
- 訪問先の拡大
- 質の高い新人営業職員の採用
- 保険募集に係る品質の向上（お客様本位の業務運営の推進）

(2) ICT（AI・RPA）等による業務運営の革新

支社・営業所事務のスリム化、AI・RPA等の活用による本社の業務革新を進め、マンパワーを事務から営業等へ再配分します。

◆支社・営業所事務のスリム化、生産力向上に向けたトレーニングスタッフ※の業務変革

- 営業所事務の究極的なスリム化（トレーニングスタッフの事務関係業務0%）を実現するとともに、トレーニングスタッフの豊富な業務知識等を活かし、営業職員教育等の更なる推進を図ります。

※ 従来の事務関係職であり、2019年４月より営業職員への教育等をメインミッションとする、支社・営業所に配置したスタッフの名称。

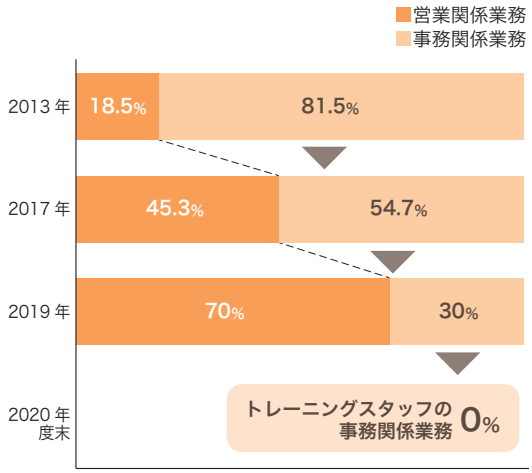

◆本社業務の革新（事務関係業務の抜本的な効率化）

- AI・RPA等を活用し本社業務の効率化（第一段階として2020年度までに業務数で1,000業務、労働時間換算で年間17万時間※の業務量を削減）を図ります。

※ 本社における保険関係事務処理業務の２割相当。

(3) 資産運用の高度化

市場環境の変化に適切に対応し、安定的に資産運用収益を確保していくため、運用スタイルの変革に取組み、資産運用の高度化を進めます。

◆アセットアロケーション機能の強化

- 適切にリスクをコントロールし、かつ運用パフォーマンスの向上を目指すため、アセットアロケーション（資産配分）機能の強化に取組みます。
- 投資対象資産の調査機能と市場動向を捉えたトレーディング機能の強化に向けて、機能別（調査・トレーディング等のミッション毎に組織）の資産運用体制とします。

◆投資対象資産の拡大を通じた収益源の多様化

- 運用収益源の多様化に向け、オルタナティブ投資※、クレジット投資など、投資分野の拡大を進めます。

※ 伝統的な運用資産である株式や債券の代替投資とされるインフラファンド、不動産投資信託（リート）およびヘッジファンド等を活用した投資手法。

テーマ３　未来を創る

(1) 未来志向の人材づくり

職員の“個の力”を最大化し、挑戦意欲に溢れ、柔軟かつ斬新な発想を持つ人材を育成します。

◆採用強化(新卒・中途)、人材育成・活躍推進

・新卒・中途採用を強化するとともに、若手・中堅の強化、女性の活躍推進、シニア層のスキル・ノウハウの更なる活用等に取組みます。

(2) ICTを活用した商品・サービス開発、デジタルマーケティングの強化等

InsurTech※を活用した新商品・サービスの研究開発に取組むとともに、インターネットやAIの活用による新たなお客様へのアクセス、保険販売手法等に取組みます。
お客様からの更なる“安心・信頼”につなげるべく、個々のお客様特性に応じたサービスの提供を実現します。

※ICT(情報通信技術)をはじめとするテクノロジーを活用し、保険サービスの効率や収益性を高めたり、革新的な保険サービスを生み出すこと。

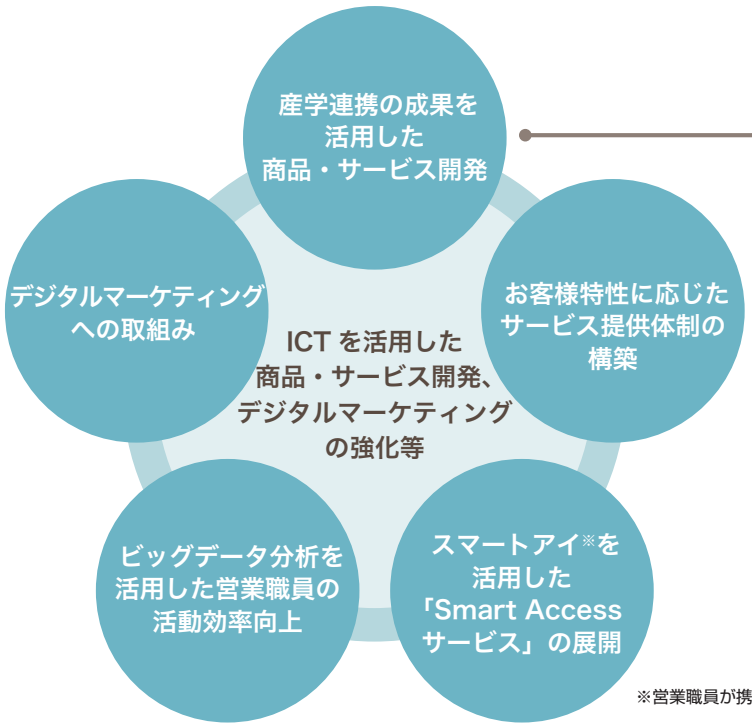

東京大学と社会連携講座を設置し、医療ビッグデータの収集・分析やICT の活用により、糖尿病を始めとした生活習慣病の重症化予測モデルの構築等に向けた共同研究を進め、InsurTech の推進を通じた商品・サービスの開発に取組みます。

※営業職員が携帯するタブレット型端末。

(3) 海外事業への取組み

東南アジアを中心にマーケット調査を行うとともに、ベトナムにおいて試験展開しているテレマーケティングによる保険販売ノウハウの提供や、インターネットを活用したビジネスモデルに係るコンサルティング事業を推進し、海外でのビジネスモデル確立に向けて取組みます。

事業運営態勢のクオリティー向上 ～3大テーマの取組みを下支え～

(1)「お客様のために」を最優先とする「お客様本位の業務運営」の実践

「お客様の声」を幅広く収集し、業務運営や諸制度の評価・改善に活用し、計画達成に向けたPDCA体制の強化を図るなど、お客様本位の業務運営を徹底します。

◆お客様の声の収集、KPI※の設定・進捗管理

・アンケートの収集等を通じお客様の声の収集・活用を図るとともに、「お客様本位の業務運営」の徹底に向け、KPIとして「個人のお客様数・企業のお客様数」、「ご契約の継続率」、「お客様満足度(総合満足度)」を設定し、進捗管理を行います。

※ Key Performance Indicator.　業績を定量的に評価するための指標。

(2)「働き方改革」の推進

生産効率を向上させるべく、既存業務の効率化等「働き方改革」に取組みます。

◆「働き方改革推進委員会」による取組推進

・ペーパーレス化の推進・RPA活用による業務効率化、長時間労働削減等、「働き方改革」をさらに推進し、業務の生産性向上、職員の知識獲得の取組みの充実等につなげていきます。

(3) コンプライアンス態勢の強化

お客様から求められるコンプライアンスの水準が高まる中、コンプライアンス態勢の更なる強化を図ります。

(4) ERM (統合的リスク管理)の実効性向上

経営目標の達成に向けたリスク選好方針の設定とリスク・リターン分析等、ERMの枠組みを確立します。

◆健全性・収益力向上に資するリスク管理

・経営目標の達成に向けたリスク選好方針を設定します。

・経済価値ベースのリスク管理を確立します。

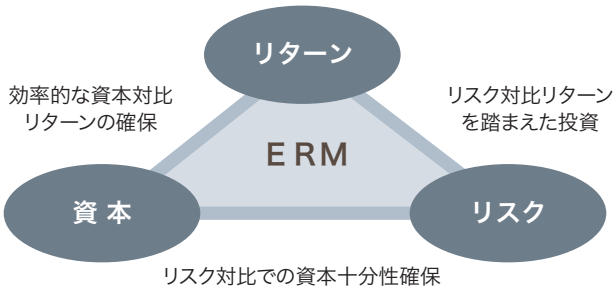

◆業務の品質・保険募集に係る品質の向上に資するリスク管理

・「お客様本位の業務運営」の実践に向けて、営業活動やお客様サービスの担い手となる業務執行部門(支社・営業所・本社各部)において、リスク・コンプライアンスカルチャーの更なる浸透を図ります。

(5) CSRの推進

生命保険事業を通じた社会貢献とともに、ピンクリボン運動※1・日本ユネスコ協会連盟への支援・「朝日生命体操クラブ・体操教室」等のCSR活動を推進し、その中でSDGs※2達成への貢献を図ります。

※1　乳がんの早期検査を啓発・推進するために行われている世界規模のキャンペーン。

※2　2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」。

事業概況のご報告

2018年度決算の概要

事業の概況

資産運用

社員配当金

2018年度決算の概要

1 業績の状況

新契約：414億円

新契約年換算保険料（新規契約＋転換純増加）は、経営者向け商品「グランドステージ」の販売好調等により、前年度比129.3%となりました。

うち第三分野部分については、経営者向け保険の主力商品が第三分野商品から第一分野商品に変わったこと等により、前年度比81.0%となりました。

個人保険・個人年金保険の新契約（新規契約＋転換純増加）の状況

区　　分	2016年度	2017年度	2018年度	前年度比
新契約年換算保険料（新規契約＋転換純増加）	341億円	320億円	**414億円**	**129.3%**
うち新規契約	283億円	272億円	**375億円**	**137.7%**
うち転換純増加	57億円	48億円	**39億円**	**81.7%**
うち第三分野部分	266億円	215億円	**174億円**	**81.0%**

消滅契約：220億円

消滅契約年換算保険料（解約＋失効＋減額－復活）は、前年度比103.5%となりました。

個人保険・個人年金保険の消滅契約の状況

区　　分	2016年度	2017年度	2018年度	前年度比
消滅契約年換算保険料（解約＋失効＋減額－復活）	208億円	212億円	**220億円**	**103.5%**
うち解約・失効契約	190億円	194億円	**201億円**	**103.9%**
消滅率（対年度始保有比）	3.87%	3.97%	**4.13%**	**＋0.17ポイント**

保有契約：5,405億円

保有契約年換算保険料は、前年度末比101.5%となりました。

うち第三分野については、前年度末比101.9%となりました。

個人保険・個人年金保険の保有契約の状況

区　　分	2016年度末	2017年度末	2018年度末	前年度末比
保有契約年換算保険料	5,359億円	5,324億円	**5,405億円**	**101.5%**
うち第三分野部分	1,978億円	2,063億円	**2,102億円**	**101.9%**
構成比	36.9%	38.8%	**38.9%**	**＋0.1ポイント**

保障性商品の新契約：414億円

当社が注力する「保障性商品」の新契約年換算保険料（新規契約＋転換純増加）は、前年度比130.7%となりました。

保障性商品の新契約の状況

区　分	2016年度	2017年度	2018年度	前年度比
新契約年換算保険料	313億円	317億円	414億円	130.7%
うち営業職員チャネル	273億円	272億円	366億円	134.3%
うち代理店チャネル（個人マーケット向け）	40億円	44億円	48億円	109.1%

保障性商品の保有契約：3,397億円

「保障性商品」の保有契約年換算保険料については、前年度末差＋185億円となり、引き続き、増加基調で推移しました。

保障性商品の保有契約の状況

区　分	2016年度末	2017年度末	2018年度末	前年度末差
保有契約年換算保険料	3,112億円	3,212億円	3,397億円	+185億円
うち営業職員チャネル	3,032億円	3,100億円	3,255億円	+154億円
うち代理店チャネル（個人マーケット向け）	80億円	111億円	142億円	+31億円

（注）保障性商品とは、貯蓄性商品を除く、死亡保障および、医療保障・介護保障・代理店で販売している無配当団体医療保険等の第三分野の合計です。

保障性商品の保有契約年換算保険料推移

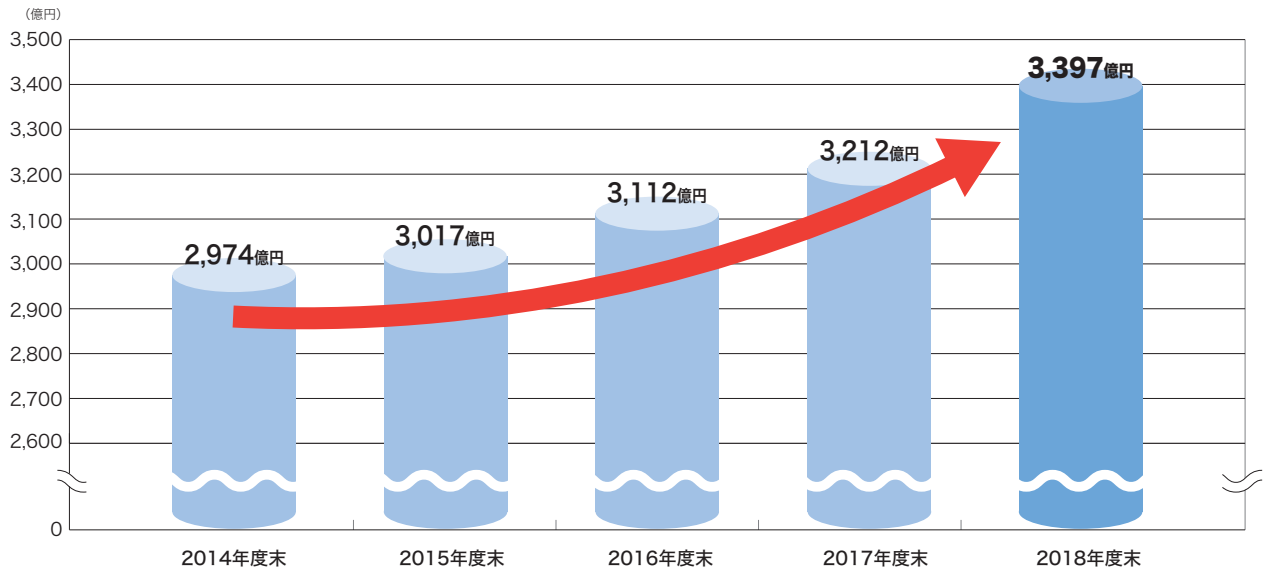

（注）保障性商品の保有契約は、2014年度に増加トレンドに転じて以来、順調に伸展を続けています。

2 収益の状況

基礎利益：242億円

基礎利益は、新契約業績伸展に伴う初期費用（代理店手数料等）や死亡保険金の支払い等が増加した結果、前年度に比べ58億円減少し、242億円となりました。

基礎利益の状況

区　　分	2016年度	2017年度	2018年度	前年度差
基礎利益	220億円	301億円	**242億円**	**△58億円**
保険関係損益	842億円	879億円	**789億円**	**△89億円**
利差損益（逆ざや額）	△621億円	△577億円	**△546億円**	**＋31億円**

基礎利益とは？

収入保険料や保険金支払・事業費支出等の保険関係の収支（保険関係損益）と利息配当金等収入を中心とした運用関係の収支（利差損益）からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、経常利益から有価証券の売却損益・評価損等のキャピタル損益および臨時損益を差し引いた額です。

基礎利益 242億円 ＝ **経常利益 246億円** － **キャピタル損益 8億円** － **臨時損益 △4億円**

利差損益とは？

契約時に想定した運用利回り（予定利率）に基づく予定運用収益（予定利息）と、実際の運用収益との差額です。

「逆ざや額」の算出方法

生命保険会社は、次の計算式で逆ざや額を計算しています。

逆ざや額 546億円 ＝ （**基礎利益上の運用収支等の利回り 2.15%**※1 － **平均予定利率 3.39%**※2） × **一般勘定責任準備金 4兆4,257億円**※3

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものを分子とし、一般勘定責任準備金で除した利回りのことです。
※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方法で算出しています。
（期始責任準備金＋期末責任準備金−予定利息）× 1 / 2

経常利益：246億円・当期純剰余：162億円

経常利益は246億円、当期純剰余は162億円となりました。

経常利益・当期純剰余の状況

区　　分	2016年度	2017年度	2018年度	対前年度増減
経常利益	389億円	375億円	**246億円**※	**△129億円**
当期純剰余	292億円	259億円	**162億円**	**△97億円**

※基礎利益の減少に加え、キャピタル損益が減少。

3 財務の状況

ソルベンシー・マージン比率：861.1%

ソルベンシー・マージン比率は、前年度末に比べ52.6ポイント上昇し、861.1%となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

区　分	2016年度末	2017年度末	2018年度末	対前年度末増減
ソルベンシー・マージン比率	742.7%	808.5%	861.1%	+52.6ポイント

ソルベンシー・マージン比率とは？

●ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。
生命保険会社は、責任準備金を積立てることにより、通常予測できる範囲のリスク（危険）については対応可能ですが、大震災・株価の大暴落など通常予測できない事態が起こることもあります。ソルベンシー・マージン比率は、このような通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。この指標が200%以上であれば、健全性についてのひとつの基準を満たしていることになります。
ソルベンシー・マージン比率は、次の算式で算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100(\%)$$

●ソルベンシー・マージン総額について

ソルベンシー・マージン総額には、基金、基金償却積立金、劣後ローン、諸準備金、その他有価証券・不動産の含み損益等が含まれます。

- **●基　　金**：株式会社の資本金に相当する資本性資金
- **●基金償却積立金**：基金を償却する場合に積立てを義務付けられている積立金
- **●劣 後 ロ ー ン**：他の債務よりも債務弁済の順位が低い無担保のローンで、自己資本に近い性格を有している資金
- **●主な諸準備金**：【価格変動準備金】有価証券等の価格下落時に生じる損失に備えて積立てている準備金
  【危 険 準 備 金】死亡率や運用利回りが予定よりも悪化する場合に生じる損失に備えて積立てている準備金
  【基金償却準備金】基金の償却に備えて積立てている準備金

●リスクについて

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いるリスクには次のものがあります。

- **●保　険　リ　ス　ク**：大災害の発生等に伴い、保険事故発生率が通常の予測を超えることによって発生し得るリスク
- **●第三分野保険の保険リスク**：第三分野保険の保険事故発生率等が通常の予測を超えることによって発生し得るリスク
- **●予 定 利 率 リ ス ク**：運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク
- **●最 低 保 証 リ ス ク**：変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク
- **●資 産 運 用 リ ス ク**：株価暴落・為替相場の激変等により資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産等により貸倒れが急増するリスク
- **●経 営 管 理 リ ス ク**：業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得るリスク

実質純資産額：1兆524億円

実質純資産額は、有価証券含み益の増加等により、前年度末に比べ642億円増加し、1兆524億円となりました。

実質純資産額の状況

区　　分	2016年度末	2017年度末	2018年度末	対前年度末増減
実質純資産額	9,304億円	9,882億円	10,524億円	+642億円

実質純資産額とは？

実質純資産額とは、資産の合計（有価証券や不動産等）から負債の合計（価格変動準備金や危険準備金等の資本性の高い負債を除く）を差し引いたものです。資産については時価評価する一方、負債については時価評価しないため、市場金利が著しく変動する場合等には、公社債の含み損益（時価評価額と帳簿価額の差額）が大きく変動し、実質純資産額も大きく変動する傾向があります。

実質純資産額は生命保険会社の健全性を判断する行政監督上の指標の一つであり、この数値がマイナスになると監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。ただし、実質純資産額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損益を除いた金額がプラスとなり、かつ、流動性資産を確保している場合には、原則として監督当局は業務停止命令を発出しないこととされています。

（ご参考）有価証券の含み損益の状況【一般勘定】（有価証券のうち時価のあるもの）

区　　分	2016年度末	2017年度末	2018年度末	対前年度末増減
有価証券全体	4,647億円	4,510億円	5,089億円	+578億円
うち国内株式	1,118億円	1,521億円	1,309億円	△212億円
うち国内債券	3,458億円	3,091億円	3,474億円	+382億円
うち外国証券	36億円	△123億円	298億円	+422億円
うちその他の証券	△3億円	△10億円	△25億円	△14億円

（ご参考）実質純資産額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損益を除いた金額

区　　分	2016年度末	2017年度末	2018年度末	対前年度末増減
実質純資産額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損益を除いた金額	5,525億円	6,407億円	6,722億円	+315億円

（注）満期保有目的の債券：満期まで保有する意図をもって保有する社債その他の債券のことをいい、償却原価法による評価が認められた資産です。
責任準備金対応債券：生命保険契約の負債特性（生命保険契約は長期にわたるなど）を考慮し、資産と負債の金利変動によって生じる時価の変動を概ね一致させるような管理を行っている債券であり、日本公認会計士協会の業種別監査委員会報告第21号において、一定の要件を満たした場合、償却原価法による評価が認められた資産です。

4 収支の状況

損益計算書（主要項目）

（単位：億円、%）

科目	2017年度	2018年度	前年度比
経常収益	6,522	6,384	97.9
保険料等収入	3,849	3,967	103.1
うち個人・個人年金保険料	3,649	3,761	103.1
資産運用収益	1,665	1,526	91.6
うち利息および配当金等収入	1,099	1,078	98.1
うち有価証券売却益	467	346	74.1
その他経常収益	1,006	890	88.4
うち責任準備金戻入額	832	735	88.4
経常費用	6,146	6,137	99.9
保険金等支払金	4,389	4,182	95.3
うち保険金	1,248	1,215	97.4
うち年金	1,298	1,284	98.9
うち給付金	822	717	87.2
資産運用費用	385	562	145.9
うち有価証券売却損	22	125	547.8
うち有価証券評価損	1	6	433.2
事業費	1,023	1,058	103.4
その他経常費用	338	334	98.8
経常利益	375	246	65.6
特別利益	1	34	1,761.2
うち固定資産等処分益	1	34	1,761.2
特別損失	54	109	201.9
うち固定資産等処分損	15	70	461.5
うち減損損失	17	12	69.5
うち価格変動準備金繰入額	21	21	102.3
税引前当期純剰余	322	170	52.9
法人税等合計	63	8	13.5
当期純剰余	259	162	62.4

保険料等収入
経営者向け商品「グランドステージ」の販売が好調に推移し、保険料等収入は前年度比103.1%となりました。

資産運用収益・資産運用費用
資産運用収益は、有価証券売却益の減少を主因に、前年度比91.6%となりました。また、資産運用費用は、有価証券売却損の増加を主因に、前年度比145.9%となりました。

保険金等支払金
保険金等支払金は、給付金の減少等により、前年度比95.3%となりました。

事業費
事業費は、新契約業績伸展に伴う支出の増加等により、前年度比103.4%となりました。

5 資産・負債等の状況

資産主要項目

（単位：億円）

科目	2017年度末	2018年度末	増減額（対前年度末）
現預金・コールローン	1,956	1,761	△195
買入金銭債権	301	289	△11
有価証券	41,888	42,574	+685
うち公社債	28,525	27,754	△771
うち株式	3,343	3,209	△133
うち外国証券	9,268	10,896	+1,627
貸付金	4,841	4,268	△573
有形固定資産	4,010	3,888	△121
繰延税金資産	161	104	△57
その他	804	677	△127
資産の部合計	53,965	53,563	△401

有価証券
国内金利が低位で推移する中、相対的に利回りの高い外国債券への資産配分を積極的に行った結果、外国証券は増加しました。

貸付金
貸付金は、企業向け貸付を中心に残高が減少しました。

負債・純資産主要項目

（単位：億円）

科目	2017年度末	2018年度末	増減額（対前年度末）
保険契約準備金	46,822	46,050	△771
うち責任準備金※	46,169	45,433	△735
社債	403	882	+479
その他	2,858	2,841	△16
負債の部合計	50,084	49,775	△308
純資産の部合計	3,880	3,788	△92
基金等合計	3,531	3,243	△288
うち基金	1,260	910	△350
うち基金償却積立金	1,310	1,660	+350
うち剰余金	959	670	△288
損失塡補準備金	2	2	+0
その他剰余金	956	667	△288
基金償却準備金	486	262	△224
社員配当平衡積立金	96	92	△4
当期未処分剰余金	373	313	△60
その他有価証券評価差額金	812	990	+177
土地再評価差額金	△463	△445	+18
負債・純資産の部合計	53,965	53,563	△401

※責任準備金：当社の責任準備金の積立方法は、「平準純保険料式」です。

責任準備金
責任準備金は、貯蓄性商品の保有契約の減少等により、減少しました。

基金償却積立金・基金償却準備金
2018年12月に350億円の基金を償却したことに伴い、同額（350億円）を基金償却準備金から基金償却積立金に振替えました。基金償却準備金は、上記振替えとは別に、126億円の積立てを行いました。

事業の概況

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	**2018年度**
経常収益	673,483	652,702	679,996	652,225	**638,402**
経常利益	50,633	14,808	38,986	37,543	**24,636**
基礎利益	27,600	25,900	22,049	30,139	**24,258**
当期純剰余	37,230	17,552	29,263	25,988	**16,221**
基金の総額	166,000	246,000	257,000	257,000	**257,000**
総資産	5,631,306	5,524,175	5,398,207	5,396,507	**5,356,358**
うち特別勘定資産	32,986	28,910	29,199	29,382	**27,560**
責任準備金残高	4,915,735	4,814,646	4,700,145	4,616,919	**4,543,377**
貸付金残高	718,410	620,988	557,761	484,169	**426,804**
有価証券残高	4,150,037	4,138,558	4,152,349	4,188,869	**4,257,457**
ソルベンシー・マージン比率	667.7%	691.5%	742.7%	808.5%	**861.1%**
剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合	20.0%	–	20.0%	20.0%	**20.0%**
従業員数	16,871名	16,461名	16,449名	15,935名	**15,799名**
保有契約高	26,035,279	24,059,767	22,181,237	20,468,555	**19,171,162**
個人保険	21,747,616	19,911,613	18,170,535	16,641,035	**15,349,986**
個人年金保険	2,936,011	2,817,147	2,682,086	2,503,946	**2,343,298**
団体保険	1,351,651	1,331,006	1,328,614	1,323,574	**1,477,877**
団体年金保険保有契約高	21,128	19,798	18,714	17,883	**17,021**

（注）1.　基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。
2.　剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合とは保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金および社員配当平衡積立金に積立てる金額の合計額の割合です。なお、2015年度についても、定款第40条第２項の規定を満たしています。
3.　個人年金保険の保有契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
4.　団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

国際業務活動

国際保険分野においては、世界最大手の国際団体保険ネットワークのひとつである「インシュロープ」に加盟し、国内外の多国籍企業のお客様向けに国際団体再保険制度を提供しています。

資産運用業務においては、当社および当社資産運用子会社である朝日ライフアセットマネジメント株式会社（以下ALAMCO）は、仏国の大手資産運用会社ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社と、相互の事業および投資機会の拡大のために、資産運用面で関係を強化することを３月に合意しました。

同社とは、これまでの20年間にわたり、ALAMCOと同社の業務提携を通じ、ナティクシスグループの運用商品を日本の企業年金や投資信託等のお客様向けに提供する等、強固な協力関係を築いてきました。

今後、当社およびALAMCOは、同社とのグローバルな販売網の相互活用、当社の海外投資におけるナティクシスグループの運用商品の活用、同社へのトレーニー派遣等を通じて、資産運用事業の強化を図り、お客様の利益のさらなる向上を目指してまいります。

資産運用

運用環境

2018年度の日本経済は、日本銀行の金融緩和政策が継続するなか、雇用・所得環境の改善を受けた堅調な個人消費や設備投資の増加等を背景に、緩やかな回復基調が続きました。

海外経済については、欧州の景気回復ペースの鈍化に加え、米中の貿易問題等を受けた中国の景気減速が、世界経済の下押し圧力となりましたが、米国経済が堅調に推移したこと等により、全体としては緩やかな回復となりました。

運用方針

当社は、生命保険契約の負債特性を踏まえ、国内公社債・貸付金等の円金利資産を中心とした資産ポートフォリオを構築しています。加えて、国内金利が低位で推移する状況下では、投資対象通貨・地域の分散や為替リスクのコントロールに留意しつつ、相対的に利回りの高い外貨建債券や、オルタナティブ投資※等に取組むことで、資産運用収益の向上に努めております。

※伝統的な運用資産である株式や債券の代替投資とされるインフラファンド、不動産投資信託(リート)およびヘッジファンド等を活用した投資手法。

運用実績の概況(一般勘定)

一般勘定資産残高

2018年度末の一般勘定資産残高は5兆3,288億円となり、2017年度末に比べ383億円の減少となりました。

資産配分

2018年度は、円金利資産の新規組入れを抑制する一方、為替ヘッジ付の外貨建債券やオルタナティブ投資等を中心に資金配分を行いました。

各資産の運用状況

- 国内公社債は、長期国債等の買入れは抑制する一方、信用スプレッドを確保できる社債等を一定額買入れました。
- 貸付金は、実行金利の低下を受け、抑制的なスタンスで臨みました。
- 国内株式は、配当利回りが高い銘柄等を中心に一定額の買入れを行いました。
- 外貨建債券は、米ドルからユーロや豪ドル等への通貨分散を図りつつ、残高を積み増すとともに、為替ヘッジポジションの機動的なコントロールを通じ、利回りの向上に努めました。
  また、オルタナティブ投資は、パートナーシップを締結している海外の資産運用会社のサポートを得ること等により、一定額の資金配分を行い、投資機会の拡大ならびに収益源の分散を図りました。
- 不動産は、保有物件の賃料見直しや稼働率向上を通じた収益力向上に努めました。

一般勘定ポートフォリオ(資産占率)

(2018年度末)

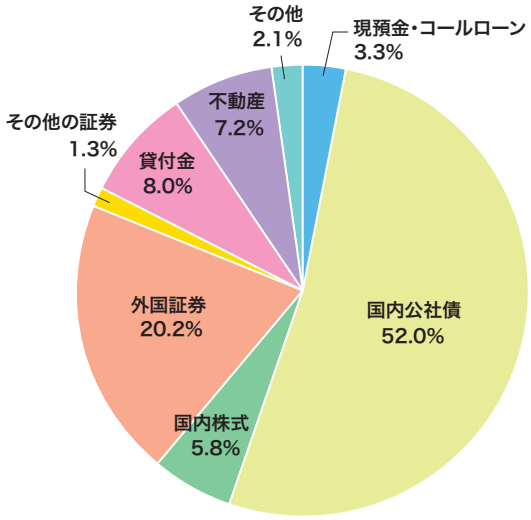

社員配当金

2018年度の社員配当金のお支払い額について

2018年度の社員配当金のお支払い額は、積立配当金からのお支払いも含め、48億円となりました。

社員配当金のお支払い額の推移

区　　分	2016年度	2017年度	**2018年度**
社員配当金のお支払い額	56億円	54億円	**48億円**

2018年度決算に基づく2019年度支払社員配当金について

2019年度にお支払いする社員配当金につきましては、2018年度決算における基礎利益の状況や昨今の経済環境、内部留保の状況等を総合的に勘案した結果、引き続き個人保険の一部のご契約に社員配当金をお支払いすることとしました。

また、団体保険・医療保障保険・就業不能保障保険につきましても、商品特性を考慮した結果、2018年度と同水準の社員配当金をお支払いすることとし、団体年金保険・財形保険・財形年金保険につきましては、引き続き社員配当金のお支払いを見送ることとしました。

その結果、2018年度決算に基づき21億円を社員配当準備金に繰り入れ、社員配当金のお支払いに備えました。なお、社員配当準備金に繰り入れる額は、定款の規定を満たしています。

より良いお客様サービスのために

お客様満足の向上に向けて

2018年度の保険金・給付金のお支払い状況

個人向け商品

「介護保険といえば朝日生命」に向けた取組み

お申込みからお受取りまで

お客様への情報提供

企業・団体向け商品とサービス

お客様との接点

インシュアテックへの取組み

教育体系

お客様満足の向上に向けて

「お客様の声」を経営に活かす仕組み

様々な方面から寄せられる「お客様の声」を集約のうえ分析し、お客様満足向上に向けた議論を行う「CS向上戦略プロジェクトチーム」を通じて、関係各部が横断的かつ機動的に連携し、お客様サービスの向上を推進しています。

また、同プロジェクトチームの傘下に、社外委員として消費者問題の有識者を加えた「お客様の声部会」を設置しており、お客様の視点から、更なるサービス向上策を検討・実施しています。

今後も「お客様の声」を幅広くお聞きし、迅速に経営に反映させていくことで「お客様満足の向上」に努めてまいります。

お客様本位の業務運営

当社は、これまで以上にお客様の視点で考えて行動し、お客様の最善の利益を図るために「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を制定し、積極的に推進しています。

「お客様本位の業務運営に関する基本方針」および当該方針に基づく「取組結果」は、当社ホームページで公表しています。

お客様本位の業務運営に関する基本方針

朝日生命は、「生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っている」という認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念に掲げ、お客様の視点で考えて行動し、お客様の最善の利益を図る「お客様本位の業務運営」の実践に努めます。

この基本方針は、社会情勢や環境変化に応じて定期的に見直します。また、お客様本位の業務運営を実現するため、本方針に基づく取組みの進捗状況を定量的に把握する指標(KPI)を設定するとともに、当該取組内容について取締役会等で進捗管理を行い、積極的に推進してまいります。

基本方針 1	**「お客様の声」を経営に活かす取組み** 「お客様の声」を幅広くお伺いするとともに、「お客様の声」を経営に活かす取組みを推進し、「お客様満足向上」に努めます。
基本方針 2	**お客様のニーズやライフスタイルに適う商品・サービスの提供** お客様ニーズやライフスタイルの多様化を的確に把握し、お客様に満足いただける先進的な商品を開発するとともに、お客様に適したチャネルを通じて、お客様のご意向を踏まえた商品・サービスをご提供します。
基本方針 3	**ご加入時のお客様への情報提供の充実** ご意向に沿った最適な商品・サービスを選んでいただけるよう、商品・サービスの特性等について、わかりやすい資料や丁寧な説明によって、適切かつ十分に情報提供することに努めます。
基本方針 4	**ご加入後のお客様サービス活動の充実** ご契約期間が長期にわたる生命保険の特性を踏まえ、お客様に寄り添ったお客様サービス活動を行うとともに、お客様への正確かつ迅速なお支払いに努めます。
基本方針 5	**お客様からの負託にお応えする資産運用** お客様に保険金・給付金を確実にお支払いするため、適切なリスク管理を行い、安定的な資産運用収益の確保に努めます。
基本方針 6	**利益相反の適切な管理** お客様の利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行するため、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めます。
基本方針 7	**お客様本位の行動の浸透に向けた取組み** 当社職員に対し、お客様の最善の利益を追求するための意識醸成および教育の推進を図るとともに、お客様本位の行動を当社職員の評価体系に反映することにより、お客様本位の業務運営の浸透に向けて取組みます。

消費者志向自主宣言

当社は、「消費者志向経営推進組織」の推進する「消費者志向経営」の取組みに賛同し、「消費者志向自主宣言」を制定、公表しています。

「消費者志向自主宣言」のフォローアップ活動の内容については、当社ホームページで公表しています。

消費者志向自主宣言

朝日生命は、「まごころの奉仕」を基本理念とし、消費者志向経営に取り組むことを宣言します。

1．理念

・当社は、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念としています。

2．取組方針

(1)経営トップのコミットメントとコーポレートガバナンス

・少子高齢化や働く女性の増加等社会構造の変化、お客様ニーズやライフスタイルの多様化を先取りし、お客様に満足いただける先進的な商品・サービスを提供することにより、お客様から信頼され、選ばれ続ける会社を目指します。

・「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様からのご意見やご要望の分析や改善策、ならびに会社経営に関するご意見を経営会議および取締役会に付議し、議論を行います。

(2)従業員の意識の醸成と関連部署の連携

・「お客様満足の実現」が最重要課題であることを全ての従業員が認識し、行動するために、全社的に意識醸成、教育を推進します。

・お客様からのご意見やご要望を専用システムにより管理し、個々の案件の進捗管理にとどまらず、支社・本社関連部署との情報共有、意見交換を実施します。

(3)お客様への情報提供

・お客様のライフスタイルを踏まえたコンサルティングを行い、お客様のご意向に沿った商品をご提案します。

・ご加入後も保険期間の満了やお支払い時まで、お客様に寄り添ったお客様サービス活動を行います。

・ご高齢の方をご契約者とする場合は、十分にご理解いただけるよう、より丁寧な勧誘に努めます。
また、分かりやすい手続書類など、ご高齢の方にやさしいサービスを提供します。

(4)お客様との情報交換とご要望を踏まえた改善

・お客様満足度調査、ご契約者懇談会、年１回お客様に郵送する「インフォメールあさひ」へのご返信、職員・営業所・支社・本社(お客様サービスセンター等)へのお申出などで寄せられた「お客様の声」を集約、分析し、商品・サービスの改善を行います。

・「お客様の声」に基づいて改善を行った事項をディスクロージャー資料、ホームページ等で公表します。

お客様満足度調査

当社では2004年度より毎年、当社の商品や事務・サービスに関する評価・ご意見をいただくために社外機関を通じて「お客様満足度調査」を実施し、調査結果をお客様サービスの改善につなげています。

●2018年度「お客様満足度調査」結果

2018年度のお客様満足度（総合満足度）は、75.0%（前年差＋1.7ポイント）と向上しました。

2018年度「お客様満足度」

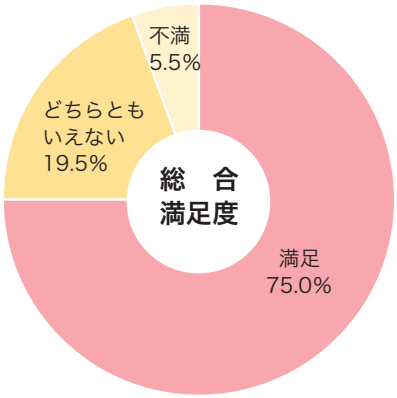

「お客様満足度」年間推移

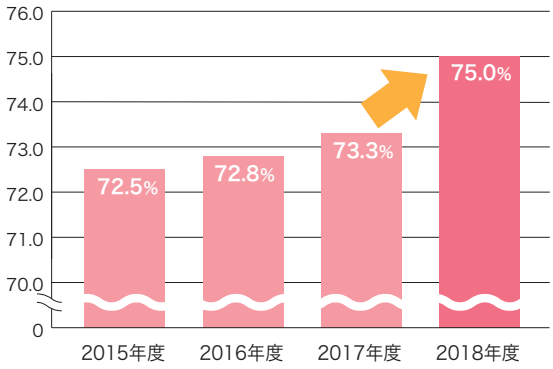

●2018年度「お客様満足度調査」概要

実施時期	2018年７月～８月
発送数	3,790件（当社のご契約者の中から無作為に抽出）
回答数	1,275件
調査方法	アンケート郵送方式
内　容	ご契約の加入から現在までを、お客様と当社が接する場面ごとに分けて、お客様が当社のサービスをどのように思われているかについて質問

（注）お客様満足度（総合満足度）は、「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」「どちらともいえない」「どちらかといえば不満」「不満」「大変不満」の７段階評価。総合満足度は、「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」の割合。

苦情について

2018年度にお客様から寄せられた苦情の件数等は以下のとおりです。個々のお申出につきましては、真摯に対応させていただくとともに、それらの内容を分析し、従来にも増してサービス等の改善に努めてまいります。

●2018年度に寄せられた苦情の件数

項目	件数	占率
保険契約へのご加入に関するもの	1,936	11.1%
保険料のお払込みに関するもの	985	5.7%
ご契約後のお手続きに関するもの	4,139	23.8%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	1,971	11.3%
お客様サービスに関するもの	5,522	31.8%
その他	2,835	16.3%
合計	17,388	100.0%

●苦情の定義

当社では、「当社の全ての事業活動に対するお客様の不満足の表明」を「苦情」と定義しています。

「お客様の声」を踏まえた業務改善事項

お寄せいただいた「お客様の声」に基づいて、改善を行った事項の一部をご紹介いたします。

●保険商品・サービスやご加入のお手続きに関するもの

お客様の声	高齢のため保険に加入できない。
改善内容	2019年４月より、長寿化等の社会環境変化を踏まえ、「保険王プラス・やさしさプラス」「かなえるプラス」について、加入できる年齢を79歳から85歳に引き上げました。

お客様の声	要介護になった場合にかかる費用がわからないので、どんな保険に入ったらいいのか判断できない。
改善内容	2018年10月より、年齢・性別・居住地等にあわせて、お客様一人ひとりの「介護時の必要保障額」をご案内するオーダーメイドツール「あさひの介護ライフプラン」の提供を開始しました。

●ご契約期間中のお手続きやご案内に関するもの

お客様の声	認知症などで判断能力が低下したときの手続きが心配です。法定代理人等は費用がかかる等の理由から利用したくない。成年後見制度を利用している人はまだ少ないと思います。
改善内容	2019年５月より、請求権者（契約者、保険金受取人等）に意思能力がなく、指定代理請求人が指定されていない場合等には、推定相続人からの諸請求手続きについて、ご提出いただく書類を少なくする等、事務ルールを緩和しました。

お客様の声	満期や年金の支払いが近づいているのに、請求の案内がない。
改善内容	満期・年金の案内は支払期日２か月前の月末にお客様へ郵送していましたが、早期の送付を望むお客様の声が多いことを踏まえ、2019年６月より支払期日の３か月前の月末に郵送するよう案内スケジュールを変更し、１か月早く到着するよう改善しました。

お客様の声	「インフォメールあさひ」（総合通知）に掲載されていない契約がある。
改善内容	2018年度作成分より、保障見直し直後契約および介護年金支払い中の契約を表示対象としました。

●入院給付金等のお支払い手続きに関するもの

お客様の声	通院給付金の請求について、医療機関発行の領収書の提出を省略できないか。
改善内容	2019年１月より、通院給付金の請求手続きにおいて、医療機関発行の領収書（写し）を提出不要としました。

お客様の声	手術給付金の請求について、必要書類を簡素化できないか。
改善内容	2019年５月より、「外来の手術」に加え、所定の要件を満たす「入院中の手術」についても、病院の診断書に代えて領収書等でご請求いただけるよう改善しました。

2018年度の保険金・給付金のお支払い状況

2018年度の保険金・給付金のお支払いは、件数で521,954件、金額で1,932億円となりました。内訳は死亡保険金が21,377件、801億円、満期保険金が16,201件、383億円、給付金が483,310件、717億円、その他が1,066件、30億円となっています。

●お支払い件数

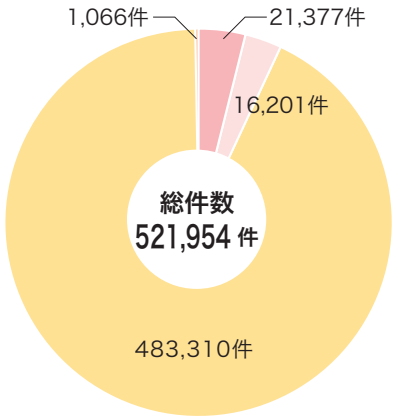

●お支払い金額

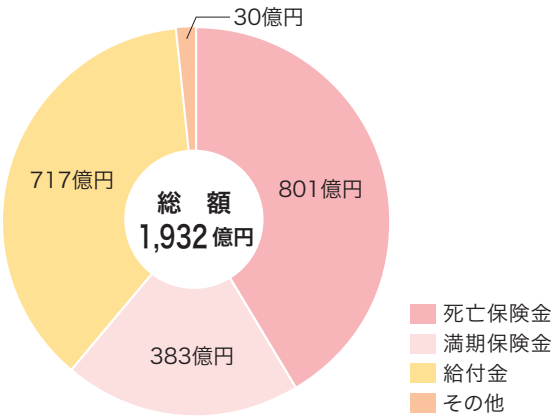

また、ご請求をいただきながら、約款の規定によりお支払いの対象とならなかった保険金・給付金は、合計で12,582件、全体に占める割合で2.4%となっています。

主な内訳は、支払事由に該当しなかったものが11,121件、告知義務違反による解除が1,022件、免責事由に該当したものが182件、重大事由による解除が２件等です。

（注）1. 死亡保険金には、災害保険金、高度障害保険金を含めて集計しています。
2.「その他」は、特定疾病保険金、介護保険金等を集計しています。
3. お支払い件数は、ご契約単位でお支払事由ごとに集計しています。
（例えば、給付金について、入院・手術・通院の各給付金をお支払いした場合は、３件として集計しています。）
4. 全体に占める割合は、お支払い件数とお支払いの対象とならなかった件数の合計を分母として算出しています。

約款の規定によりお支払いの対象にならない場合

支払事由非該当	約款には、保険金・給付金ごとに、支払事由を規定していますが、この支払事由に該当しない場合には保険金・給付金をお支払いできません。お支払いできない主なものとして、給付金については、約款に定める手術にあてはまらない場合等があります。
告知義務違反による解除	保険契約のご加入に際して、故意または重大な過失によって、会社が告知を求めた事項について事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合にはご契約を解除（ご加入後２年以内）することがあります。
免責事由該当	約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いできない場合を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、ご契約後一定期間内の被保険者の自殺、災害死亡保険金について、ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び等運転による死亡等の場合があります。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの悪質な行為が認められた場合には、ご契約を解除することがあります。

個人向け商品

私たちの人生では、出生から老後にいたる過程の中で、ライフステージは刻々と変化していきます。

また、高齢化の進展あるいは各種の社会保障制度の改革など生活環境の変化や、個人の価値観の多様化に伴い、生命保険に対するお客様のニーズも多岐にわたっています。

こうしたなか、当社では、それぞれのライフステージで求められるお客様個々のニーズに的確にお応えし、お客様にとってわかりやすく、かつ、真にお客様の生活に役立つ保障を提供できるよう商品開発を行っていきたいと考えています。

個人向け商品一覧

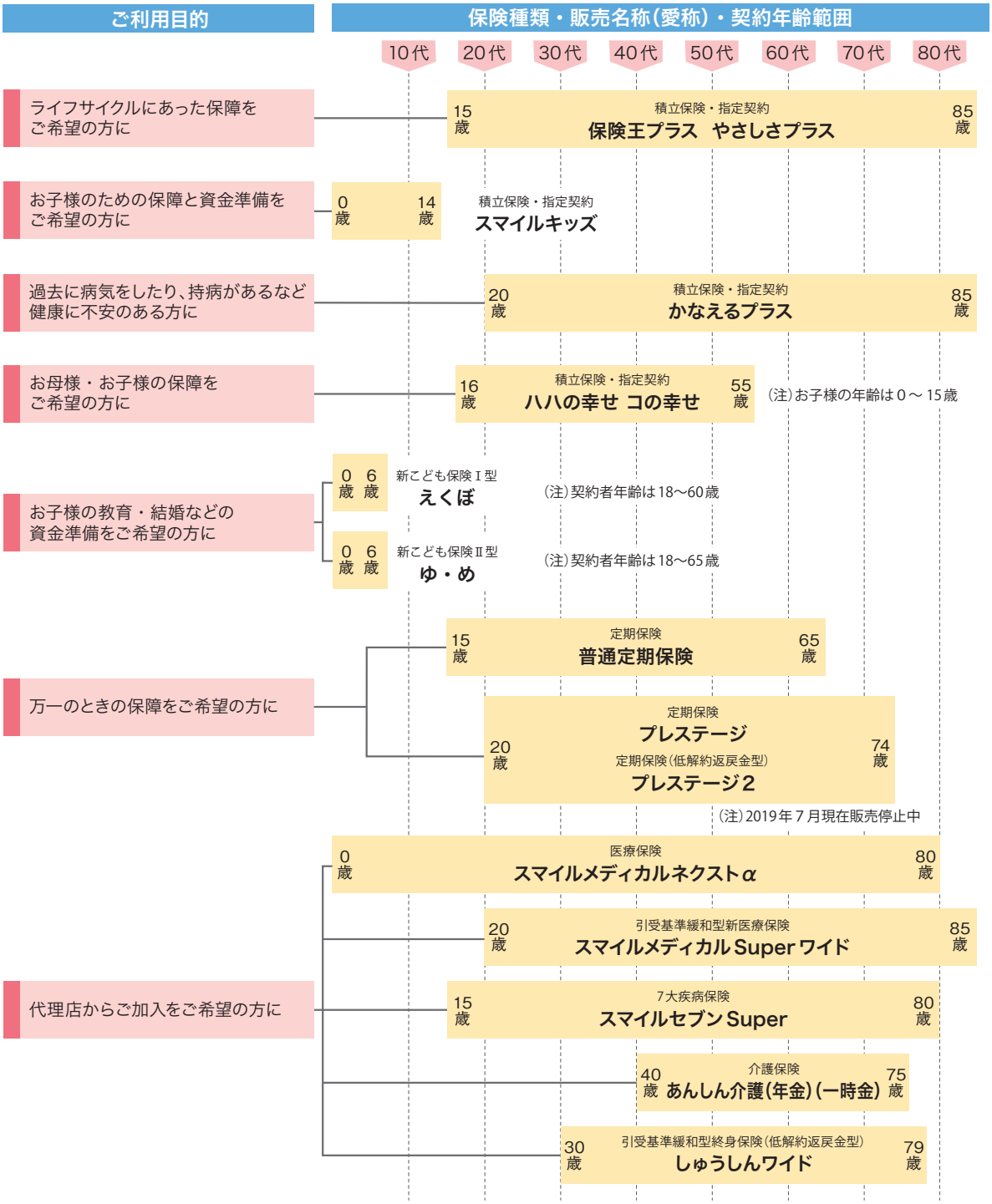

(注)上記は、個人向け商品の特長を記載したものです。商品の詳細につきましては、「パンフレット」「ご提案書(契約概要)」をご覧ください。
なお、ご契約の際には、「ご契約のしおり－定款・約款」を必ずご覧ください。

主な商品ラインナップ

積立保険・指定契約

一人ひとりの“生きる”を支える、一生涯の保険。

「保険王プラス」「やさしさプラス」では、ライフステージやニーズの変化に応じた保障をオーダーメイドで準備できることで、お客様のご意向を踏まえた商品・サービスの充実を図っています。

変化する人生に、進化する保険を。
保険王plus プラス

私らしく輝いて生きる。
やさしさ プラス

(注)「保険王プラス」は男性向け、「やさしさプラス」は女性向けの名称です。

■お客様一人ひとりを支えるオーダーメイドの保障

医療保障、収入保障、介護保障、死亡保障をそれぞれの保障ユニット(単体商品)で組み合わせることができ、様々なお客様にぴったりの保障を準備できます。また、積立機能(貯蓄機能)に保険料の一部を積み立てることができます。

医療保障

病気やケガによる日帰り入院から通院、手術、生活習慣病やがんなどの重い病気まで、幅広くカバーする手厚い医療保障です。

- 医療保険(返戻金なし型)(2010)
- 生活習慣病保険(返戻金なし型)
- がん保険(返戻金なし型)(2015)

収入保障

病気やケガで働けなくなったとき、年金が受取れ、減少した収入をしっかりサポートします。

収入サポート

- 収入サポート保険

介護保障

要支援・要介護状態や認知症になったとき、年金や一時金で経済的負担をカバーします。

あんしん介護

あんしん介護 認知症保険

あんしん介護 要支援保険

- 介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)
- 介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)
- 認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)
- 認知症介護一時金保険(返戻金なし型)
- 軽度介護定期保険
- 軽度介護終身保険(低解約返戻金型)

死亡保障

死亡や高度障害状態のとき、必要な費用を一時金や年金でお受取りいただけ、遺されたご家族をしっかり守ります。

- 新長期生活保障保険
- 普通定期保険
- 普通終身保険(低解約返戻金型)
- 長期生活保障保険

積立機能(貯蓄機能)

一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備えることができます。

- 利率変動型積立保険

■保険期間や保障の大きさは自由自在

一人ひとりのライフステージやライフスタイルに合わせて、保障を自由に組み立てられます。

たとえば 独身 の方には

収入保障 ＋ 医療保障

POINT! 入院したときの治療費や、働けなくなったときに減少する収入にもしっかり備えることができます。

たとえば 責任 世代の方には

死亡保障 ＋ 収入保障 ＋ 医療保障

POINT! 働けなくなったときや、もしものときには遺されたご家族のために一時金や年金で手厚く備えることができます。

たとえば シニア 世代の方には

介護保障 ＋ 医療保障

POINT! 病気にも備えながら、長生き時代に向けて要介護状態にも年金と一時金でしっかり備えることができます。

■ライフステージに合わせ、ムダなく見直し

加入後は「保障見直し制度」で、加入時の保障を継続しながら、一部の保障だけを見直すことや、新たな保障を追加することができます。

(注)ご加入時や保障内容を見直す際には、診査(告知)が必要となるほか、年齢や保険金額等に所定の要件があります。

責任世代を卒業した シニア 世代の保障へ

お子様の独立やライフステージの変化に合わせて、医療保障の充実や介護保障の準備など安心したセカンドライフに備えることができます。

いままで：医療保障／死亡保障 → これから：医療保障／介護保障（チェンジ！）

病気や介護へ万全の備えを！

最新の保障へ

時代の変化や医療技術の進歩によって、保険も進化します。新しく登場する保障に見直すことで、最新の保障をキープすることができます。

いままで：死亡保障／医療保障 → これから：死亡保障／新しい医療保障（チェンジ！）

積立保険・指定契約

●「かなえる医療保険」「かなえる終身保険」「かなえる定期保険」は健康に不安のあるお客様でも、簡単な告知事項に当てはまらなければお申込みいただける保険です。

（注）「かなえるプラス」は、引受基準緩和型商品（医療保険・終身保険・定期保険）を付加した「保険王プラス」の愛称です。

医療保障

●病気やケガで入院したときや、所定の手術、放射線治療を受けたときに、給付金をお受取りいただけます。

「引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）」

死亡保障

●万一のときにまとまった一時金をお受取りいただけます。

「引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）」
「引受基準緩和型定期保険（非更新型）」

積立機能（貯蓄機能）

●一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備えることができます。

「利率変動型積立保険」

積立保険・指定契約

●「ハハの幸せ コの幸せ」は子育て中の女性の想いを反映し、女性の視点や感性を活かして開発した、お母様とお子様を一緒に守る保険です。

家族をサポートする保障

●お母様が長期間にわたり、家事や育児ができない状態になったときに、お子様が一定程度成長するまでの間、家事代行サービス費用等に活用いただける年金をお受取りいただけます。

「特定生活障害年金保険（10年確定年金）」

●お母様が、１～２か月にわたり病気やケガの手当てをし、体を休めて健康の回復を図る必要があるとき等に、その間の家事代行サービス費用等に活用いただける一時金をお受取りいただけます。

「満了一時金付特定療養給付特約」

お母様の医療保障

●「医療保険（返戻金なし型）（2010）」に比べて、給付金の支払事由を限定すること等により、保険料の低廉化を実現しました。

「医療保険L（返戻金なし型）（2011）」

お子様の医療保障

●入院・手術等の支払事由はお母様の医療保障と同じとし、くわえて、二人目以降のお子様のご契約では保険料を割引くなど、保険料の低廉化を実現しました。

「こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）」

積立機能（貯蓄機能）

●一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備えることができます。

「利率変動型積立保険」

こども保険

えくぼ

ゆ・め

- 入園・入学・進級の時期等、お子様の成長に合わせて教育資金をお受取りいただけます。
- 満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。
- ご契約者が死亡・高度障害状態のとき、以後の保険料のお払込みは免除されます。さらに、「えくぼ」については所定の期間、育英年金を毎年お受取りいただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

定期保険

普通定期保険

プレステージ

プレステージ2

- 万一のときに、まとまった一時金で保障します。
- 満期保険金のない保障重点型の保険のため、合理的に大きな保障が得られます。
- 「プレステージ２」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料で保障をご準備いただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

（注）「プレステージ」「プレステージ２」は2019年７月現在販売停止中。

保険ショップ・テレマーケティング・銀行窓販等で取扱っている医療保険・介護保険・終身保険

スマイルメディカル Next α

●入院時の医療費（入院・手術・検査・投薬費用など）に加え、差額ベッド代・食事代・ご家族のお見舞時の費用などの自己負担に備えることができる医療保険です。
●再発・転移等によって、治療が長期化することがあるがんを含む７つの生活習慣病による入院は日数無制限で保障します。
（注）入院Ⅰ型の場合。

●特約を付加することで、下記の保障をご準備いただけます。
・退院後の通院開始時に受取れる一時金で、通院にかかる費用に備えることができます。
・治療費全額が自己負担のため、費用が高額となることがある先進医療に備えることができます。
・がんの３大治療（抗がん剤・放射線治療・手術）を受けた月ごとに給付金が受取れ、継続的にかかるがんの治療費等に備えることができます。
・がんを含む７つの生活習慣病による所定の状態に対するまとまった一時金が受取れ、幅広い治療に備えることができます。
●女性の場合、がん・女性特有の病気など、女性が気になる病気による入院に重点的に備えることができます。
●悪性新生物および６つの生活習慣病により所定の状態のときは、以後の保険料の払込みが不要となります。
（注）保険料払込免除特則適用の場合。

スマイルメディカル Super ワイド

●持病がある方や健康に不安のある方でもご加入いただけるよう、告知項目を限定し、引受基準を緩和した医療保険です。
●告知項目は２項目のみで、１年を経過した入院・手術歴は問いません。
●ご加入前の持病が悪化、再発した場合も保障します。

スマイルセブン Super

●がんを含む７つの生活習慣病による所定の状態に、まとまった一時金で備えることができる保険です。
●まとまった一時金は、何度でもお受取りいただけますので、再発・転移等にもしっかりと備えることができます。
（注）がん・６大疾病それぞれについて１年に１回限度等、所定の要件があります。

●特約を付加することで、下記の保障をご準備いただけます。
・がんの３大治療（抗がん剤・放射線治療・手術）を受けた月ごとに給付金が受取れ、継続的にかかるがんの治療費等に備えることができます。
●悪性新生物および６つの生活習慣病により所定の状態のときは、以後の保険料の払込みが不要となります。
（注）保険料払込免除特則適用の場合。

あんしん介護 年金・一時金

●お支払いが公的介護保険制度の要介護認定に連動した介護保険です。
●介護による一時的な多額の出費には「あんしん介護（一時金）」、いつまで続くかわからない日々の出費には「あんしん介護（年金）」で備えることができます。
●要介護１以上に認定された場合、以後の保険料の払込みが不要となります。

しゅうしんワイド

●持病がある方や健康に不安のある方でもご加入いただけるよう、告知項目を限定し、引受基準を緩和した終身保険です。
●万一のときの保障が一生涯継続します。

「介護保険といえば朝日生命」に向けた取組み

当社では「介護保険といえば朝日生命」というブランド構築に向け様々な介護に関する取組みを行っております。

介護保障のラインナップ

朝日生命の「あんしん介護」シリーズは、ニーズに合わせて自在に組み合わせることができます。

あんしん介護 要支援保険	あんしん介護	あんしん介護 認知症保険
要支援２から 一時金をお支払い！	公的介護保険制度に完全連動し 年金と一時金で介護をサポート！	介護の中でも負担の大きい 認知症を手厚く保障！

●「あんしん介護」シリーズの５つの特長

- ●一生涯の介護保障をご準備いただけます。
- ●お支払いは公的介護保険制度に完全連動しています。
- ●「要介護１」以上に認定でその後の保険料はいただきません。
- ●負担の大きい認知症を手厚く保障できます。
- ●「要支援２」以上に認定で一時金をお支払いします。

（注）詳細は下表およびパンフレットをご確認ください。

あんしん介護

GOOD DESIGN

介護への不安に対して、あんしんをお届けしたいという「あんしん介護」の商品コンセプトが高く評価されグッドデザイン賞を受賞しました。

〈「あんしん介護」シリーズの保障範囲〉

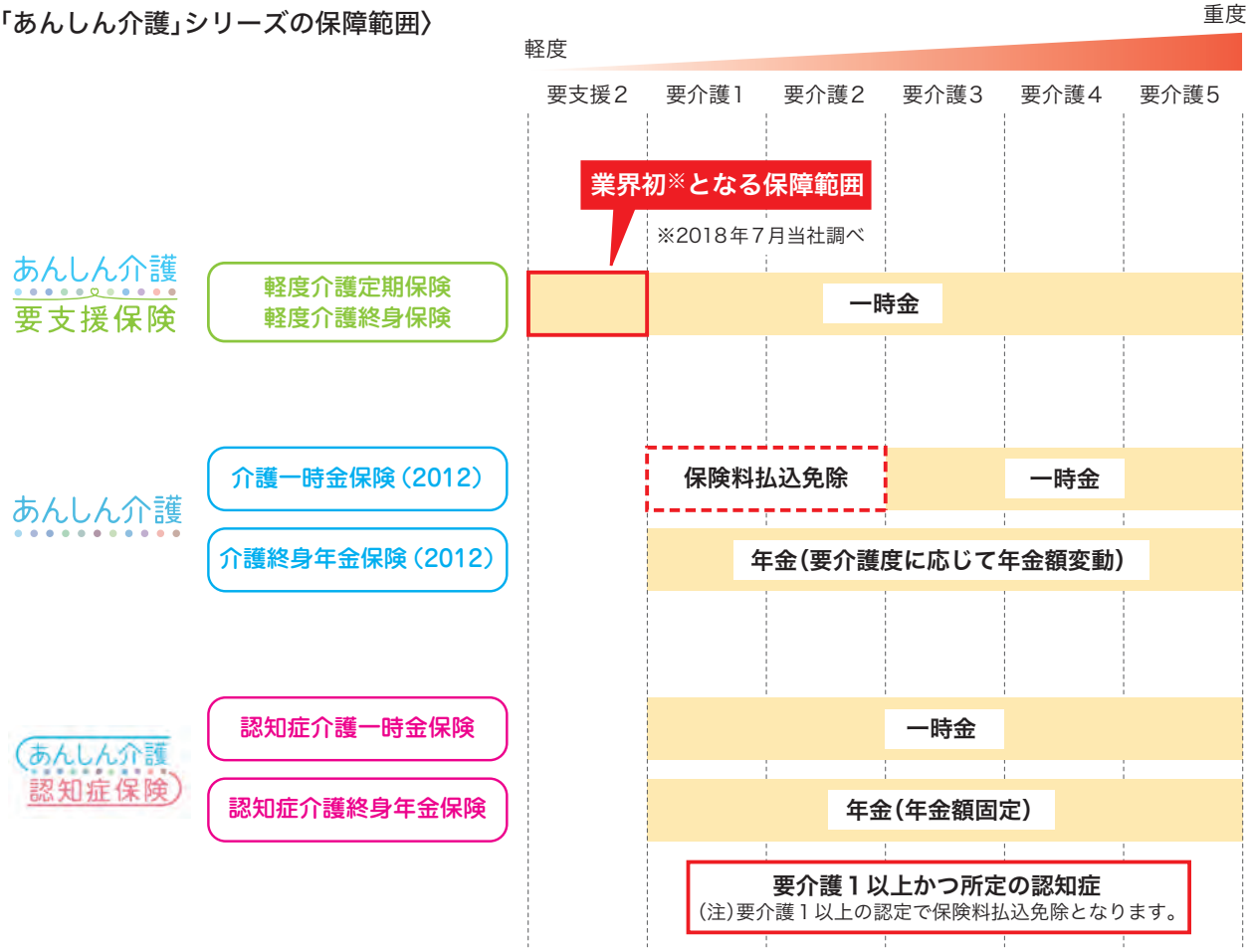

シニアにやさしいサービス

朝日生命ではご加入後の各種制度・サービスをさらに充実させ、シニアのお客様の不安・ニーズに対してお応えできる体制を整えています。

ご契約内容ご家族説明制度

ご契約者がご家族の連絡先を事前に登録し、登録されたご家族に対して、ご契約者と同等の範囲でご契約内容の説明を可能とする制度です。

例えば、ご契約者※が病気で給付金等の請求手続きができなくなったときなどに、登録されたご家族より保障内容の確認や、保険金・給付金のご請求に必要な手続きをご確認いただくことができます。

※ 被保険者とご契約者が同一の場合。

診断書取得代行サービス

要介護認定または身体障害者手帳１～３級のお客様を対象として、保険金・給付金のご請求の際に必要となる医療機関の診断書を、当社が無償で取得代行するサービスを提供しております。

わかりやすいお手続き

2018年１月にタブレット端末の導入、ご加入手続きの電子化を実施し、2019年１月にはアフターサービス手続きの電子化を実施いたしました。これによりわかりやすい画面誘導や機械的なチェックにより記入漏れや誤記入を防止するなど、「簡単・正確・迅速」なお手続きを可能としております。

今後もお客様の手続負担の更なる軽減を実現してまいります。

お客様フォローコール

お客様サービスセンターからお客様へ郵送した手続書類の到着確認および記入箇所の説明を電話で行う「記入サポートコール」を実施しています。

また、「満期・第１回年金」の請求書類を早期にご返送いただいたお客様に対して、当社での書類受理をお知らせし、お支払予定日をご案内する「期日支払フォローコール」を実施しています。

介護・健康相談サービス

2018年４月より、以下の保険にご加入いただいたお客様とそのご家族※を対象に24時間・365日受付、相談料・通話料無料の「介護・健康相談サービス」を提供しています。

- 「あんしん介護」「あんしん介護 認知症保険」「あんしん介護 要支援保険」
- 「医療保険」「がん保険」「生活習慣病保険」（80歳以上のご加入者様が対象となります）

介護に関する相談はもちろん、からだの不調や気になる症状に関するアドバイス、医療機関の情報提供など、看護師・ケアマネージャー等の経験豊富な専門相談員がお応えします。ご利用の際は、お名前とご契約の証券記号番号、ご加入者様の年齢をおうかがいします。

※「ご契約内容ご家族説明制度」の登録先のご家族。

連携企業とのネットワークによるご契約様向けサービス

ご高齢者の見守り

もしものとき、緊急ボタンを押すだけで警備員がご自宅に駆けつけるサービスです。必要に応じて警察や消防への通報も行います。また、「ライフリズム監視サービス」「見守り情報配信サービス」など、安心をさらに高めるオプションプランもご用意しています。

提携先：ALSOK（綜合警備保障株式会社）／国際警備保障株式会社

※国際警備保障のサービスは、近畿圏の一部地域限定となります。

介護施設無料体験入居

有料老人ホーム運営数No.1（全国290以上、2016年８月現在）のベネッセスタイルケアで、６泊７日の体験利用を無料提供します。長期契約をご希望の方限定の特典です。

提携先：ベネッセスタイルケア

後見人候補者紹介サービス

成年後見制度の相談や利用の希望を受けて、後見人に適した専門職後見人（司法書士）候補者を紹介します。

提携先：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

認知症サポーターの養成

厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン※」事業に賛同し、当社従業員を対象に「認知症サポーター」を養成する取組みを推進しています。

2016年度からは、新たに入社する営業職員を対象に各支社で実施する入社初期教育のカリキュラムにおいて、認知症サポーター養成講座の受講を必須化しています。

その結果、15,000名を超える全役職員が認知症サポーターに認定されており、養成率は100%となっています。

この取組みを通じて、「ご高齢者が安心して暮らせる社会づくりへの貢献」に尽力していきます。

※ 認知症に関する正しい知識習得を通じて、認知症の人や家族をサポートし、地域社会の誰もが暮らしやすい社会づくりに貢献することを目指す取組み。

認知症サポーター養成講座修了者に付与されるオレンジリング

お申込みからお受取りまで

朝日生命では、ご契約のお申込みから保険金等のお支払いまでの対応はもちろんのこと営業職員チャネルを活かし、ご契約期間中もお客様のライフサイクルに合わせた適切な情報提供等のアフターフォローを行っています。

お申込み時

ご加入手続きのご案内

①重要事項の説明

「クーリング・オフ制度」「告知について」「保険金等をお受取りいただけない場合について」「解約と返戻金について」など、重要事項につきましては、「重要事項説明書・ご契約のしおり」に明示することで、商品のご提案およびご契約のお申込みの際に、お客様にご理解いただけるよう努めています。

②お申込内容・ご意向の確認

お申込みいただく保険商品がお客様のご意向に合致しているかを確認させていただきます。

③お申込み手続き

ご加入手続きに必要な情報を確認・入力いただきます。

④告知手続き

被保険者の健康状態について告知いただきます。

(注)お申込内容に応じて、告知項目が異なる、または、告知が不要な場合があります。

ご契約期間中

ご契約期間中のお知らせとサービス

インフォメールあさひ

個人保険･事業保険(一部を除く)のご契約者あてに、毎年１回郵送にてお知らせしています。大切な内容をお知らせしていますので、お手元に届いた際は是非ご覧ください。

●「ご契約者のみなさまへ」

決算のお知らせや保険金・給付金のご請求手続きなど、当社の現況と諸手続きをお知らせしています。

●「ご契約内容のお知らせ」

保障内容や配当金情報など、ご契約の現況をお知らせしています。また、所定の要件を満たしたご契約については、冊子の先頭に「生命保険料控除証明書」を添付しています。

シニアにやさしいサービス

当社では、シニアのお客様の不安・ニーズに対して「診断書取得代行サービス」など保険期間の満了・お支払い時まで、ご安心いただける体制を整えています。

ご契約期間中

安心お届けサービス

担当者が訪問し、ご契約内容をお知らせするとともに、以下の確認等を行っています。

- ご契約内容に関するご不明な点
- 現在のご契約内容がお客様の保障ニーズに適しているかの確認
- 保険金・給付金のご請求等、必要な手続きの有無

災害時の「いざ」というときにも、速やかにお手続きいただけるよう、ご家族の「連絡先」の登録をおすすめしています。

あさひマイページ（個人保険にご加入のお客様向けサービス）

ご契約者様専用インターネットサービス「あさひマイページ」にご登録いただくことで、「ご契約内容照会」「保険料振替口座に関する変更手続き」「積立金引出し・契約者貸付等の各種資金取引」「ご利用明細のメール通知サービスの提供」「各種保全請求書の郵送依頼」「テレホンサービスのご利用」等のサービスを年会費・登録料無料でご利用いただけます。「あさひマイページ」のご登録は、当社ホームページのトップページより、簡単に行えます。なお、ご登録後は専用画面にログインしていただくことで各種サービス※がご利用いただけます。

※ 各種保険手続きは暗証番号の認証または設定が必要となります。

このような場合	必要となるお手続き	当社ホームページ（「あさひマイページ」）	お客様サービスセンター
お引越しされたとき	住所・電話番号変更	○	○
	保険料振替口座変更	○	○
ご結婚されたとき	名義改姓	○	○
	受取人変更	–	○
	保険料振替口座変更	○	○
資金が必要なとき	積立金引出し	○	○
	契約者貸付	○	○
	各種すえ置き金引出し	○	○
ご退職されたとき	保険料払込方法変更	–	○
入院や手術をされたとき	各種給付金の請求	–	○
お亡くなりになられたとき	死亡保険金の請求	–	○
ご契約内容を確認したいとき	–	○	○

朝日ライフカード

「朝日ライフカード」をお持ちのお客様は、下記の方法で積立金引出し・契約者貸付等のお取引を簡単・便利にご利用いただけます。

●みずほ銀行ATM・イオン銀行ATM・ゆうちょ銀行ATM・セブン銀行ATM

●インターネットサービス※

※ パソコン、スマートフォンでのご利用にあたり、「あさひマイページ」のご登録が必要です。

●テレホンサービス

右記受付電話番号にお電話いただき、音声メッセージに従ってご利用いただけます。

（注）回線はプッシュ回線にてご利用いただけます。ダイヤル回線をご使用の場合は「プッシュトーン」に切り替えてご利用ください。

（注）携帯電話・PHSでのご利用は、通話料金が有料となります。

〔受付電話番号〕
固定電話でのご利用
0120−130−644
携帯電話・PHSでのご利用
042−338−7130

ご請求手続きの流れ

保険金・給付金のご請求とお受取り

保険金・給付金をもれなくご請求いただくためには、お客様からのご連絡が重要な情報となります。

病気やケガで入院・手術・通院された場合、お亡くなりになられた場合など、保険金・給付金をお受取りいただける可能性があると思われる場合やご不明な点につきましては、当社担当者またはお客様サービスセンターまでご連絡ください。

1．お 客 様	**朝日生命へのご連絡** 受取人より、当社担当者またはお客様サービスセンターにご連絡ください。 ●お手元に、ご契約の証券記号番号がわかる書類(保険証券・インフォメールあさひ等)をご用意ください。 ●保険金・給付金をもれなくご請求いただくために、以下の内容をお伺いします。 ・証券記号番号・お電話をいただいた方のお名前・被保険者名 ・入退院日、死亡日、事故日、病名、手術名、手術日、通院の有無など (注) 病名等は、必要書類をご案内するためにお伺いするものですので、差支えのない範囲でお申出願います。
2．朝日生命	**請求のご案内** ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と請求書類をお届けします。
3．お 客 様	**請求書類のご提出** ご案内した必要書類をお取りそろえのうえ、ご提出ください。
4．朝日生命	**保険金・給付金のお支払い** 保険金・給付金をお支払いします。または、保険料のお払込みを免除します。
5．お 客 様	**お支払明細書をご確認ください** お支払金額などを記載したお支払明細書またはお支払通知書をご郵送しますので、ご確認ください。

お客様サービスセンター

お電話によるご契約に関するご照会・ご相談・各種手続きのお申出を「お客様サービスセンター」にて承っています。全国のお客様にご利用いただけますようフリーダイヤルを導入しています。

なお、保険ショップ等でご加入された「スマイルシリーズ【代理店専用商品】」のご契約に関するお問合せは、「スマイルシリーズ」専用お客様サービスセンターをご利用ください。

お客様サービスセンター 0120−714−532

「スマイルシリーズ」専用お客様サービスセンター 0120−360−567

受付時間：月曜日〜金曜日　9：00 〜 17：00
土曜日　9：00 〜 12：00
13：00 〜 17：00
（但し、祝日、年末年始を除きます）

福岡総合サービスセンターの開設

大規模災害により首都圏が被災した場合でも、より安定的にお客様サービスを継続するため、福岡県福岡市に「福岡総合サービスセンター」を開設し、2019年４月より「給付金のお支払い業務」を開始しています。

あわせて、2019年10月より「コールセンター業務」を順次開始いたします。

「クーリング・オフ制度」について

ご契約のお申込みを撤回することができます

申込者または保険契約者（以下「申込者等」とします）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（重要事項説明書・ご契約のしおり）を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」とします）をすることができます。お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱店または本社あてお申出ください。

なお、クーリング・オフ制度の取扱期間内であっても、次の場合にはこの取扱いをいたしません。

- 申込者等が法人（会社）または個人事業主（雇用者）の場合
- 当社が指定した医師の診査が終了した場合

保険金等をお受け取りいただけない場合について（引受基準緩和型の商品を除く）

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合
  なお、ご契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。
  - 責任開始の日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院や手術
  - 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
  - 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約（特約）が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約（特約）が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効（ご契約の効力がなくなること）した場合
- 保険金・給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 責任開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺した場合（グランドステージの第１保険期間中を除く）
- 保険契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失などにより保険金・給付金の支払事由が生じた場合

お客様への情報提供

生命保険事業は極めて公共性・社会性の高い事業であり、事業の存立・発展は広く社会の理解と信頼を得てはじめて成り立つものです。こうした観点から、当社では様々な情報を、ご契約者はもちろん、多くの皆様に積極的に提供しています。

当社ホームページ

当社ホームページでは、お客様へのお知らせ、お客様窓口のご案内や、資料請求、ご契約に関する各種手続きを承っています。

●朝日生命ホームページの主な掲載内容

会社情報
- 会社紹介(会社概要・ディスクロージャー資料等)
- 電子公告(決算公告等)
- 広告宣伝活動(CMオンライン)
- 社会貢献活動
- プレスリリース

ご契約者様専用サービス
- あさひマイページのご案内
- お手続き一覧
- ライフカードのご案内・お手続き
- 保険金・給付金のご請求について

用語集

商品情報
- 保険王プラス
- やさしさプラス
- 収入サポート
- あんしん介護
- かなえるプラス
- ハハの幸せ コの幸せ
- その他の保険商品

お問合せ先のご案内
- お客様サービスセンター
- 全国のお客様窓口
- 耳や言葉のご不自由なお客様からのお問合せウェブページ

朝日生命ホームページ
https://www.asahi-life.co.jp/

情報発信

経営に関する情報

●朝日生命の現状
(保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料)
●CSR報告書

朝日生命キャラクター

当社では、1997年1月よりイメージキャラクターとして性別・年齢を問わず幅広いファン層を持つ菅野美穂さんを起用し、テレビCM、ポスター等を通じ、皆様に親しまれる広告宣伝活動を展開しています。

菅野美穂さん

また、2009年4月よりマスコットキャラクターとして株式会社サンリオの「シナモロール」を起用し、各種資料やノベルティグッズなどに活用することにより、当社への親近感の訴求やお客様とのコミュニケーションの促進を図り、更なるお客様サービスの充実に努めています。

シナモロール

暮らしに役立つ、その他の情報提供

SANSAN(月刊)
各界の著名な方々へのインタビューをはじめ、旅、クッキングなど生活に役立つ内容を満載した生活情報誌

野菜倶楽部(月刊)
旬の野菜とその料理法を取り上げた料理レシピ冊子

あさひホットメール(月刊)
生活や健康に役立つ情報・データなどを掲載したチラシ

企業・団体向け商品とサービス

企業・団体向け商品

保険王プラス・やさしさプラスの「経営者プラン」(以下、「経営者プラン」)・「グランドステージ」・「プレステージ」・「プレステージ２」は、万一の場合の備えと退職慰労金の財源を合理的に準備できます。また、「あんしん介護(経営者プラン)」は要介護状態になり、経営から離れることを余儀なくされたときの「事業保障資金」の確保ができます。

「経営者プラン」の特長

●経営者・役員の方が万一のときに、保険金が支払われ、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには相続・事業承継対策資金としてお役に立ちます。

●また、経営者・役員の方が要介護状態、病気で長期の休業を余儀なくされたときの「事業保障資金」として３つの保障がお役に立ちます。

・要介護状態になったときに一時金でお役に立つ「介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)」
・７つの生活習慣病について一時金と入院給付金でお役に立つ「生活習慣病保険(返戻金なし型)」
・がんに対して一時金と入院給付金でお役に立つ「がん保険(返戻金なし型)(2015)」

「あんしん介護（経営者プラン)」の特長

●経営者・役員の方が公的介護保険制度で要介護３以上の認定を受けたときに、一時金が支払われます。

経営から離れることを余儀なくされたときの事業保障資金としてお役に立ちます。

●経営者・役員の方が公的介護保険制度で要介護１以上の認定を受けたときに、以後の保険料のお払込みが免除となります。

「グランドステージ」の特長

●経営者・役員の方が万一のときに、(災害)死亡保険金を短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただけます。

●ご勇退時に保険契約を解約することにより、解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただけます。

●３つの告知でお申込みいただけます。生命保険加入時の医師の診査はありません。

(注) 2019年７月現在販売停止中。

「プレステージ」「プレステージ２」の特長

●経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただけます。

●ご勇退時に保険契約を解約することにより、解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただけます。

●「プレステージ２」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料で保障をご準備いただけます。

(注) 2019年７月現在販売停止中。

企業・団体向け商品（企業・団体がご契約者となって、個人保険をご利用いただくプラン）		
ご利用目的		保険種類
経営者・役員のためのプラン（経営者プラン）	・事業保障資金の確保（経営上の損失補填） ・死亡退職金・弔慰金の確保 ・相続・事業承継対策資金の確保	「経営者プラン」「グランドステージ」「プレステージ」「プレステージ２」「普通定期保険」「あんしん介護（経営者プラン）」
	・勇退時退職慰労金の準備	「経営者プラン」「グランドステージ」「プレステージ」「プレステージ２」
従業員のためのプラン	・福利厚生（弔慰金等）の準備	「普通定期保険」
	・退職金の準備	「グランドステージ」「プレステージ」「プレステージ２」

当社では企業の役員・従業員の福利厚生制度の運営にお役に立つ以下の企業・団体・従業員向け保険商品もご提供しています。

在職中の生活保障および遺族保障	「（無配当）総合福祉団体定期保険」「団体定期保険」「医療保障保険（団体型）」「無配当団体医療保険」
退職金の事前準備	「新企業年金保険」
従業員の自助努力による老後生活資金準備	「拠出型企業年金保険」
住宅ローン等の債権保全と債務者の遺族の財産確保	「団体信用生命保険」
従業員の計画的貯蓄	「財形貯蓄積立保険」
従業員のマイホーム準備	「財形住宅貯蓄積立保険」
従業員の老後生活資金準備	「財形年金積立保険」

朝日ビジネスクラブ（ABC）

当社では、1993年より、経営者の皆様を情報面でバックアップする「朝日ビジネスクラブ（ABC）」を運営しており、次のようなサービスを提供しています。

経営情報マガジン・ABC

最前線のビジネス情報を満載した、オールカラーの情報誌を毎月お届けしています。また、経営者が語る「経営の転機」など、経営者の皆様にもご参加いただけるコーナーもあります。当誌は、雑誌の資料館として日本最高峰とされる「大宅壮一文庫」に寄贈保管されており、「国立国会図書館」にも納本しています。

●経営者が語る「経営の転機」
経営者の皆様の、会社経営にまつわる苦労話やサクセスストーリーをご紹介しています。

●知っておきたい時代をつかむキーワード
社会の新しい動き（トレンド）、技術革新など、最新情報をピックアップしています。

●のこしたい風景・世界自然遺産紀行
のこしたい風景と題し、世界自然遺産を素敵な写真とともに紹介します。

●ゴルフ教室
プロゴルファーがノウハウを活かし、理論学習と実技指導でゴルファーのレベルアップをサポートします。

ABC セミナー

各界の専門家を講師として招く経営者向けのセミナーを開催しています。

朝日生命ライフサポート倶楽部

中堅・中小企業に向けて、リゾートソリューション株式会社が提供する福利厚生サービスと、ウェルリンク株式会社が提供するストレスチェックサービスを融合させた「朝日生命ライフサポート倶楽部」を提供しています。

お客様との接点

お客様への最適なアクセスを実現するマルチチャネル体制の構築

当社は、営業職員チャネルや代理店チャネルなど、お客様への最適なアクセスを実現するマルチチャネル体制の構築を通じて、商品・サービスを提供しています。

営業職員

全国で約11,600名の営業職員が在籍し、当社のメインチャネルとして、お客様へのフェイストゥフェイスによるサービス活動を展開しています。

具体的には、多様化するお客様のニーズ・ライフスタイルに応じたご加入時の丁寧なコンサルティングや、ご加入後のライフサイクルの変化に合わせた適切な情報提供等のアフターフォローを行っています。

今後もお客様に信頼され、選ばれ続けるために、生命保険にとどまらず各種金融商品や社会保障制度、税務等に関する豊富な知識を備えたクオリティーの高い営業職員の育成に努めています。

また、国家資格である「FP技能士」の資格取得を推進しており、2019年３月時点で4,344名の営業職員が「FP技能士」資格を保有しています。

保険ショップ

全国の保険ショップ(来店型)と代理店委託契約を締結し、医療保険や介護保険などの第三分野商品を販売しています。委託先の店舗は徐々に拡大し、約3,200店(2018年度末)となっています。

各保険ショップでは、代理店担当ソリシタを通じて、商品研修やコンプライアンス研修等、様々な研修を実施しています。

テレマーケティング

クレジットカード会社、カタログ通販会社などの提携先の会員様に対して、医療保険など、保障内容のわかりやすい第三分野の商品を中心に電話で販売しています。

オペレーターへの各種研修は勿論、定期的なモニタリングなどコール品質の向上に向けた取組みをすすめています。

銀行窓販

全国の提携金融機関と代理店委託契約を締結し、医療保険や介護保険などの第三分野商品を販売しています。

金融機関担当ホールセラーを通じて、商品研修・コンプライアンス研修等様々な研修を各金融機関で実施しています。

税理士代理店

全国の税理士と代理店委託契約を締結し、関与先法人へのコンサルティングを通じて、経営者保険の提案活動を展開しています。

また、税理士代理店担当者の配置を促進し、サポート体制の充実に努めています。

インシュアテックへの取組み

中期経営計画「TRY NEXT」では、各種手続きの電子化の推進やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用による業務効率化を通じた「働き方改革」を推進するとともに、ICTを活用した新たな商品・サービスの調査・研究に注力しています。

こうしたシステム対応面の諸対応を通じて、高品質なお客様サービス、迅速なお客様対応をご提供し、お客様サービスの向上に役立てています。

タブレット端末（スマートアイ）を活用したお客様サービスの向上

スマートアイの特長

2018年１月に富士通株式会社が提供する営業職員用タブレット端末（スマートアイ）を全営業職員が携行のうえ、当社のネットワークに接続することにより、お客様からのご照会やご契約に関するお手続きについて、迅速な対応を可能とする仕組みを実現しました。

セキュリティ面では、業界初となる手のひらを用いたスライド式静脈認証の搭載に加え、遠隔データ消去機能の採用、暗号化ディスクの搭載により、大切なお客様の情報を安全に守ります。

スマートアイ

ご加入手続きの電子化

2018年１月に、ご契約のご加入手続きを電子化し、簡便で迅速なお手続きを実現しました。

手続き画面はUCDAが主催する「UCDAアワード2018」の生命保険分野＜対面販売における契約申込手続き電子画面部門＞にて「アナザーボイス賞」を受賞しました。

「第三者」による客観的な評価 UCDA AWARD 2018

※一般社団法人 ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会（UCDA）について
産業・学術・生活者の議論によって「わかりやすさ」の基準を策定し、情報コミュニケーションが生活者にとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすい」デザインになっているかを評価・認証する国内唯一の第三者機関です。

アフターサービス手続きの電子化

2019年１月に、住所変更や名義変更などのアフターサービス手続きを電子化し、手続きをシンプルにするとともに、その場での手続き完了を実現しました。

また、運転免許証などの本人確認書類を「スマートアイ」で撮影して、氏名、生年月日を読み取り、会社登録情報と照合する新たな確認方法を導入して、手続きの迅速化を図りました。

ICTを活用した業務革新

契約成立までの手続きの効率化

当社では、ご加入手続きの電子化により、お客様が入力する申込情報や告知情報を端末でチェックすることで手続きの不備を削減し、ご加入手続き後の点検・査定業務を効率化しています。

また、加入時に必要となる医務査定において、異なるサイズやフォームの健康診断書(非定型帳票)の項目確認、データ入力、原本との付け合わせ作業などは人手を介して行っていましたが、キヤノンマーケティングジャパン株式会社の「定型・非定型帳票OCR エントリーシステム」の導入によって、定型・非定型を問わず複数の書類の一括スキャンを行うとともに、読み取り結果の確認作業を効率化することで、医務査定にかかる業務の削減を実現しました。

これにより、保険契約成立までの所要時間を２割削減し、お客様への契約の承諾までの時間を短縮しました。

入院給付金の支払査定における AI の活用

日本アイ・ビー・エム株式会社が提供する「IBM Watson Explorer」を活用した新たな給付金支払査定システムを、2018年1月より稼動しました。

本システムは、診断書等の書面から支払査定に必要な情報を自動的に抽出、コード化のうえ、査定の簡易な事案については査定判断および送金手配まで自動で行うものです。

これにより、お客様からの給付金の請求について、診断書等の情報が到着後、最短30分程度で支払査定と送金手配が完了します(従来の平均は2.4日)。

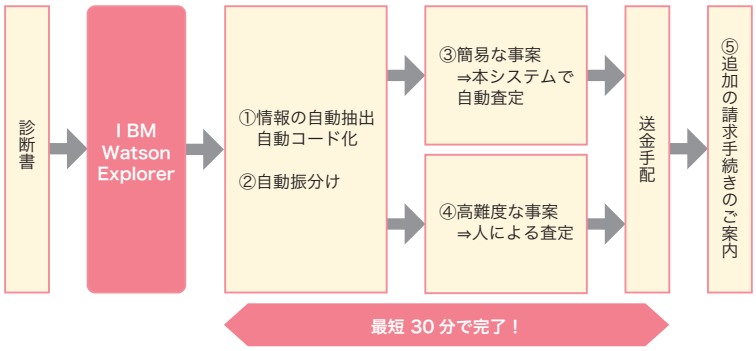

ビッグデータ分析を活用した活動効率向上

日本アイ・ビー・エム株式会社が提供するデータ分析システム「IBM SPSS Modeler」を導入し、ご加入意向の高いお客様を予測するシステムを開発しました。本システムを営業活動プロセスに組み込むことで、活動効率ならびにお客様満足の向上に向けて取組んでいます。

RPA を活用した事務効率化

RPA※は、パソコンを使用した単純な反復作業、大量業務に適しており、本社各部の端末にロボットを導入することで本社業務の効率化を推進しています。

2020年度までに1,000業務のRPA化に取組んでいます。

※ RPAとは、「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略称であり、人間に代わってソフトウェアロボットが、データベースやメール、インターネット等様々なツールから必要な情報を取り出して処理を実行できます。複雑なプログラミングが不要でマクロの動きに近く、端末にインストールして使用します。

「ロボたん」はRPAで使用する端末の社内愛称です

ICTによる新商品・サービスの開発

東京大学との社会連携講座開設

2018年４月より、国立大学法人東京大学大学院医学系研究科に社会連携講座「糖尿病・生活習慣病予防講座」を開設し、日本国民の健康増進に資することを目的に、医療ビッグデータの解析やICTの活用を通じ、『生活習慣病の予防と重症化防止に資する効果的モデルの構築に向けた共同研究』を開始しております。

当社は共同研究の成果を活用し、お客様の健康増進や生活の質（QOL；Quality of Life）の向上につながる、新たな保険事業の進展、具体的には、生活習慣病の「予防」「重症化防止」に加え、生活習慣の「改善」に役立つ保険商品やサービスの開発、保険引受基準の高度化による引受拡大などを目指してまいります。

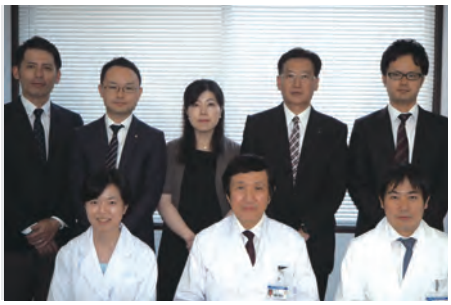

DeNA と業務提携

2019年３月に株式会社ディー・エヌ・エー（DeNA）の子会社であるDeSCヘルスケア株式会社とお客様の健康増進のためのサービスの提供およびヘルスケア型保険の開発・提供における業務提携に合意しました。

お客様の万が一に備えるだけでなく、日々の健康管理や健康リスクの低減も合わせて支援するヘルスケア型の保険サービスを提供することで、包括的に“生きる”を支える仕組みを実現し、少子高齢化に伴う医療費問題等の社会問題の解決に取組んでまいります。

〈予定する取組み〉

①お客様向けに健康増進サービス「KenCoM」を提供（2019年度下期予定）

お客様に向けて、DeSCヘルスケアが健康保険組合・健診機関向けに提供中の「KenCoM」をベースにしたアプリを提供します。健康増進を支援する機能・情報の提供により、使い続けることで健康上のリスクが低減するサービスを目指します。

②ヘルスケア型保険商品の共同開発・提供（2020年度以降）

DeNAのヘルスケアサービスで得られた健康に関わる行動変容に関する知見やそのエビデンスデータを活用した、新たなヘルスケア型保険商品の共同開発に取組みます。

さらに、当社の生命保険販売ノウハウと、DeNAのインターネットサービスで培った知見を活かして、生命保険マーケットの新たな開拓手法を構築していきます。

教育体系

少子高齢化の進展やライフスタイルの変化等により、お客様のニーズは複雑・多様化しています。

当社ではライフコンサルタントとして使命感をもち、お客様の多様なニーズに応えうる知識・スキルなどをもつ営業職員・募集代理店を育成するために、一貫した教育体系による教育・研修を行っています。

また、長期的な視野に立った営業職員の育成を強化するため、入社初期における実践教育の充実を図るとともに、入社１～３年目の営業職員に対する教育の充実を図った育成体制を推進し、お客様のニーズに応えうる高度な営業体制を構築していきます。

採用対象者に対する採用前教育

入社前の採用対象者に対し、「営業所長面接」「入社説明会」等を実施しています。

「営業所長面接」では、勤務場所としての営業所を実際に見学し、研修や育成のスケジュール・仕事のすすめ方・就業規則等について説明を行い、生命保険や当社についての理解を深めます。

また、「入社説明会」では、生命保険の基本的な仕組みや営業職員の仕事の内容などについてより詳しい研修を行い、お客様から信頼される人材の採用に努めています。

営業職員に対する採用後教育

採用後の初期教育として、業界共通カリキュラムに対応した「一般コース研修」と当社独自の研修・実践教育により、お客様の立場に立ったコンサルティングを行うための販売スキルや専門知識の習得に努めています。また、生命保険に関する知識はもとより、金融・税務等幅広い知識とスキルの習得に向けた国家資格「FP技能士」の取得を推進し、ご家庭の生活設計から会社経営者のリスクマネジメントまで、コンサルティングセールスを実践できる優秀な営業職員を多数育成することに力を注いでいます。

営業職員に対する継続的・反復的教育

ご契約者保護やお客様満足度向上の観点から、全営業職員を対象として継続的に教育を行う「あさひマスターコース」を実施しています。

「コンプライアンス」に加え、「商品の説明」「各種お手続き」といったお客様に提供するサービス全般について、月１回の集中研修を行うとともに、継続的・反復的な教育を実施しています。

研修・育成機構

営業職員に対しては、統括本部・統括支社・支社に研修教室・実践育成センターを設置し、集合教育(知識教育、実践教育)を行っています。

また、研修施設として、高円寺研修センター(東京都杉並区)を設置し、管理職、営業担当スタッフ、営業職員などを対象として、課題別の集合研修を行っています。

募集代理店に対する教育

募集代理店として委託する前に「委託業務説明会」を実施し、契約条件・委託する業務内容の確認など代理店独自の事項について説明・教育を行っています。

委託後は、業界共通カリキュラムに対応した登録前・登録後研修などにより、販売スキルや専門的な知識の付与を行います。

業界共通試験への取組み

営業職員・募集代理店に高度な専門知識を付与し、販売スキルの向上を図るために、当社では専門課程試験・応用課程試験等の受験を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

●一般課程試験

営業職員・募集代理店として必要とされる生命保険の基礎知識を修得するための試験です。

この試験に合格のうえ、登録されてはじめて生命保険募集人として販売活動を行うことができます。

●専門課程試験

生命保険販売に関連する専門知識と周辺知識を修得し、お客様ニーズへの基本的対応力を高めることを目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「ライフ・コンサルタント(略称LC)」の称号が授与されます。

●応用課程試験

専門課程試験で得た知識を活かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な知識を修得することを目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「シニア・ライフ・コンサルタント(略称SLC)」の称号が授与されます。

●変額保険販売資格試験

変額保険の販売に必要な知識を修得することを目的としています。合格後、生命保険協会に登録し、変額保険の販売が可能となります。

●生命保険大学課程試験

ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な生命保険およびその関連知識を、より専門的なレベルで修得することにより、真の生命保険ファイナンシャルプランナーの育成を目的としています。生命保険大学課程試験の全科目(6科目)に合格し、一定の要件を満たすと、生命保険協会より「トータル・ライフ・コンサルタント〔生命保険協会認定FP〕(略称TLC)」の称号が授与されます。

「ＦＰ技能検定」への取組み

高度化するお客様ニーズに的確に対応したコンサルティングセールスを実践していくために、当社では「FP技能検定」の受検を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

「FP技能検定」は「職業能力開発促進法」に基づく国家検定であり、生命保険の知識はもとより金融・税務等の幅広い知識を備え、お客様に総合的なアドバイスができるスキルを習得することを目的としています。

「FP技能士」には1級技能士～3級技能士までの等級があり、合格者には、国家資格「FP技能士」の称号が付与されます。

CSR（企業の社会的責任）への取組み

CSRの基本的な考え方

CSRの具体的な取組み

CSRの基本的な考え方

生命保険事業は社会保障制度とともに日本の社会を支えていく重要な使命を担っており、生命保険会社である当社は、事業活動そのものが企業としての社会的責任（CSR※）を果たすための根底をなす重要な活動であると考えています。こうした考えのもと、当社では「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げ、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」に取組んでいます。

※CSR【Corporate Social Responsibility】
CSRとは、企業の社会的責任の略称で、企業が様々な活動を行うプロセスにおいて、利益を最優先させるのではなく、お客様、社会、従業員などとの関係を重視しながら、社会的公正性を保つことや環境対策を施すことなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期にわたって企業が持続的に成長することを言います。

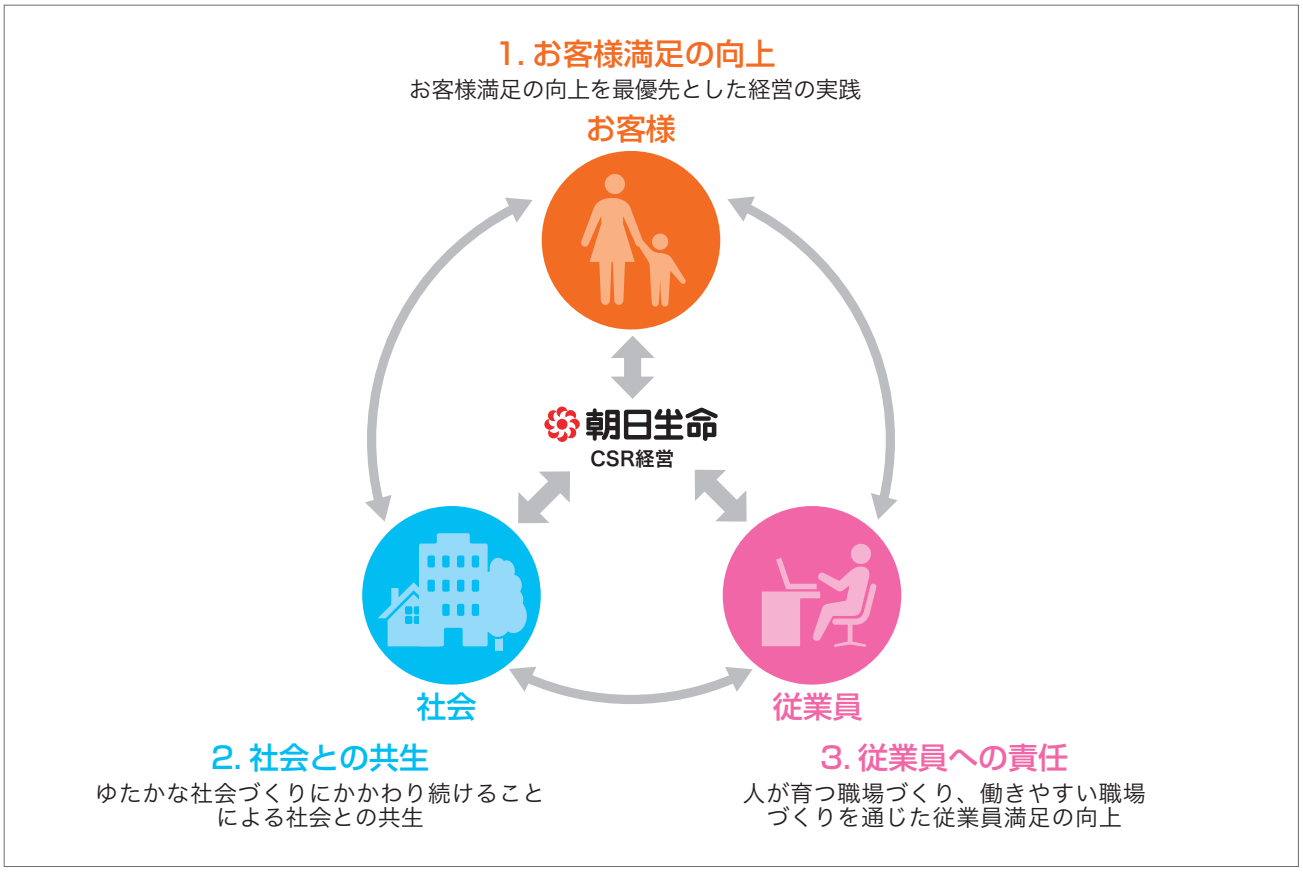

CSRの具体的な取組み

1. お客様満足の向上

当社では、お客様一人ひとりに心からご満足いただけるよう、お客様の視点・立場に立って行動し、お客様のご意向を踏まえた商品やサービスの充実を図っています。さらなる「お客様満足の向上」に向けて、「お客様の声」をもとにお客様サービスの改善に取組んでまいります。

2. 社会との共生

当社では、生活習慣病の研究、青少年の健全な育成活動などの社会貢献活動についても積極的に取組み、一層の「企業価値の向上」を目指すことで、当社と社会の相乗的な発展を推進していきます。

朝日生命成人病研究所　附属医院

1960年５月、創業70周年記念事業の一環として、社会福祉に貢献することを目的に、朝日生命成人病研究所を設立しました。当研究所は、研究室や実験室などの研究施設と、外来・入院診療施設（病床数11床）を備えており、生活習慣病に関する基礎的研究および診療を通じての臨床的研究の成果は、学界でも高く評価されています。とりわけ、糖尿病に関しては、その成因や治療法、合併症の抑制などの研究とともに、専門チームによる高水準の診療を提供し、患者が主体的に生活習慣の改善に取組める方式を取り入れることによって、糖尿病の克服を目指しています。

当社は、当研究所とともに、生活習慣病に関する情報提供や生活習慣病予防のためのセミナー開催など、健康寿命延伸に向けた取組みを積極的に展開しています。

2018年度実績
【研究事業】
原著論文16編、論説10編、
国内および海外における学会発表38編
【診療事業】
外来診療（延べ人数）　57,030人
入院診療（延べ日数）　3,114日

朝日生命体操クラブ・体操教室の活動

「朝日生命体操クラブ」は、1974年、地域に密着した体操の普及を通じて、少年少女の健全なる育成を図ることを目的に発足し、現在は、アテネオリンピック金メダリストの塚原直也氏が総監督を務め活動しています。これまで25名のオリンピック選手を輩出しており、世界選手権大会ならびに全日本選手権大会、NHK杯など国内外の競技大会で多数の選手が活躍しています。

「朝日生命体操教室」は、地域に密着した活動を基本としており、３歳から中学生までの児童や、女性を対象とした体操教室を開催し、体操を通じた健康づくりに貢献しています。

現在、「朝日生命体操クラブ・体操教室」には、約700名が会員として在籍しており、健全性を育むとともに、明日のオリンピック選手を夢見て日々の練習に励んでいます。

幼児からオリンピック選手まで一貫した体操教育を同一施設内で行っており、このような充実した環境を提供している体操クラブ・教室は他に例をみません。

環境問題への取組み

朝日生命環境方針について

当社では、環境に対する社会の関心が高まる中で、より環境に配慮した経営姿勢を明確にするため、環境に関して当社が目指すべき基本的な方針として「朝日生命環境方針」を定めています。

朝日生命環境方針

朝日生命は、CSR経営を推進していくうえで、地球環境保護への取組みが経営の重要課題であると認識し、以下の方針にしたがい事業活動のあらゆる分野で役職員一人ひとりが、環境に配慮した行動に努めます。

1. **生命保険事業における地球環境保護**
   生命保険の事業活動においては、常に環境に配慮して、地球環境保護に貢献するよう努めます。
2. **省エネルギー・省資源活動の推進**
   事業活動がもたらす環境負荷を意識し、省エネルギーや省資源に努め、資源のリサイクルとグリーン購入※を推進します。
3. **環境に関する法規制などの遵守**
   環境に関する諸法規および朝日生命が同意した環境関連の協定などを遵守します。
4. **環境啓発活動の推進**
   社会のよき市民として役職員一人ひとりの環境保護意識の向上を図るため、環境啓発活動を推進します。
5. **継続的な環境改善の推進**
   環境に関する目標を設定し、定期的な見直しを図るとともに、取組み内容の継続的な改善に努めます。

以上

※ グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、省エネルギー型のものやリサイクル可能なものなど、環境に配慮したものを優先的に選択することをいいます。当社では既に文具などの消耗品購入にあたっては、グリーンマーク表示がある製品の購入を推進しています。

環境数値目標について

2018年４月より、以下のとおり、2021年度までの新たな環境数値目標を定め、一層のエネルギー使用量の削減に取組んでいます。

■環境数値目標
（2021年度のエネルギー使用量）
業務用店舗全体　2.5%削減
（2017年度比）

【2018年度実績】
業務用店舗全体　5.8%削減（2017年度比）

「朝日生命エコプロジェクト」の展開

「朝日生命エコプロジェクト」は、会社全体として省エネルギーに取組んでいく活動であり、朝日生命に所属する一人ひとりが、会社業務だけではなく、家庭生活や個人単位の生活においても、環境に配慮した行動に取組んでいます。具体的には、現在取組んでいる各種省エネ対策強化とともに、環境に関する啓発活動など、下記の取組みを行っています。

■朝日生命エコプロジェクト

- 電力使用量の削減
- 水道使用量の削減
- ガソリン使用量の削減
- ペーパーレスの推進
- 3R※の徹底
- 環境に関する知識と意識の向上

※ 3R＝Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（製品の再使用）、Recycle（資源の再利用）

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同

金融安定理事会（FSB）により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD※）が2017年６月に発表したTCFD提言への賛同を表明しています。今後、「持続可能な社会」を指向するSDGsの実現に貢献するためにも、TCFD提言が推奨する気候変動に関する開示項目を踏まえて、更なる情報開示の充実に取組んでまいります。

※ Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。投資家等の適切な投資判断を促すための、効率的な気候関連財務情報開示を企業等へ促すタスクフォース（作業部会）。

ESG投融資への取組み

当社では、世界的に持続可能な社会の実現に向けた取組みが進められている中、資産運用を通じて環境問題の解決や社会貢献に資する観点から、ESG投融資への取組みを推進しております。

ESG投融資とは、投融資判断に環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）等の非財務情報を考慮する投資手法であり、長期的視点かつ企業の持続的成長（サステナビリティ）を促す投融資とされております。

当社はこれまで、SRI（社会貢献）日本株ファンド、グリーンボンド、ソーシャルボンド（環境事業や社会問題の解決に要する資金を調達するために発行する債券）、および再生可能エネルギープロジェクトへの投融資等を通じ、ESG投融資への取組みを行ってきました。

2018年度においては、ESG課題を考慮した投融資の基本方針（「ESG投融資の基本方針」）を策定し、2019年４月１日付で国連責任投資原則（PRI※）への署名を行いました。

上記を踏まえ、すでに国連責任投資原則に署名している当社資産運用子会社の朝日ライフアセットマネジメント社とともに、各資産ごとの運用プロセスにおいて、ESG要素を考慮した資産運用を更に推進してまいります。

※ Principles for Responsible Investmentの略。持続可能な社会を実現するため、機関投資家に対し、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の課題を、投資意思決定プロセスに組み込むことを提唱する原則。

ESG 投融資の基本方針

【基本的な考え方】

当社は、責任ある機関投資家として、資産運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献すべく、それぞれの資産の特性に応じて、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素を考慮した資産運用を行います。

【国連責任投資原則（PRI）への取組み】

1. 投資分析と意思決定プロセスへのESG課題の組み込み
収益性の確保という受託者責任を果たしつつ、各資産の投資の意思決定プロセスにおいて、ESG課題を組み込みます。

2. 株式所有者としての所有方針と所有慣習へのESG課題の組み入れ
「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」、「議決権行使の方針」に基づく建設的な対話や議決権行使において、ESG課題を反映させてまいります。

3. 投資先企業に対するESG課題についての適切な開示の要請
投資先企業との建設的な対話において、ESG課題についての情報開示を要望します。

4. 資産運用業界におけるPRI普及に向けた働きかけ
資産運用の外部委託先に対して、ESG要素を組み入れた運用を行うよう極力働きかけるなど、PRIの普及に努めます。

5. PRIを実行する際の効果を高めるための協働
PRI署名企業が参集する会合への参加や署名企業間の意見交換などを通じて、PRIの定着を図り、その効果を高めるよう努めます。

6. PRIの実行に関する活動状況や進捗状況の報告
当社の活動状況については、PRIのフレームワークに従い、報告いたします。

ピンクリボン運動の推進

2009年度より「日本から乳がんで悲しむ人をなくしたい」という認定NPO法人「J.POSH（日本乳がんピンクリボン運動）」の活動に賛同し、J.POSHのオフィシャルサポーターとして、乳がんについての啓発と情報提供、自己検診の習慣化や乳がん検査の受診勧奨などの活動を中心としたピンクリボン運動を推進しています。

具体的には、身近な社会貢献活動としてピンクリボン啓発グッズの購入や、乳がんの基礎知識や検査・セルフチェックの重要性を訴えるチラシを配布する街頭キャンペーン、セミナーの開催等を実施しています。

また、“すべての女性に私らしく輝く未来を”そんな願いを込めた女性向けの生命保険「やさしさプラス」の社会貢献活動の一つとして、自治体ごとの検診情報をお届けする「乳がん検診お知らせ活動」も行っています。

今後もこれらの取組みをさらに積極的に展開し、ピンクリボン運動の輪を広げていきたいと考えています。

【2018年度実績】

●乳がん検診お知らせ活動（2019年３月時点）

全国約1,700の自治体のうち、300を超える自治体と連携し、活動を推進しています。

ピンクリボン啓発ポスター

ピンクリボン啓発チラシ

●街頭キャンペーン

乳がんの基礎知識や検査・セルフチェックの重要性を訴えるチラシを配布する活動を全国で実施しています。

2018年10月	配布地域：全国66か所 配布要員総数：522名 配布総数：25,489枚

●乳がんセミナー

乳がんの体験談を交え、早期発見の重要性を訴える乳がんセミナーを各地で実施しています。

代理店事業部　乳がんセミナー

●乳がん啓発ブース出展

自治体などの健康イベントにおいて展示ブースを出展し、乳房触診モデルや啓発チラシの配布などで、乳がん検診の啓発活動を実施しました。

ピンクリボン藤沢（神奈川県藤沢市）

がん対策みなと（東京都港区）

●ホームページでの情報提供

当社ホームページで、乳がんの基礎知識や、早期発見のメリット・セルフチェックのポイントなどを掲載しています。

▼ホームページはこちら

「ピンクリボン運動」とは
乳がんの早期検査を啓発・推進するために行われる世界規模のキャンペーン。
1980年代にアメリカで始まり、日本では2000年に入ってから一般的に認知されるようになりました。

社内募金・寄付講座

社内募金

創立月である７月を「朝日の月」と定め、社会貢献活動の一環として、毎年、全役職員等による「朝日の月」醵金を実施しています。第61回目を迎える2018年度は総額550万円が集まり、社会福祉などの分野で活動する以下の10団体に寄付を行いました。寄付金の累計額は3億5,300万円に上っています。

■第61回「朝日の月」醵金寄付先

（50音順）

アイメイト協会
キャンサーリボンズ
子育てひろば全国連絡協議会
こども食堂ネットワーク
J.POSH（日本乳がんピンクリボン運動）
児童健全育成推進財団「朝日生命伸びゆく子ども基金」
全国高齢者ケア協会
日本移植支援協会
日本いのちの電話連盟
日本介護支援専門員協会

寄付講座

2008年度より昭和女子大学において「現代金融ビジネス入門」と題した寄付講座を開講しています。

本講座は、保険会社・銀行・証券会社などの金融機関の役割やその仕組み、金融商品を活用したライフプランニングなどの基礎知識を習得する内容で、金融リテラシーの向上を目的としています。

なお、講師は当社を含む金融業界に勤務するビジネスパーソンが務めており、より実践的な講義内容となっています。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟への支援

国際平和と人類共通の福祉の実現を目指す日本ユネスコ協会連盟の活動に対し、1963年から維持会員として支援を続けています。また、2019年６月、日本ユネスコ協会連盟の会長に、当社の取締役会長 佐藤美樹が就任しました。

●朝日生命ユネスコクラブを通じた ボランティア活動

国内で唯一の企業内クラブである朝日生命ユネスコクラブでは、発展途上国の子どもたちの教育支援を続けています。

2018年度は、チャリティバザーやチャリティコンサートの開催、書きそんじハガキ・キャンペーンを実施しました。

チャリティコンサート

チャリティバザー

●やさしさプラスによる 「世界寺子屋運動」への寄付支援

世界中の女性や子どもの輝く未来のために、「やさしさプラス」にご加入いただいたお客様数に応じて、日本ユネスコ協会連盟が行う「世界寺子屋運動」に毎年寄付支援をしています。

「寺子屋」では識字教育や技術（職業）訓練が行われており、途上国の女性たちの自立や、地域の活性化に貢献しています。

読み書きを学ぶことは、女性の自立を支え、女性が自分らしく生きるために必要な力となります。「やさしさプラス」を通じて、女性の輝く未来のために取組んでいます。

これらの活動を通じ、カンボジアやアフガニスタン、ネパール大地震の被災地域に寺子屋が完成し、子どもたちや女性たちの自立に向けた学習や職業訓練の場として役立てられています。

完成した寺子屋の銘板には、「YASASHISA PLUS（ASAHI LIFE）」「Asahiseimei UNESCO Club」と刻まれています。

ネパールに完成した寺子屋

寺子屋で勉強する子どもたち

銘板

地域における社会貢献活動

営業所・支社・本社では、地域とともに歩む企業として、各地域で様々な社会貢献活動を実施しています。また、東日本大震災の被災地へのボランティア活動や、地域産業の活性化を目的とした「東北支援地産マルシェ」を実施しています。

各地域での活動

●道南支社では、毎年11月にタオルを収集し、JAIFA※函館協会を通じて福祉施設へ寄贈しています。

※公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会

●労働組合和歌山支部では、毎年12月に募金を呼びかけ、地域の社会福祉法人に車椅子を寄贈しています。2018年度は、２施設に寄贈しました。

●さいたま支社では、１月に埼玉県赤十字血液センターと協力し支社主催の献血会を実施しました。

●多摩本社では、毎年５月30日を「ごみゼロの日」とし、多摩本社周辺の清掃活動を行っています。

●山口支社では、下関市が推進する「下関花いっぱい計画」プロジェクトに加入し、下関市が管理する、支社玄関前の花壇へ年２回苗植えを行っています。

●多年にわたり多摩市の福祉事業に貢献してきたことを評価され、多摩市社会福祉協議会「平成30年度福祉大会」において、地域福祉功労団体として表彰されました。

被災地支援

●宮城県南三陸町における被災地支援ボランティア

東日本大震災の被災地である宮城県南三陸町において、社会貢献活動の一環として、「株式会社新生銀行」とともにボランティア活動を継続実施しています。2018年度は、南三陸町の事業所等が主催する「南三陸町 福祉・健康まつり2018」に協賛し、運営協力・ブース出展を行いました。

●東北支援地産マルシェ

東日本大震災の記憶を風化させることなく、被災した東北地方の商店と地域産業の活性化を目的として、「岩手県」「宮城県」「福島県」の各アンテナショップにご協力いただき、大手町本社ビルおよび多摩本社ビルにおいて「東北支援地産マルシェ」を実施しました。

3. 従業員への責任

「経営に時間の概念をしっかり取り入れ、真に価値を生み出す業務に注力する。」「多様な従業員がイキイキと働き、一人ひとりが力を最大限発揮できる職場をつくる。」「従業員が公私とも充実した人生を送り、生産性を向上させ、従業員も会社も成長する。」を目指す姿と設定し、「イキイキと働く。そして成長する。」のスローガンの下、「働き方改革」に取組んでいます。

働き方改革に向けた取組み

イノベーション・ダイバーシティ・ES（働きやすさ）の観点から、業務効率化や従業員の働きやすさの向上、人材育成を通じて、一人ひとりの生産性の向上に向けた様々な取組みを行っています。

- **イノベーション**
  テクノロジー（AI・RPA）を活用した業務効率化
- **ダイバーシティ**
  多様な人材の能力発揮と活躍
- **ES（働きやすさ）**
  長時間労働の改善や働きやすい環境の整備

「業務効率化」の取組み

従来の業務の見直しを通じたより生産性の高い業務へのシフトを行います。

- 社長を委員長とした「働き方改革推進委員会」の設置・運営
- 「働き方改革」を所管する専管組織の設置
- 経営会議のペーパーレス化
- 研修のテレビ会議システム（AIOS）活用
- 本社報告業務の全件棚卸の実施
- 本社移転に伴うワークプレイスの再構築

ES（働きやすさ）の向上の取組み

長時間労働の改善・休暇取得の推進を行い、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を積極的に推進するとともに、ワークスタイルに合わせた勤務形態の整備を行っています。

- 長時間労働改善に向けた取組み
  「すぴいDay」の実施…毎週水曜日の定時（17時）退社運動
  夜間・休日の端末利用制限の強化
- 休暇取得促進に向けた取組み
  計画年休制度の活用
  時間単位年休制度の導入
- 多様な働き方の実現に向けた取組み
  育児・介護等両立支援制度の充実
  短時間勤務、在宅勤務の充実
  ボランティア休暇の活用

人材育成に向けた取組み

従業員の“個の力”の最大化を図るべく、キャリア開発や能力発揮に向けて取組めるよう諸制度を実施しています。

- 能力開発の促進
  職位別・職場別スキルマップの提供
  e-ラーニングや通信教育の提供
  公的資格取得補助制度
- ジョブ・トライ・システム（社内公募制度）
  自らが希望する「職務」「役職」「勤務地」を自由に選択し応募できる制度
- キャリア相談窓口
  自身のキャリア開発について、アドバイザーに相談することができる制度

従業員が長く働き続けることができる環境整備をすすめています！

ライフステージに合わせ、安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立を支援しています。

●仕事と子育てを両立できる環境整備への取組みが評価され、2019年に３回目の「くるみんマーク」を取得しました。

●仕事と介護を両立できる環境整備への取組みにより「トモニンマーク」を取得しました。

■「イキイキと働く。そして成長する。」の実現を支える諸制度

男性も育児に積極的に取組む会社を目指しています。
男性育休取得率100%達成
（2017・2018 年度実績）

介護
仕事と介護の両立を支援できる制度を整備しています。

- 介護休暇
- 介護休職
- 短時間勤務制度
- ジョブ・トライ・システム（勤務地希望）

仕事と育児の両立を支援できる制度を整備しています。

妊娠	出産	育児
	産前・産後休暇	看護休暇
		育児休憩　育児休暇
	配偶者出産休暇	育児休職
		育児サービス費用の補助
		短時間勤務制度
	特別休暇	リモートアクセスシステム
配偶者同行制度		

キャリア開発モデル
入社時より体系的な教育プログラムを提供するとともに、「ジョブ・トライ・システム（社内公募制度）」や「キャリア相談窓口」等の制度を実施しています。

入社時研修
（入社後６か月間）

- 入社年次・職位に応じた研修
- 経営基本講座（リーダー育成に向けた公募型講座）
- 次世代経営人材育成プログラム（経営基礎科目・アセスメントテスト）
- 営業所長キャリア支援コース（営業所長希望者の支援制度）
- 資産運用人材育成コース
- ジョブ・トライ・システム（社内公募制度）
- キャリア相談窓口

女性の活躍推進

全従業員の８割以上が女性である当社は、2006年度よりスタートした「朝日生命ポジティブ・アクション」を通じて、「女性のキャリア開発」「仕事と家庭の両立支援」等に取組んでいます。

女性の活躍推進委員会

社長を委員長とした「女性の活躍推進委員会」では、各職場で活躍している従業員も参加し「女性従業員の声」「仕事と家庭を両立する女性の視点」を反映したアクションプランを検討・策定しています。

当委員会では、外部からの視点や知見を活かすことを目的として女性の社外取締役が参画しています。

2019年開催時の様子

研修制度

2015年より女性従業員の体系的な育成プログラムを導入し、若手・中堅・シニア・管理職と各層ごとに適した教育カリキュラムを実施しています。

●次期リーダー候補者を対象とした育成プログラム

次期リーダー候補者約140人を対象とし、意識・行動変革を目的としたキャリアサポートフォーラムを始め人事部との面談や通信教育などの自己啓発を通じて次期リーダー候補者のキャリアアップに向けた、サポートを行っています。

2019年開催時の様子（キャリアサポートフォーラム）

●社内トレーニー制度

異動経験の少ない若手エリア総合職を中心に、未経験の業務を体験することで、チャレンジ意欲の向上、職務領域の拡大につなげ、さらなる女性の活躍を推進していきます。

●上級メンター制度

女性ライン職が本社役員からのアドバイスを通じ、経営層の視座や考え方に触れ、経営に関わる意識を醸成することで、さらなる成長の機会を提供しています。

こうした取組みの結果、2019 年度始女性リーダー比率は 25%に到達
さらなる向上に向け、取組んでいます！

女性リーダー比率の推移

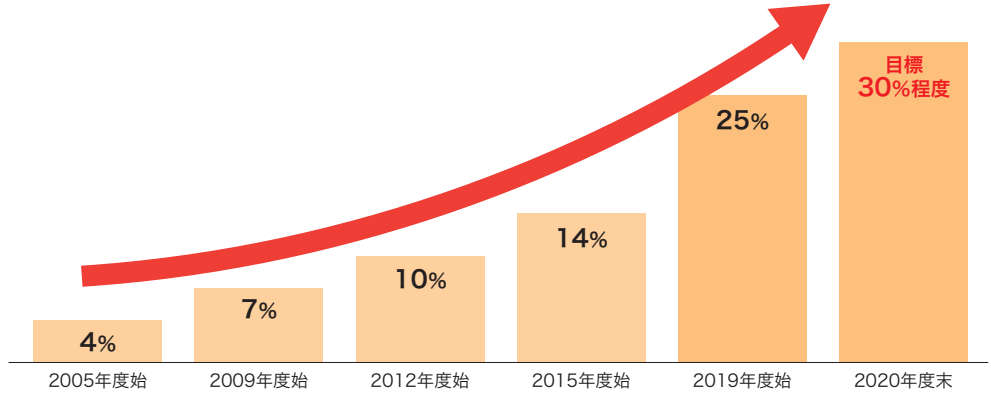

シニアの活躍支援

長年培ってきたスキルや経験を活かして働く人材に対し、活躍できるポストや制度を整備しています。

また、シニア層のキャリアサポートの一環として、現在の職制や本人の目指す分野に応じた能力開発に取組めるよう、通信教育やｅ-ラーニングのプログラムを提供しています。

障がい者の活躍支援

多様な人材の活躍推進に向けて、障がいのある方の雇用を進めるとともに、障がいのある営業職員への交通費の上乗せ支給や設備改装を行うなど働く環境の整備に努めています。

また、職種転換の機会を設け、意欲のある障がい者の方に対して、チャレンジする機会を用意しています。

人権啓発に関する取組み

コンプライアンス遵守規準ならびに「人権に関する宣言」を踏まえ、全役職員が主体的に人権尊重の行動をとることができるようにするため、社長を委員長とする人権啓発推進委員会が中心となって様々な人権啓発活動を行っています。

具体的には、全役職員向け・階層別の人権研修の実施や各種人権教育・啓発資料の提供、「人権啓発標語」への応募の取組みなどを積極的に行っています。

また、ハラスメント防止に向けた相談窓口を設置し、安心して相談できる環境を整え、迅速かつ適切な対応を行っています。

健康増進に関する取組み

「従業員の健康増進」を経営課題の一つとして位置付け、「健康増進等に関する取組方針」のもとに、健康増進に関する対策が適切かつ効率的に図れるよう社内にPDCAサイクルを構築しています。

これらの取組みが評価され、2017年には、厚生労働省の「安全衛生優良企業公表制度」において、生命保険会社で初めて安全衛生優良企業に認定されました。

また、2019年には、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定されました。

安全衛生優良企業
2016～19年度認定

2019
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

【健康増進等に関する取組方針】

朝日生命は、生命保険事業を行う企業として、お客様の健康・医療に貢献するとともに、従業員自身の健康増進を重視し、朝日生命と朝日生命健康保険組合が一体となって、「健康管理」「メンタルヘルス」「過重労働防止対策」に取組みます。

経営体制

コーポレートガバナンス

総代会

第72回 定時総代会の開催概要

第72回 定時総代会　質疑応答

評議員会

ご契約者懇談会

取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

コーポレートガバナンス基本方針

内部統制システムの基本方針

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

お客様情報の保護

リスク管理体制

役員・会計監査人

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げています。

当社は、経営の基本理念のもと、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」を基軸としたCSR経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取組むこととしています。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成しています。また、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成しています。

また、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しています。

経営組織機構

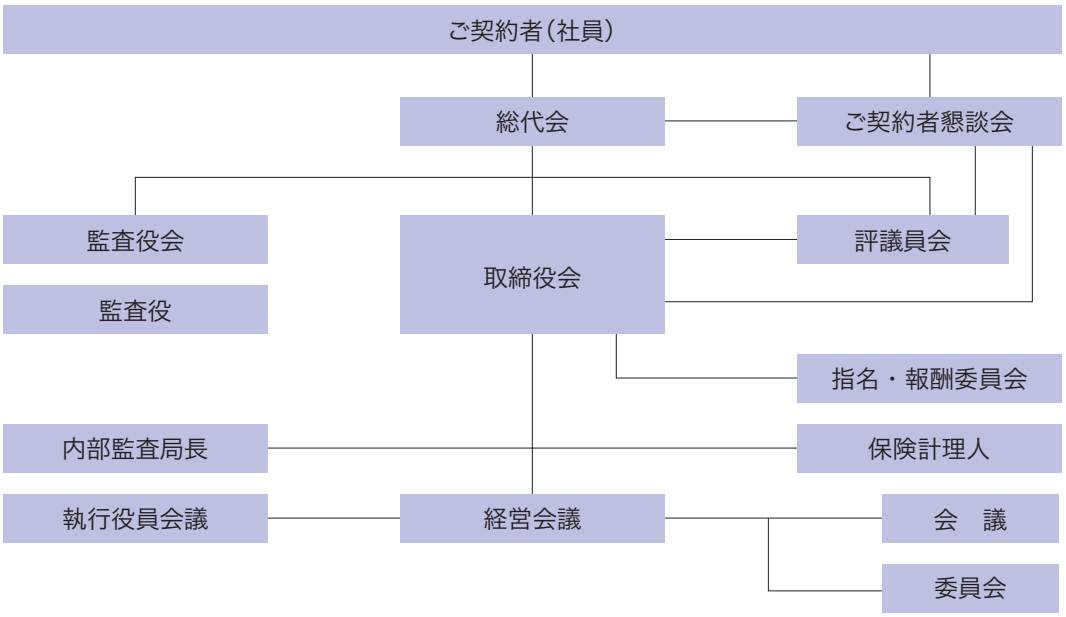

総代会

総代会の仕組みと機能

当社は、保険会社のみに認められる会社形態である相互会社組織を採っています。これは、ご契約者一人ひとりが社員として会社を構成するというものです。したがって、当社における最高意思決定機関は、社員総会ということになりますが、現実には、約199万人の社員による社員総会の開催は困難なため、保険業法の認めるところにより、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

報告事項：事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
決議事項：剰余金の処分、社員配当金の割当て、定款の変更、総代候補者選考委員の選任、評議員の選任、取締役・監査役の選任など

総代会における報告および決議についてのお知らせ

総代会の報告事項や決議事項を記載した総代会議案書および総代会議事録は、当社ホームページに掲載して社員(ご契約者)の方々にお知らせしています。

また、これらの資料は、本社、統括支社および支社においても社員の皆様に閲覧いただけるようにしています。

総代の選出方法

社員(ご契約者)の中から選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がいる場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の１に満たない場合に、総代として選出されます。(総代へ立候補していただく制度はございません。)

この方法は、全国の多数の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選考するために適していると考えています。なお、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代を選任するなど、より幅広い社員各層からの選出を行っています。

ご参考　前回(2019年４月就任)の総代候補者の選考基準
①当社の保険契約者であること
②生命保険事業に深い関心をもち、その重要性を十分認識し、かつ総代にふさわしい見識を有していること
③当社の経営に関心を有し、総代会への出席など総代として十分な活動が期待できること
④他社の総代に就任していないこと

総代の任期と定数

総代の任期は４年で、２年ごとに半数の改選を行います。総代の選出にあたっては広く社員(ご契約者)全体の中から偏りなく選考する必要があること、一方で会議体として総代会を運営する際には、役員と総代が質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整える必要があることの両面から、総代の定数を150名としています。

総代会傍聴制度

社員(ご契約者)の方々に当社の経営についてのご理解を一層深めていただくため、「総代会傍聴制度」を実施しています。傍聴者については、毎年、総代会開催前(５月上旬～６月上旬)に希望者を募り、総代会を傍聴していただいています。

(注) 傍聴者の資格
前年度末において１年以上有効に継続している保険契約のご契約者で、満20歳以上の方。ただし、そのご契約が総代会当日有効に継続していること。

総代の職業・年齢別の構成等

2019年4月1日現在

●職業別分布

会社員	22名 (14.7%)
主婦	13名 (8.7%)
大学教授	3名 (2.0%)
言論界・ジャーナリスト	6名 (4.0%)
弁護士・医師	8名 (5.3%)
自営業者	49名 (32.7%)
会社役員	37名 (24.7%)
その他	12名 (8.0%)

●年齢別分布

70歳以上	2名 (1.3%)
60～69歳	48名 (32.0%)
50～59歳	53名 (35.3%)
40～49歳	40名 (26.7%)
39歳以下	7名 (4.7%)

●保険種類別加入状況

個人保険	死亡保険	定期付終身保険等	64件 (5.3%)
		定期保険等	221件(18.4%)
		積立型終身保険(含積立保険)	316件(26.3%)
		介護保障保険	173件(14.4%)
		医療保障契約等	363件(30.2%)
		その他	1件 (0.1%)
	生死混合保険	養老保険等	2件 (0.2%)
		その他	3件 (0.2%)
	生存保険		8件 (0.7%)
個人年金保険			51件 (4.2%)

●社員資格取得時期別分布

1993年以前	23名 (15.3%)
1994年～1998年	19名 (12.7%)
1999年～2003年	11名 (7.3%)
2004年～2008年	16名 (10.7%)
2009年～2013年	55名 (36.7%)
2014年以降	26名 (17.3%)

●地域別分布

北海道	7名 (4.7%)
東北	11名 (7.3%)
関東	65名 (43.3%)
中部	22名 (14.7%)
近畿	19名 (12.7%)
中国	8名 (5.3%)
四国	4名 (2.7%)
九州	14名 (9.3%)

総代（敬称略）

2019年4月1日現在 150名

北海道	大家悦子
北海道	小笠原正吾
北海道	熊坂美佳
北海道	高島千景
北海道	田村総司郎
北海道	刀祢光夫
北海道	真屋絶子
青森県	渡邉英彦
岩手県	伊藤英明
岩手県	吉田ひさ子
宮城県	中村香代子
宮城県	三塚浩平
秋田県	金持之子
秋田県	西宮公平
山形県	佐々木英夫
福島県	齋藤二三江
福島県	富永典子
福島県	渡邊順
茨城県	岡本敦志
茨城県	島岡惠美子
茨城県	飛田利恵
茨城県	松金律子
栃木県	稲葉美紀
栃木県	若林可奈子
群馬県	石井年晴
群馬県	前原宏之
群馬県	松本詠子
埼玉県	岩切美佳
埼玉県	河野菊美
埼玉県	幸田富
埼玉県	佐々木隆之
埼玉県	佐藤美由紀
埼玉県	鈴木吉憲
埼玉県	引田和幸
埼玉県	山下飛鳥
埼玉県	山本彰
千葉県	小川美樹子
千葉県	奥野嘉夫
千葉県	川井芳明
千葉県	熊谷俊行
千葉県	郡昭夫
千葉県	杉本文雄
千葉県	髙橋功
千葉県	百瀬厚子
千葉県	山下雅史
千葉県	雪田ひろみ
東京都	石山健一
東京都	伊藤守
東京都	上田智大
東京都	魚谷雅彦
東京都	大川めぐみ
東京都	岡藤正広
東京都	加羽澤光輝
東京都	河野雅明
東京都	薦田貴久
東京都	近藤美智子
東京都	齋藤充
東京都	坂田雅敏
東京都	柴﨑理砂
東京都	鈴木康之
東京都	園田鉄司
東京都	髙田淳
東京都	竹内ひろみ
東京都	田中精一
東京都	寺井一郎
東京都	中村公一
東京都	平本美穂
東京都	藤井祐子
東京都	穂苅裕久
東京都	三浦善司
東京都	三浦秀夫
東京都	宮川尚久
東京都	山地徹
東京都	和田健児
神奈川県	岡本一郎
神奈川県	小林直子
神奈川県	杉田敦
神奈川県	畠俊一
神奈川県	菱田淳子
神奈川県	堀康紀
神奈川県	本多初穂
神奈川県	山本正巳
神奈川県	吉田政雄
新潟県	齋藤公美
新潟県	永野道雄
新潟県	吉田徳治
富山県	田縄りつ子
石川県	中村有紀
福井県	酒井佐知子
山梨県	広瀬昌訓
長野県	西沢知恵美
長野県	平林倫子
岐阜県	川崎賢二
静岡県	鈴木淑恵
静岡県	豊島勝一郎
静岡県	平岡直子
静岡県	安本晋
愛知県	大島宇一郎
愛知県	小林太
愛知県	髙木英樹
愛知県	谷内かずみ
愛知県	中村昌輝
愛知県	水越智子
愛知県	村上基子
愛知県	安田枝里
三重県	大角志穂
三重県	松田菊代
滋賀県	吉岡伴子
京都府	髙畑貴子
京都府	原田政佳
京都府	半崎政司
大阪府	小川文
大阪府	奥田孝雄
大阪府	加藤正久
大阪府	竹村忠
大阪府	中村佳子
大阪府	松原美代子
兵庫県	岡田州史
兵庫県	杉本敬
兵庫県	堀川隆二
兵庫県	松岡政明
兵庫県	茂木立仁
奈良県	亀井紀子
和歌山県	武本恵美
鳥取県	徳田美子
島根県	松岡泉
岡山県	髙木晶悟
岡山県	横山基子
広島県	北川日出夫
広島県	三浦真一
山口県	金丸眞明
山口県	澤剛
徳島県	吉岡真喜男
香川県	星加素子
愛媛県	野本英里
高知県	浜田真衣
福岡県	石橋聖子
福岡県	斎藤康徳
福岡県	坂井一賀
福岡県	林田直子
福岡県	宮﨑浩之
佐賀県	西村学
長崎県	平坂治子
熊本県	磧本多美子
熊本県	堀内義博
大分県	園田文治
宮崎県	阪元文裕
鹿児島県	笹原智美
鹿児島県	本坊愛一郎
沖縄県	町田智枝

○総代会に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。
〒168−8506　東京都杉並区和泉1−22−19 朝日生命保険相互会社 総代会事務局

第72回 定時総代会の開催概要

2019年７月２日に経団連会館（東京都千代田区）の２階国際会議場において、第72回定時総代会を開催いたしました。開催内容および質疑応答については以下のとおりです。

項　　目	開　催　内　容
開催日時	７月２日（火）10時00分～11時26分（所要時間86分）
出席者数	132名（総代数150名） （他に委任状17名、委任状込で合計149名）
議　　長	代表取締役社長　木村　博紀
議　　題	〔報告事項〕 １．2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件 ２．相互会社制度運営報告の件 〔決議事項〕 第１号議案　2018年度剰余金処分案承認の件 第２号議案　社員配当金割当ての件 第３号議案　定款一部変更の件 第４号議案　総代候補者選考委員10名選任の件 第５号議案　取締役11名選任の件 第６号議案　監査役２名選任の件
質疑応答	事前質問６名（質問数９問）、席上質問　なし 合計６名（質問数９問） 質疑応答の所要時間30分 回答者　議長または議長が指名した役員
質問事項	１．事前質問 ①2040年問題、2050年問題に向けた会社の考えについて ②介護保険マーケットにおける目標について ③働き方改革への取組みについて ④労働時間の管理等の取組みについて ⑤SDGs（持続可能な開発目標）の取組みについて ⑥デジタルトランスフォーメーションに関わる施策について ⑦FinTechを活用したサービス等について ⑧不妊治療を保障する商品の開発、販売について ⑨ご契約者懇談会の運営について ２．席上質問 なし
傍　　聴	傍聴者数15名（全て議場内傍聴）

第72回 定時総代会　質疑応答

事前質問

質問1　いわゆる2040年問題、2050年問題(人口減少、少子高齢化、労働力の減少、気候変動、AIによる仕事の減少等々)と言われる将来に向けて、生命保険会社としての事業戦略、事業展望、会社のカタチに対して現時点でどのようなお考えをお持ちでしょうか。

回　答　木村社長

当社は、今後10年間、さらにはその先の社会情勢や事業環境を見据え、「人生100年時代の到来」、「健康増進意識の高まり」、「就業女性・シングル層の増加」等により生じる新たな保険ニーズを的確に捉えていくことにより、より一層の存在感を発揮することができるよう、３か年の中期経営計画「TRY NEXT」を策定し、2018年度にスタートさせております。

「人生100年時代」を踏まえた新たな保険ニーズに対しては、介護保険を中心とした「一人ひとりの“生きる”を支える」ための商品・サービスの開発、提供に注力しております。

特に「あんしん介護」シリーズは、発売以来大変ご好評をいただいており、昨年10月には、業界初となる公的介護保険制度の要支援２の状態から保障する「あんしん介護 要支援保険」をラインアップとして追加し、発売しております。

また、健康増進意識の高まりを踏まえた新たな商品・サービスの開発として、東京大学と共同で、医療ビッグデータの解析を通じた生活習慣病の重症化予測モデル構築等に向けた研究に着手しています。また、株式会社ディー・エヌ・エーの子会社であるDeSCヘルスケア株式会社と業務提携し、ヘルスケア型保険商品や健康増進サービスの共同開発にも取組んでおります。

日本において総人口は減少を続けるものの、向こう10年で見ますと、高齢者世代の人口は同程度で推移し、単身者世帯は増加するなど、国内マーケットには、まだ十分な成長余地があると考えております。ただし、その先まで見通した場合、国内マーケットの縮小は避けられないことから、長期的な視点で海外ビジネスへの取組みも進めているところです。

ご質問いただきましたとおり、我が国では、2040年頃に65歳以上の高齢者数がピークを迎えると予測されています。さらに、2050年頃には国内総人口が１億人まで減少し、65歳以上の方１人に対して20歳から64歳まで

の方1.2人で支える、いわゆる「肩車」型の社会となることが見込まれています。

20年、30年先のテクノロジーの発達や経済環境の変化は見通すことが難しい面はありますが、このような超高齢化社会においては、お客様一人ひとりの自助努力をサポートする民間の生命保険会社が担う社会的役割は、一層重要になると考えております。

このように、2040年、2050年といった将来を見据えた場合、当社としても、成長が見込まれる海外マーケットへの取組みについての検討をより本格化させるとともに、国内マーケットにおいても、お客様一人ひとりの自助努力をサポートする民間の生命保険会社として、それぞれの時代の環境変化に応じた的確な商品・サービスをお客様に提供することにより、対応してまいりたいと考えております。

質問2 介護保険マーケットにおけるリーディングカンパニーとしてのシェアの早期確立とありますが、目標とする数字（シェア何%）はどのように考えていらっしゃるのですか。

回　答　木村社長

当社は、中期経営計画「TRY NEXT」において、介護保険マーケットでのブランド確立を目指し、その実現のために、商品・サービスなど、介護に関わる様々な取組みを推進しております。

具体的には、商品面では、保障内容を公的介護保険制度に完全連動させた「あんしん介護」をベースに、認知症に特化した商品や、要支援など軽度介護状態から給付を行う商品など、介護の商品ラインアップの拡充に努めています。サービス面では、ご契約者に対する介護相談サービスなどを提供する「介護あんしんサポート」や、確実に保険金等をお支払するために、予めご家族に契約内容をご了知いただく「ご契約内容ご家族説明制度」の展開などを推進しております。

また、ほぼ全職員を厚生労働省の推進する「認知症サポーター」に養成するなど、介護に関する職員育成にも力を注いでおります。

ご質問の目標数値についてでありますが、中期経営計画「TRY NEXT」では、こうした取組みを通じて、“業界No.1”のポジション確立に向け、新契約件数の目標数値を設定しております。具体的には中期経営計画最終年度である2020年度の目標水準を、2017年度差＋６%の水準であります「新契約件数９万８千件」としております。

この介護保険の新契約件数におきましては、2016年度、2017年度と、当社は業界でNo.1の実績（平成29年・30年版インシュアランス生命保険統計号（保険研究所））を収めており、中期経営計画初年度である2018年度も、計画９万１千件に対し、約10万件の新契約を販売し、保有件数も約66万件に増加するなど、順調に推移しております。具体的なシェアは目標水準に設定していませんが、当社では、中期経営計画で掲げる新契約件数“業界No.1”を達成し、介護保険シェア拡大につなげていきたいと考えております。

質問3 御社の働き方改革の取組みや今後の方向性についてご教示ください。

回　答　木村社長

現在、政府では国民の誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現を掲げ、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進しています。

４月には、働き方改革関連法が施行され、長時間労働を是正するための労働時間法制の見直し等がなされています。こうしたなか、当社においては、法令への適切な対応を図るとともに、会社の生産性向上と従業員満足度の向上を図るため、「働き方改革」を進めております。

昨年の10月に、「働き方改革」の推進に向け、課題の洗出しや意見集約、アクションプランの実行等を一元的に行うことを目的に社長を委員長とする「働き方改革推進委員会」を立ち上げ、「新しい価値の創造」、「ダイバーシティ」、「働きやすさ」の３つの視点で働き方改革に取組むこととしています。

具体的には、「支社・営業所における報告業務」の削減やRPA（Robotic Process Automation 端末にインストー

ルすることで、様々な情報を取り出して作業を実行するソフトウェアロボット)などのテクノロジーを活用した本社部門の業務のさらなる効率化等に取組んでおります。こうした取組みによって生み出された時間を活用して、職員の成長や「新しい価値の創造」につなげていきたいと考えております。

一方、「ダイバーシティ」、「働きやすさ」につきましては、育児・介護のための短時間勤務制度を拡充するとともに、在宅勤務を試験的に導入するなど、多様な職員が活躍できる働きやすい職場環境の整備を進めています。

あわせて、長時間労働の改善に向けて、従前より実施している夜間・休日における端末利用の制限や毎週水曜日の定時退社運動の取組みを一層強化するとともに、計画年休制度における休暇付与日数の拡大等、休暇取得の促進に取組んでおります。

当社は、働きやすい職場環境の整備や業務の削減・効率化などの取組みをさらに進め、会社の生産性向上と従業員満足度の向上を図っていきたいと考えております。

質問4

近時の法改正等により、働き方改革が求められ当社のコンプライアンス上も労働環境の整備が今まで以上に重要な意味を持つと考えられます。そこで、特に
①労働者の残業時間の管理、把握や、長時間労働の抑止のための措置
②正規雇用と非正規雇用の間でいわゆる同一労働同一賃金が求められる中、待遇格差の是正のために検討していること、実施したこと
があれば、代表的なもののみで結構ですので、それぞれにご教示ください。

回　答　元田取締役

①従業員の労務管理については、労働時間を正確に把握するため、従業員に対して正しく勤務時間を入力することを徹底しております。あわせて、自己申告した始業・終業時刻と、客観的なデータである端末の稼働時間との間に一定程度の乖離がある場合、システムチェックを行うことで、正確な勤務時間の入力に向けた指導を行っております。

また、長時間労働の抑制に向けて、全社で毎週水曜日の定時退社運動に取組むとともに、残業時間が所定の時間を超えた際のチェック機能を導入することで、長時間労働となった従業員の所属長に対する指導の徹底を図っております。

これらの取組みの成果として、2018年度は前年度と比較して一定程度の改善は図られております。引き続き、長時間労働の抑制に取組んでまいります。

②正規雇用と非正規雇用の間では、いわゆる同一労働同一賃金が求められています。当社の正規雇用の職員と非正規雇用の職員では、職務内容、役割、責任、といった権限を明確に分けており、給与の支給水準や賞与の支給の有無等、一定程度の待遇差がございます。なお、本人の希望が前提ですが、非正規雇用の職員から正社員への登用も行っております。

今後、非正規雇用の職員の職務内容や役割、責任の範囲等を変更した場合には「働き方改革関連法」の内容をふまえ、客観的・具体的な実態にあわせて、必要に応じて対応してまいります。

質問5

今後SDGs、すなわち持続可能な開発目標を視野に入れた活動として、考えている施策はありますか。

回　答　石島取締役

SDGsは持続可能な社会の実現に向け、世界の課題解決を目的として国連において採択された2030年までの長期目標です。貧困や環境問題の解決、あるいは経済成長の実現など、17の目標が設定されており、我が国におきましても政府・民間が一体となった取組みを推進しているところです。

このような中、当社におきましても、SDGsを当社がCSR経営を推進する上での目標の一つに設定しております。

具体的には、SDGsの17の目標のなかで、生命保険事業を通じて、達成可能な10の目標を重要な取組み項目に設定しております。

一例を申し上げますと、当社は生命保険事業を通じて、保障の提供というものを行っていますが、この事業活動自体が、SDGsの「目標３：すべての人に健康と福祉を」への取組みに該当するものと考えております。

また、当社は資産運用におきまして、環境、社会、ガバナンスの要素を考慮した、いわゆるESG投融資に取組んでおりますが、これは、「目標13：気候変動に具体的な対応を」という取組みに該当すると考えております。

なお、当社は、1963年より日本ユネスコ協会連盟を通じ、発展途上国の女性や子供たちへの教育支援を続けておりまして、今般、取締役会長の佐藤が同連盟の会長に就任いたしました。引き続きこの連盟を通じた支援活動を行うことにより、SDGsの目標である世界の貧困や教育普及といった問題解決に貢献してまいりたいと考えております。

今後も、当社の事業運営における様々な取組みを通じて、SDGsの達成に長期的に貢献を図ってまいりたいと考えております。

質問6 デジタルトランスフォーメーションに関わる施策について今後の方向性を教えていただきたい。

質問7 今後導入を予定または検討しているFinTechを活用した契約者向けのサービスがあればご教示いただきたいことと、導入によって期待される効果（収益確保やサービス向上、効率化によるコスト削減等）を教えていただきたい。

回　答　下鳥執行役員

デジタルトランスフォーメーションとは、企業が将来の成長、競争力強化のために、ICT（Information and Communication Technology）いわゆる情報通信技術などのデジタルテクノロジーを活用して、新たな商品・サービスあるいはビジネスモデルを開発し、またそれを柔軟に変革していくことです。そして、このデジタルトランスフォーメーションを実現する新たな金融商品・サービスを総称してFinTechといいます。なお、FinTechとは「金融」を意味する「ファイナンス（Finance）」と「技術」を意味する「テクノロジー（Technology）」を組み合わせた造語です。

新たな金融サービスの身近な例として、スマートフォンを活用したキャッシュレス、あるいはデジタル通貨を使った決済サービスがあげられます。保険業界におきましても、保険会社がLINEやNTTドコモといったサービスの基盤を提供する会社と提携して、スマートフォン向けの保険を提供するなど、ICTを活用した新たな取組みは、今後も加速していくと考えています。

こうした環境認識のもと、当社におきましては、ICTを活用したお客様サービスの向上と同時に事務業務の効率化に取組んでおります。

具体的には、営業職員用のタブレット型端末を活用し、保険のお申込み手続きやアフターサービス手続きを電子化いたしました。本年度は、給付金のご請求のお手続きについても電子化し、将来的にはお客様のスマートフォンからお客様ご自身で、いつでも請求できるサービスを導入いたします。これにより、ほぼ全てのお手続きがICTを活用して簡便で迅速に完了できることになります。

FinTechを活用した契約者向けのサービスの導入効果については、こうしたお手続きの電子化は、お客様にとっては利便性の向上につながり、一方で、営業所で行っていた事務業務の大幅な削減につながっていきます。具体的には、2020年度までに営業所で行っていた保険のお手続きに係わる事務業務は全て無くなります。したがいまして、事務を行っていた職員の業務は、営業職員への教育といった営業関係業務へ完全にシフトいたします。

また、本社におきましては、AI（人工知能）を活用した新たな給付金査定システムを導入し、査定の自動化やお支払いの迅速化、効率化を進めてまいりました。加えて、RPA等を活用して、業務の効率化を図っていくことにより、2020年までの３か年で17万時間、本社における事務処理業務の２割に相当する業務量の削減を図ってまいります。

最後に、デジタルトランスフォーメーションについての今後の方向性ですが、最新技術であるICTやAIを活用して、まず１点目としては、東京大学との共同研究や株式会社ディー・エヌ・エーの子会社であるDeSCヘルスケア株式会社との業務提携を通じて新しい商品・サービスを提供していくこと、２点目としては、ビッグデータ分析を行って営業職員の営業活動を変革していくこと、３点目は、インターネットを活用して新しいビジネスモデルを開発していくこと、そして４点目は、徹底した事務業務の効率化・業務革新を行っていくこと、などを中心に、当社の独自性が発揮できるよう取組んでまいりたいと考えております。

質問8 不妊治療に対する商品を開発、販売してほしい。

回　答 池田執行役員

不妊治療につきましては、費用が高額になること、治療がいつまで続くか分からないことから、経済面・精神面において非常に負担が大きく、こうした保障に対するニーズは高いものと認識しております。

一方で、保険商品として提供することを考えると、課題もございます。

１つ目は、不妊治療を受けるか受けないかというのは、お客様の判断によるということです。病気や災害による保障と異なり、お客様の判断で給付が発生するという特性がありますので、加入される方の公平性、それから適切な保険料の設定というところに課題がございます。

もう１つの課題としては、加入される方は将来、不妊治療を受ける可能性が高いお客様が多くなると予想されます。そうしますと、保険料と給付のバランスにおいて、お客様にとって魅力的な商品設計ができるかどうかというところに課題があると考えております。

ご指摘のとおり、不妊治療に対する保障はニーズもあります。また、朝日生命は女性のマーケットを当社の販売戦略上、重要なマーケットと考えております。以上のような課題を踏まえまして、お客様ニーズに適合するような商品開発を継続して進めていきたいと考えております。

質問9 保険が身近に感じられるよう、ご契約者懇談会の場で、具体的な支払事例(「お役に立った事例」)を紹介する時間を設けたらどうか。

回　答 井口取締役

当社では、全国各地のご契約者の皆様から広くご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映していくこと、また、当社や生命保険に関する知識を深く広めていただく事を目的として、全国58の支社でご契約者懇談会を開催しております。

今いただきましたご意見は、このご契約者懇談会の趣旨に非常に沿うものと思いますので、早速今年度開催のご契約者懇談会から、お支払い事例等をご紹介する機会を設けていきたいと考えております。

ご参考までに、昨年度2018年度のお支払実績の一部を申し上げます。

お亡くなりになりましたお客様にお支払いをいたします死亡保険金は、約２万１千件、お支払の総額としては約801億円でございました。

それから、ご病気ですとかお怪我で入院、または手術をされたお客様にお支払いをする給付金は、約48万３千件、お支払の総額としては約717億円でございました。

また、昨年度のご契約者懇談会におきましては、79名の総代の皆様にご出席をいただきました。

今年度も、支社によりまして開催の時期は異なりますけれども、12月から２月の間にかけてご契約者懇談会を開催してまいりたいと考えております。ぜひとも総代の皆様のご出席を賜りたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

評議員会

評議員会

評議員会は、当社の社員（ご契約者）および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見や、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」で寄せられた会社経営に関するご意見なども評議員会に諮っています。

評議員（五十音順・敬称略・2019年４月１日現在）

魚　谷　雅　彦	株式会社資生堂　社長
岡　本　一　郎	日本軽金属ホールディングス株式会社　社長
亀　井　　淳	株式会社パートナーズ企画　代表取締役
郡　　昭　夫	株式会社ADEKA　会長
小　室　淑　恵	株式会社ワーク・ライフバランス　社長
杉　谷　陽　子	上智大学経済学部　教授
角　田　大　憲	弁護士
西　野　和　美	一橋大学大学院経営管理研究科　准教授
水　野　正　人	ミズノ株式会社　相談役会長
宮　川　尚　久	古河機械金属株式会社　社長
宮　村　百合子	税理士

評議員の構成

（2019年４月１日現在）

年齢（歳）	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	合　計
人数（名）	1	1	2	4	3	11

2018年度 評議員会

会社経営に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。
〒168−8506　東京都杉並区和泉1−22−19　朝日生命保険相互会社　評議員会事務局

ご契約者懇談会

ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として1975年から開催しています。

「ご契約者懇談会」の開催案内については、開催前の一定期間、ホームページや各支社の店頭にポスターを掲示すること等により、広くお知らせしています。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

また、「ご契約者懇談会」においては、総代にご出席いただく等、総代会との連携強化に努めています。

2018 年度の開催状況

2018年度は、2018年12月から2019年２月にかけて、全国58支社で開催し、79名の総代を含む1,123名のご契約者にご出席いただき、「当社の事業活動や経営戦略」等について説明を行いました。

2018年度ご契約者懇談会

ご契約者懇談会 ご出席者の内訳

（2018年度）

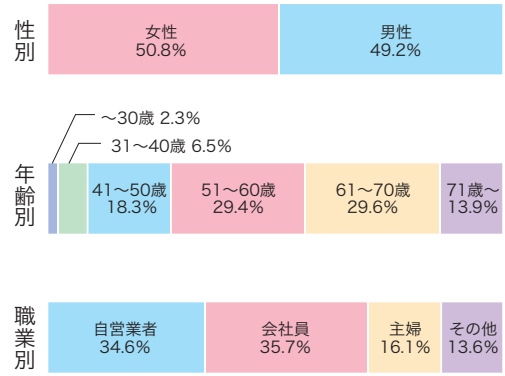

主なご意見・ご要望・ご質問

1 会社経営全般

- 広告宣伝活動について
- インターネット販売等、今後のマーケット戦略について
- 情報通信技術（ICT）等の取組みについて

2 商品・サービス関係

- 貯蓄性の高い商品の開発について
- 健康診断の結果で保険料を割引く商品の開発について
- 80歳以降も加入できる商品の開発について

3 営業職員関係

- 定期訪問によるアフターフォローの充実について
- 人生100年時代を見据えた商品提案について
- 担当者が休暇時のバックアップ体制について

4 制度・手続き、情報提供等

- インターネットやスマホ等による諸手続きについて
- インターネットを活用したサービスについて
- パンフレット等に記載の商品説明について

ご契約者懇談会におけるご意見・ご要望・ご質問の内訳

（2018年度）

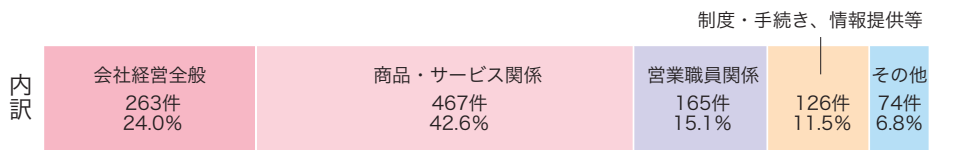

取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

取締役会

取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、取締役の員数を15名以内としています。また、「社外役員の独立性判断基準」※を満たす社外取締役を２名以上選任し監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保しています。

※「コーポレートガバナンス基本方針」第８条に掲載。

監査役会

監査役の員数は５名以内とし、その半数以上を社外監査役としています。また、原則として、「社外役員の独立性判断基準」を満たす社外監査役を２名以上選任しています。

監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織しています。

指名・報酬委員会

取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置いています。

コーポレートガバナンス基本方針

当社のコーポレートガバナンスの透明性・公正性を表明することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を作成し、2015年12月に公表しました。当基本方針に則り、実効的なコーポレートガバナンスを実現し持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取組んでいます。

コーポレートガバナンス基本方針

第１条　目的

本基本方針は、朝日生命保険相互会社（以下、「当社」という）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構、運営方針を定めるものである。

第２条　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1．当社は、生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げる。

2．当社は、前項の経営の基本理念のもと、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりにかかわり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場作り、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」を基軸としたＣＳＲ経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むこととする。

第３条　コーポレートガバナンス体制（経営組織機構）

1．当社は、保険会社のみに認められる会社形態である相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成する。

2．当社は、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成する。

3．当社は、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択する。

4．当社は、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査する。

5．当社は、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行の権限と責任の明確化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。

6．当社は、取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置く。

第４条　取締役会・取締役の役割・構成

1．取締役会は、経営の基本方針、法令・定款・社内規程に定める重要事項を除く決定については、社長または経営会議に委任する。

2．取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、定款の定めに従い取締役の員数を１５名以内とする。また、第８条に掲げる社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役を２名以上選任し監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保する。

第５条　取締役・執行役員の選任・解任

1．取締役候補者・執行役員の選任にあたっては、以下の事項を満たす者とし、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定する。

（１）取締役候補者については、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること

（２）社外取締役候補者については、前号の選任要件に加え、保険業法に定める社外取締役であること、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から経営方針・経営改善に係る助言を行えること、取締役および執行役員の選解任等の取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督等を行えること

（３）執行役員については、取締役会の決定した経営方針に基づき、業務執行の責任者として担当業務を執行できること

2．取締役・執行役員が以下のいずれかに該当する場合、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役については総代会、執行役員については取締役会に解任議案を付議し、それぞれの決議に基づき解任する。

（１）不正または不当な行為があったとき

（２）業務上の都合により解任が必要と取締役会が判断したとき

（３）その他ふさわしくないと取締役会が判断したとき

第６条　監査役会・監査役の役割・構成

1．監査役は、社員からの負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況の監査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

2．監査役は、定款の定めに従い監査役の員数を５名以内とし、その半数以上を社外監査役とする。また、原則として、第８条に掲げる社外役員の独立性判断基準を満たす社外監査役を２名以上選任する。

3．監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織する。

第７条　監査役候補者の選任

監査役候補者の選任にあたっては、以下の事項を満たす者とし、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定する。

（１）監査役候補者については、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること

（２）社外監査役候補者については、前号の選任要件に加え、保険業法に定める社外監査役であること

第８条　社外役員の独立性判断基準

社外役員の独立性判断基準については、以下の事項とする。

（１）直近３事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと

（２）直近３事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと

（３）直近３事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと

第９条　取締役・執行役員の報酬

取締役および執行役員の報酬等については、以下に基づき、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定する。

（１）取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映する。

（２）社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とする。

第10条　指名・報酬委員会の役割・構成

1．指名・報酬委員会は、取締役会の決定事項のうち、取締役および執行役員の選任・解任等に関する事項、会長・社長等の選定・解職等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項について審議し、それを踏まえ取締役会が決定する。

2．指名・報酬委員会は、会長、社長、および社外取締役で構成し、原則として、その過半数を社外取締役とする。

3．指名・報酬委員会の委員長は、社外取締役の中から選定する。

第11条　ご契約者（社員）との建設的な対話

1．当社は、ご契約者と取締役・執行役員をはじめとする役職員とが直接対話を行い、幅広い年齢や職業のご契約者からの意見・要望をいただき、これを経営に反映させること等を目的として、全国の支社等でご契約者懇談会を開催する。

2．ご契約者懇談会での意見・要望等については、総代会および取締役会等に報告するとともに、会社経営に反映する。

第12条　改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議をもってこれを行う。

内部統制システムの基本方針

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています。

内部統制システムの基本方針

1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

- 社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。
- 全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。
- 各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。
- 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。
- 職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。
このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。
また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。
また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。
取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

5．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

6．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築することとする。

- 実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を図るよう管理・指導する。
- 実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。
- 実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。
- 当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。
また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

8．監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等は行わない。
また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。
なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。また、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役からの求めに応じる体制とする。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当社は、健全・透明・公正な事業活動を行い、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンス(法令、社内規程および社会的規範を遵守すること)を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスを推進するとともに、企業文化としての定着化を図っています。

全役職員が適法・適正な業務を常に心がけ、違法・不適正な業務の防止を図るとともに、万一、違法・不適正な業務が発生した場合には、迅速・的確な対応を図ることとしています。

基本方針・遵守規準等

全役職員が遵守すべき基本方針および遵守すべき規準として、それぞれ「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス遵守規準」を制定しています。これらは、「コンプライアンスマニュアル」への掲載や研修等により周知・徹底しており、全役職員がその趣旨・内容を踏まえて、業務を遂行しています。

また、コンプライアンスの実行計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その推進状況を定期的に検証することなどにより、より高度なコンプライアンス態勢を目指した取組みを行っています。

組織・体制

社長を議長、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」において、社外弁護士からの専門的な意見等を得ながら、経営の最重要課題のひとつであるコンプライアンスについての協議を行っています。また、コンプライアンスの統括部署である「コンプライアンス統括部」が、コンプライアンスに関する具体的な施策を推進しています。

本社各部署、各統括支社・支社においては、各組織のコンプライアンス推進の責任者として「遵守責任者」「遵守推進者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図っています。さらに、「コンプライアンス統括部」に配置した「シニアコンプライアンス・オフィサー」が各組織によるコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行うことで、コンプライアンス態勢を強化しています。

また、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口として「内部通報相談窓口」を「コンプライアンス統括部」に設置するとともに、社外相談窓口を設置し、弁護士が相談を受け付けており、事実確認のうえ、必要に応じて是正措置を講じています。さらに通報者が不利益処分とならないよう明確に定め、安心して通報・相談を行える環境整備に取組んでいます。

教育・研修

コンプライアンスに関する基本方針、その推進体制および具体的な事例解説等を掲載した「コンプライアンスマニュアル」を作成しています。本マニュアルは、全役職員が業務を遂行する際に参照するなどして活用しています。

また、会議、研修等を通して、コンプライアンスに関する教育や知識付与を行い、コンプライアンスの推進・徹底に向け、積極的に取組んでいます。

コンプライアンス基本方針

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図る。

このため、社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

また、全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

さらに、各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

これらに加えて、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

コンプライアンス遵守規準

「コンプライアンス遵守規準」は、朝日生命役職員が業務の遂行にあたり、法令、就業規則、その他の職務に関する規程ならびに社会的規範に基づき、健全・透明・公正な事業活動を行っていくための遵守すべき基本原則・規準を明示したものです。また、社会の良き市民として尊重すべき規準を併せて明示しています。朝日生命役職員は、本規準ならびにその精神を遵守し、社会倫理に則した行動の徹底と当社の信用の向上に努めなければなりません。また、他の役職員の本規準に反する行為を黙認してはなりません。

第Ⅰ章　業務遂行上の規準

第１条（公正・透明・自由な競争の確保）

1．職務遂行にあたっては、関連する法令・社内規程および社会的規範を遵守する。

2．カルテル行為、不当な取引の強要、総代・契約者に対する不正な便宜・利益の提供、インサイダー取引等、不正・不当な取引・行為を排除し、市場ルールに則った公正・透明・自由な競争を行う。

第２条（適正な保険事業およびお客様サービス）

1．民法・商法・保険業法、その他の保険募集に係わる関連法令・社内規程を遵守するとともに、これら法令・規程の趣旨を十分に理解・尊重し、適正な募集活動を行う。

2．保険金・給付金等の諸支払等について、これを適切に行う。また、特定のお客様に対する不公正な取扱いや不当な利便の提供を行ってはならない。

3．お客様に信頼され、ご満足いただけるよう、広くお客様の声をお聞きしたうえで、お客様のニーズに応えられる質の高い商品およびお客様の視点に立ったサービスを提供する。

第３条（適正かつ健全な資産運用）

お客様の資産の受託者として、法令・社内規程に則った適正なプロセスを通じて、健全かつ効率的な資産運用を行う。

第４条（適切かつ厳正な情報管理）

お客様のプライバシー保護の重要性を十分認識し、お客様データその他の社内情報の取扱いについては、社内規程に則り適切かつ厳正に管理する。

第５条（お客様・社外関係者との節度ある取引関係の確保）

1．お客様・社外関係者との間で、以下の行為を行ってはならない。

①商慣習の枠を超え、社会一般の接遇として容認され難い接待や金品の贈答等を行うこと、またはそれらを受けること

②その他誤解を招く恐れのある金銭的利害関係を持つこと

2．公務員およびこれに準ずる者（みなし公務員）に対しては、接待、金品の贈答、便宜の提供等を行ってはならない。

第６条（反社会的勢力との関係遮断）

1．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供、および情報誌の購読等の諸要求に対し、公私を問わず断固として拒絶する。

2．反社会的勢力との関係を遮断するため、適宜、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として適切な対応を行う。なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両方から法的対応を行う。

3．反社会的勢力への資金供与や重大犯罪から生じた収益のマネー・ローンダリング（資金洗浄）を防止する。

第７条（公正・効率的な会社資産・公金の使用）

会社の資産・事業費の公正・効率的な活用に努め、公私混同・冗費の支出等、不適切・不正な使用はしてはならない。

第８条（良好な職場環境・社内秩序の確保）

1．就業規則・労働協約等を遵守し、健全・効率的・快適な職場環境を確保する。

2．役職員間で、以下の行為を行ってはならない。

①金銭貸借およびこれに準ずる行為

②社会通念上相当と認められる範囲を超える儀礼的な贈答等

第９条（経営情報の開示）

お客様や社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝える。

第Ⅱ章　社会の良き市民としての規準

第10条（社会貢献活動の推進）

社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。

第11条（人権・人格の尊重）

個人の人権・人格を尊重し、かつ「人権に関する宣言」を認識するとともに、あらゆる差別、セクシュアル・ハラスメント等につながる行為を行ってはならない。

第12条（環境への配慮）

環境問題に留意し、環境に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。

第13条（私人としての規準）

公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、社会生活においても常に自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動する。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関について

一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づき生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者の指定を受けた紛争解決機関です。

当社は、2010年10月１日付で、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する「手続実施基本契約」を締結しております。

当社ホームページに「生命保険業務に関する指定紛争解決（ADR）機関について」を掲載しております。

2010年10月１日以降、当社の商品パンフレット、「ご提案書（契約概要）」、「ご契約のしおりー定款・約款」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」等に指定紛争解決機関について下記の説明を記載しております。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/contact/）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

反社会的勢力との関係遮断に向けた対応

基本認識

当社は、反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を認識し、会社の重要方針等に以下のとおり定めています。反社会的勢力とは、保険契約をはじめ一切の取引は行いません。

会社の重要方針等

【内部統制システムの基本方針・コンプライアンス基本方針　抜粋】

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

【コンプライアンス遵守規準　抜粋】

第６条（反社会的勢力との関係遮断）

（１）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供、および情報誌の購読等の諸要求に対し、公私を問わず断固として拒絶する。

（２）反社会的勢力との関係を遮断するため、適宜、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として適切な対応を行う。なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

（３）反社会的勢力への資金供与や重大犯罪から生じた収益のマネー・ローンダリング（資金洗浄）を防止する。

態勢および取組み

コンプライアンス会議傘下の「反社会的勢力対策委員会」では、反社会的勢力との関係遮断、不当要求等の被害防止に向けた諸対策の実施について、全社的かつ広範囲な協議を行い、態勢の強化を図っています。

反社会的勢力は、役職員を標的として不当要求を行ったり、身に危険を及ぼすような行為を行うことも懸念され、防犯の観点からも平時より対応態勢を整えており、事案が発生した場合には組織として対応します。

また、所轄警察署や暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築に努めています。

お客さまへの販売・勧誘にあたって

朝日生命は、生命保険その他の金融商品の販売にあたりましては、以下の基本姿勢をもってお客さまに信頼をいただける販売活動を行います。

1.法令等の遵守

社会規範および保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法等の法令を遵守し、お客さまにご満足いただける適正な業務を行います。

2.適切な勧誘

お客さまの状況やご意向に基づき、必要な保障額など具体的なニーズをご一緒に考えながら、お客さまのライフスタイルを踏まえたコンサルティングを行い、お客さまのご意向に沿った商品のご提案をいたします。

ご高齢の方をご契約者とする生命保険契約については、お客さまのご意向を一緒に確認しながら十分ご理解いただけるよう、より丁寧な勧誘に努めてまいります。

未成年者、特に15歳未満を被保険者とする生命保険契約については、適正な保険金額を設定した上で、お客さまのご意向を踏まえた勧誘に努めてまいります。

また、お客さまへの訪問・連絡等に際しては、お客さまにとってご無理のない場所、時間帯、方法によることを心がけます。

3.重要事項の説明

商品のご提案およびご契約の申込みの際には、お客さまに商品内容、ご契約の内容等の重要事項をご理解いただけるよう努めてまいります。

変額保険、投資信託等の投資性商品については、お客さまの年齢、投資経験、加入目的等を踏まえ、商品およびリスクの内容について十分な説明に努めてまいります。

4.お客さまに関する情報の保護

プライバシー保護の重要性を認識し、お客さまに関する情報については、適正かつ厳正に管理いたします。

5.教育・研修

お客さまの期待、信頼にこたえるために必要な資格の取得および知識の向上に努めてまいります。

お客様情報の保護

情報資産を適切に保護するための管理態勢

当社では、お客様の契約情報ならびに健康情報等の重要な情報を業務上必要な範囲内でお預かりしており、お客様に関する情報の保護を重要な経営課題のひとつとして認識しています。さらに、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関連法令等を踏まえ、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護態勢を確立し、厳正な取扱いを推進しています。

当社の情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」を制定し、全役職員が「契約者に対する責任」および「社会に対する責任」を果たし、更なる信頼度向上を目指すために、情報資産の安全性(セキュリティ)を確保・向上させることが当社の重要課題であると認識し、健全かつ適切な管理運営態勢の確立に努めています。

お客様情報の管理態勢

当社の「最重要情報資産」であるお客様に関する情報の取扱いに関しては、「コンプライアンス遵守規準」において適切かつ厳正な情報管理をすることを定め、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護の強化を図っています。

また、「お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護に関する規程」により、お客様情報等の保護に対する責務と役割の明確化、社内の安全管理措置の整備・推進等を図っています。あわせて、「個人情報保護方針」をホームページや店頭にて公表しています。

具体的な取組みの内容

主な取組みとしては、社内インフラの整備をはじめ、定期的な社内検査・監査の実施および教育・啓発活動等を通じたお客様に関する情報管理の徹底を図っています。

〈社内インフラの整備〉

①お客様情報の取扱方法等を具体的に記載した「事務手続要領書」による手順の明確化
②お客様情報が記載された帳票・リスト等への情報区分・作成年月日・保存期間・担当所属名等の表示、お客様情報が記載された帳票の削減・表示内容の削減・ペーパーレス化による管理
③お客様に関する情報をはじめとする情報資産の物流の安全化に向けた対応、「社内便授受管理システム」の実施
④営業用携帯端末「スマートアイ」で使用するお客様情報や事務用端末等で作成した文書ファイルの本社サーバでの一元管理、端末内データの暗号化の実施
⑤お客様情報への不正アクセス・不正情報取得・情報漏えい等を防止するために、不正侵入防御システムやウイルス対策ソフト等による対策を実施

〈社内教育・啓発活動〉

①「お客様情報保護強化月間」(年３回)を設定し、お客様情報保護に関する全役職員等の教育・啓発およびお客様情報等の安全管理の強化に向けた諸対策を実施
②所属内での各種会議、朝礼、研修等を通じた全役職員等への社内教育の実施

個人情報保護方針

当社(朝日生命保険相互会社)は、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)および関連する法令、一般社団法人生命保険協会の定める指針等を遵守し、以下の考え方に沿って、お預かりしたお客様に関する個人情報および特定個人情報の保護に取組んでまいります。また、適正な個人情報および特定個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善してまいります。

1.個人情報および特定個人情報の利用目的

当社は、以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じ、個人情報および特定個人情報を利用いたします。

(1) 個人情報

・当社の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
・当社または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
・当社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究
・当社の与信判断・与信後の管理

<当社職員等の個人情報の利用目的>

・人事・労務管理、教育研修、総務・福利厚生・給与計算その他の業務運営に必要な範囲内での雇用関係または委任関係の管理
・保険募集人登録、お客様サービスその他の当社業務遂行上必要な範囲内での職員(退職者を含む)管理
・当社職員採用判断・入社後の人事管理
・当社業務を適正に運営するために必要な範囲内での確認・監査

(2) 特定個人情報

・保険契約に基づく法定調書作成事務
・報酬・料金等の法定調書作成事務
・不動産の使用料、譲受けの対価等の法定調書作成事務
・非課税制度を利用する財形事務
・退職所得申告に関する企業年金事務

<当社職員等の特定個人情報の利用目的>

・報酬・料金等の法定調書作成事務
・給与所得・退職所得・公的年金等の法定調書作成事務
・健康保険・厚生年金・雇用保険届出事務
・国民年金の第３号被保険者の届出事務

2.取得する個人情報および特定個人情報の種類

上記の利用目的に必要なお客様の個人番号・住所・氏名・生年月日・性別・健康状態・職業等の情報を取得させていただいております。

3.個人情報および特定個人情報の取得方法

情報の取得にあたっては、個人情報保護法、番号法および関連する法令等に照らし適正な方法によるものとします。

(1) 個人情報

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客様の個人情報を取得させていただいております。また、キャンペーン等の実施によりインターネット・はがき等で情報を取得させていただく場合があります。

(2) 特定個人情報

主に個人番号専用の申告書によりお客様の個人番号および特定個人情報を取得させていただいております。

4. 個人情報および特定個人情報の第三者への提供

以下のいずれかに該当する場合を除いて、お客様に関する個人情報および特定個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 個人情報

① お客様ご本人の事前の同意がある場合
② 法令に基づく場合
③ 人の生命・身体・財産の保護(または公共の利益)のために必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難であるとき
④ 一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で生命保険制度を健全に運営するために共同で利用する場合
⑤ 守秘義務を明記した契約を締結する等の適切な安全管理に基づき利用目的の達成に必要な範囲で業務委託を行う場合
⑥ 個人情報保護法に定められたお客様ご本人の同意を要しないでお客様に関する個人情報を提供することが認められている手続きに則して提供する場合
⑦ 保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険会社と再保険契約を締結する場合

(2) 特定個人情報

① 税法の規定に基づき、お客様の個人番号が記載された法定調書を税務署に提出する場合
② 訴訟手続その他の裁判における手続、刑事事件の捜査、税法に基づく犯則事件の調査が行われる場合等その他公益上の必要があるとき
③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、お客様ご本人の同意があり、またはお客様ご本人の

同意を得ることが困難であるとき
④ 守秘義務を明記した契約を締結する等の適切な安全管理に基づき特定個人情報の取扱いを第三者に業務委託する場合
⑤ 犯罪収益移転防止法の規定による疑わしい取引の届出を行う場合
⑥ 税法の規定による質問・検査・提示・提出の求めまたは協力の要請を受けた場合
⑦ 個人情報保護委員会から特定個人情報の提供を求められた場合

5.個人情報および特定個人情報の保護管理

当社は、個人情報および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、以下の安全管理対策を含む必要な措置を講じ、お客様の個人情報および特定個人情報を適切に管理いたします。

(1) 「情報資産保護強化委員会」の設置等、体制の整備による情報の適正な管理および保護の推進
(2) 情報の取扱いに関する従業員への積極的な教育
(3) 情報システムにおける技術的な安全管理方式の強化・推進
(4) お客様の個人情報および特定個人情報の取扱いを委託する際の委託先に対する適切な管理・監督
(5) 特定個人情報の取扱に関する取扱区域および取扱者を制限した適正な管理・監督
(6) 特定個人情報の保存期間経過後の保管の禁止および廃棄・削除記録による厳重管理

6.ご契約内容の照会・変更等のお手続き

ご加入いただいている生命保険の「ご契約内容」に関する照会、「お手続きの状況」に関する照会、ご契約内容の変更等、各種お手続きについては、コールセンター、当社お客様窓口等にてお受付けしております。お手続きについては手数料はかかりませんので、お気軽にお申出ください。(一部、ATMでのお取引等は手数料がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。)

7.お客様からの開示・訂正等のご請求

お客様から「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」に規定するところにより当社の保有個人データの開示、訂正、利用停止、利用目的の通知等を求められた場合、お客様ご本人からの求めであることを確認させていただいたうえで、法令の定めるところに従って、回答・対応させていただきます。「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」の詳細をご確認のうえ、お申出ください。なお、「保有個人データの開示」「保有個人データの利用目的の通知」のお手続きについては、手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

8.お客様からのご照会・ご意見・ご要望の受付窓口

本個人情報保護方針の内容、当社の個人情報および特定個人情報の安全管理措置等の取り扱いその他の当社の個人情報および特定個人情報の取扱いにつきまして、ご照会・ご意見・ご要望がございましたら、下記のお問合せ先までお申出ください。お申出いただいたご意見等をもとに、適切かつ迅速な対応を図ることに努めてまいります。

＜お問合せ先＞お客様サービスセンター
電話番号：0120–714–532
受付時間：月曜日～金曜日9:00 ～ 17:00　土曜日9:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00
※日曜・祝日、年末年始(12/31 ～ 1/3)は営業しておりません。

9.当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問合せ先＞一般社団法人　生命保険協会　生命保険相談室
電話番号：03–3286–2648　〒100–0005 千代田区丸の内3－4－1 新国際ビル３階
受付時間：9:00 ～ 17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp

※ 本個人情報保護方針は、当社ホームページ(https://www.asahi-life.co.jp/)に掲載するほか、当社お客様窓口にて掲示・備付けしております。
※ 本個人情報保護方針４条(１)④項の特定共同利用の詳細および「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」の詳細については、当社ホームページに掲載するほか、当社お客様窓口にて備付けしております。
※ 本個人情報保護方針６条のコールセンターは、８条のお問合せ先であるお客様サービスセンターとなります。

リスク管理体制

基本的な考え方

生命保険会社を取り巻く経営環境は絶えず変化しています。その中で、様々なリスクを的確に把握し、適切かつ厳格に管理することで、安定的な利益を確保し、健全な財務基盤の強化を通じて、企業価値を増大させていくことが極めて重要です。当社では、長期にわたる生命保険契約上の責務を確実に遂行するため、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

リスク管理体制

当社では、経営戦略目標の達成に向けて、適切なリスク管理を行うことを目的に、全社的な方針として、「リスク管理の基本方針」を取締役会で定めています。

この基本方針では、生命保険会社が直面するリスクの種類・所在を特定した上で、それぞれのリスクに対する管理手法や管理部署等を定めています。さらに、特定されたリスクごとに、そのリスクの特性に応じた管理の方針、規程等を整備しています。

業務執行の各部署が、「リスク管理の基本方針」に基づき所管業務に内在するリスクを適切に管理していくとともに、各リスク管理部署は、リスクごとの基本方針、規程等に従い、定期的なリスク状況の把握、報告等、適切なリスク管理に努めています。

さらに、各リスクは、それぞれが独立的ではなく、相互に関連して影響を及ぼすことがあることから、リスク全体を統合的に管理する部署を設け、事業全体のリスクを定性的・定量的に管理しています。

リスク管理の状況は、経営会議、取締役会に報告され、経営会議、取締役会は、その報告にも基づいて最適な経営上の意思決定を行います。

なお、内部監査部が、リスク管理の仕組みの適切性・実効性について監査を行っています。

リスク管理体制概要

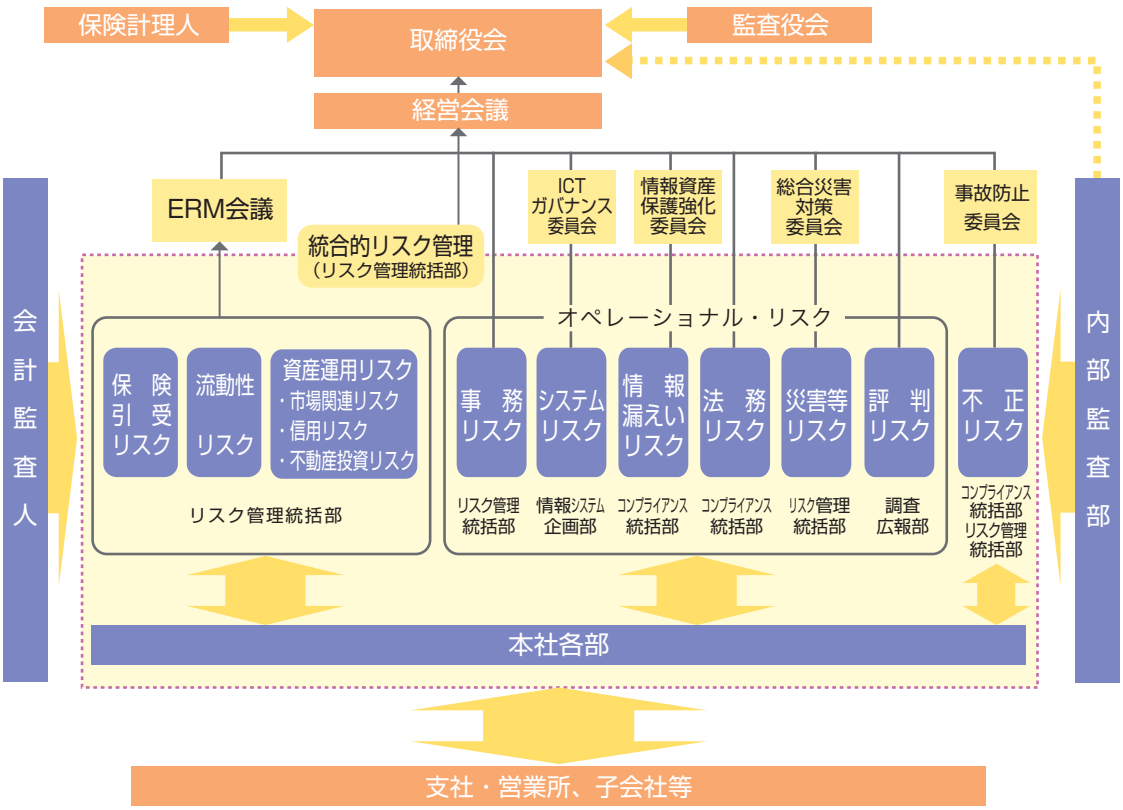

リスクアペタイト（リスク選好方針）

中期経営計画ならびに年度ごとの総合経営計画に基づき、経営戦略目標の達成に向けて、定性・定量の両面から「収益獲得のために許容するリスク」と「財務の健全性確保に向けて削減するリスク」の方針＝リスクアペタイト（リスク選好方針）を定め、当該方針に基づき適切なリスクテイク・リスクコントロールを行っています。

統合的リスク管理（ERM）の取組み

将来にわたる財務の健全性の確保および収益性の向上を図るため、会社全体のリスクを統合的に管理する統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しています。

具体的には、リスクアペタイト（リスク選好方針）に基づきリスク管理上の指標を設定し、定性的、定量的に管理・評価のうえ課題を認識し、リスクの重要度に応じた対応策を実施しています。

また、これらの実施状況を踏まえた経営リスクと自己資本等の評価を自ら行う「ORSA（Own Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価）」を導入し、経営戦略と一体となったリスク管理の実践を進めています。

定性面の管理では、既に発生したリスクに、各所属がCSA（Control Self Assessment：内部統制活動の自己評価）の取組みを通じて洗い出した潜在的なリスクを加えたうえ、当社のリスクプロファイル（保有リスクの特性）として取り纏め、経営管理上の重要なリスクを特定し、予兆分析等を通じて、リスクの早期把握と抑制に努めています。

定量面の管理では、経済価値ベースと現行会計ベースとの両面から自己資本（サープラス）の充実度を評価しています。経済価値ベースでは、将来の資産と負債の差額に基づくサープラスの変動をリスクとして捉え、これらを定量化した統合リスク量に対する現在のサープラスの充実度（ESR：Economic Solvency Ratio）を把握・管理するとともに、目標水準を設定のうえ、その向上に努めることとしています。

また、現行会計ベースでは、金融市場の悪化や死亡率・給付率等の悪化などにより、ある一定の確率のもとで１年間に生じ得る会社全体の最大損失額である統合リスク量を測定し、統合リスク量と自己資本等の経営体力とを対比することで、資産・負債戦略やリスク・リターン戦略の適切性の確認に活用しています。

ERMのイメージ図

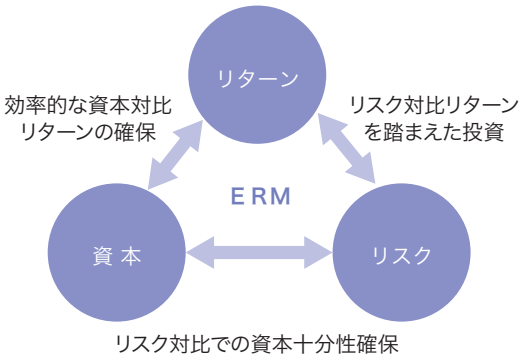

ALM の取組み

当社においては、資産・負債の総合的な管理（ALM）として、負債特性に応じた区分ごとに、資産運用方針・リスク管理方針を策定し、その方針に基づく運用状況・リスク管理状況を確認しています。また、保有する資産を生命保険契約の負債特性に適合させることを考慮し、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核に据えております。国内公社債は主に「責任準備金対応債券」に区分して償却原価法による評価を行い、金利変動による影響を軽減するよう努めています。

ストレステストの実施

ストレステストとは、金融市場の大幅な変化等により当社の資産運用ポートフォリオの時価・損益が悪化するシナリオや、大地震等の発生により保険金等のお支払いが増加し、損益が悪化するシナリオを想定し、財務の健全性に与える影響を把握・分析する手法です。ストレステストの結果は経営会議等に定期的に報告され、必要に応じて経営上又は財務上の対応の検討に活用しています。また、資産運用リスクのストレステストについては、資産運用計画の検証やヘッジ対応方針の策定等にも活用しています。

なお、発生する確率は非常に低いものの、発生した場合には巨大な損失等をもたらすストレス事象を把握する観点から、リスクプロファイルに基づくリスク事象についてストレステストを実施し、財務の健全性に相応の影響を与えるシナリオを特定するとともに、その影響額を経営会議等に報告しています。

各リスク管理の取組み

1保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクのことをいいます。当社では、市場動向を踏まえた慎重な利率設定や十分なデータに基づく保険事故発生率の設定により保険料水準を適切に設定するとともに、商品販売後においても定期的に損益状況等をモニタリングするなどリスクを早期に把握・分析し、分析結果に応じた対応策を講じることにより、将来にわたって保険金等のお支払いが確実に遂行できるよう支払能力の確保に努めています。

具体的には、商品開発時において、設定された料率等に対する妥当性の検証を開発部門とは独立したリスク管理統括部が行い、適切な保険料設定となっていることを確認しています。また、商品販売後においては、リスク管理統括部が中心となって、定期的に保険事故発生率の分析等を踏まえた商品別の損益分析を行っており、とりわけ、ニューリスク商品(開発後間もない新しい保障内容の第三分野保険等)に関する保険事故発生率等に対しては、リスクの顕在化を早期に把握できるようモニタリングを実施しています。これらの分析においてリスクの顕在化が見られる場合には、関係部署と連携して適切な対応を図ることとしています。

さらに、再保険の活用に関しては、出再先の格付の状況が一定水準以上であること、危険差損益の発生状況等から出再する保険金額について適切な水準とすること等、再保険に関する管理方針を定め、再保険管理部署から独立したリスク管理統括部が、その遵守状況を確認しています。

2流動性リスク

流動性リスクとは、資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のため通常よりも著しく低い価格での資産の売却を余儀なくされる、あるいは市場の混乱等により通常の取引を行えない等の理由により損失を被るリスクのことをいいます。

当社の資産ポートフォリオは、有価証券等の流動性の高い資産を中心に構成されており、潤沢な流動性を確保しています。また、想定外の資金流出にも対応可能となるよう、運用資産のキャッシュ化可能期間を定期的に把握し、一定基準以上の流動性資産を常に確保するとともに、低流動性資産の保有限度額を設定し、資産ポートフォリオ・資金流出入の状況について、定期的にモニタリングしています。

3資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクに大別されます。

当社では、ポートフォリオ全体のリスク量が許容範囲を超過しないようにモニタリングを実施しています。また、各資産のリスク特性に応じて個別に諸規定を定めたうえで、リスク量、ポジション等を定期的にモニタリングする管理体制を整備しています。

①市場関連リスク

市場関連リスクとは、株価、為替、金利等の市場のリスクファクター(リスク要因)の変動により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、有価証券等のリスク量をVaR法※を用いて計量化し、リスク量の統合的な把握を行うとともに、リスクリミット(リスク量の管理枠)を設定し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。さらに、リスクファクターの変動が当社の経営指標へ及ぼす影響を把握・分析するストレステストや感応度分析を定期的に実施し、市場関連リスクの適切な管理に努めています。

※ VaR(バリュー・アット・リスク)法:一定期間に一定確率で起こる予想最大損失額を統計学的な方法により計測する手法。

②信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、投融資案件の審査の実効性を確保するため、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷いています。信用リスクの適切な管理に資する対応として、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、過度な与信集中を回避するための与信ガイドラインの設定等を行っております。また、信用リスク量をVaR法を用いて計量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。

③不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少すること、または市況の変化等を要因として不動産価格が下落することにより、不動産価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、個々の不動産投資について、最低投資利回りを設定し安定的な収益確保に努めるとともに、取得ならびに売却時には投資執行部から独立したリスク管理統括部が、事業計画や価格の妥当性等の観点から厳格な審査を実施しています。また、投資利回り・賃貸料収入・入居率・不動産の含み損益等の状況の定期的な把握、VaR法によるリスク量の把握等、不動産投資リスクの適切な管理に資する対応を図っています。

4 オペレーショナル・リスク

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、各事務所管部署が、各種の規程、事務マニュアルの作成・改訂を適切に行うとともに、事務知識の教育を徹底することにより、正確な事務処理の推進と事務リスクの軽減に努めています。

また、事務取扱新設・変更時には、関係部署が重層的にチェックを行う内部検証体制を構築し、事務品質の維持・向上を図っています。

リスク管理統括部は、各事務所管部署のリスク管理状況のモニタリングを行い、さらに、内部監査部による監査もあわせて行うことにより、全社的な事務リスク管理を行っています。

②システムリスク

システムリスクとは、災害によるシステムダウン、システムの故障・誤動作、コンピュータの不正使用等によって、システムが正常に稼動せず、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システム障害の未然防止と障害発生時の損失極小化の両面においてシステムリスク管理体制を構築しています。

障害の未然防止としては、セキュリティポリシーに則ってシステムの設計・開発・運用のプロセスをそれぞれルール化しています。また、開発部門と運用部門の役割を明確に分離し、相互牽制機能が働く体制とするとともに、内部システム監査と外部システム監査により検証・確認を行い、実効性を確保しています。

一方、障害対策としては、障害発生時の影響と損害を最小限にするためにコンティンジェンシープラン(危機管理計画)を作成し、社内報告体制を明確にするとともに、システム障害発生時の緊急対応策として、重要な機器については二重化しています。さらに、大地震等の発生によるコンピュータシステムの稼動停止に備え、重要なシステムについては、バックアップシステムを別の地域に設けて、危機発生時にもシステム稼動が可能な体制としています。

また、サイバー攻撃の手口が高度化・巧妙化していることから、サイバー攻撃の未然防止や攻撃を受けた際の影響の極小化と迅速な復旧に向け、子会社等も含め技術的な対策とCSIRT※設置や教育訓練などの体制面の継続的な強化に努めています。

※ CSIRT(シーサートComputer Security Incident Response Team):サイバーセキュリティに関する調査、対応を行う社内横断的な専門組織(機能)。

③情報漏えいリスク

情報漏えいリスクとは、当社が保有するすべての情報の漏えい・損失・不正利用・改ざん等に伴い、損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報漏えいリスクの発生の抑制に向け、情報資産管理に関する部署がお客様情報を含む個人情報の安全管理について、総合的な管理を行っています。また、「情報資産保護強化委員会」を設置し、適正な情報管理に向け取組んでいます。

安全管理の強化に向け、各種の規程や「事務手続要領書」の遵守および教育の徹底を図るとともに、各所属の管理者を通じた適正な情報資産管理を推進しています。また、内部監査部による監査・確認を行い、実効性を確保しています。

④法務リスク

法務リスクとは、法令または契約上の義務に違反して業務を遂行すること、法令または契約上認められた権利を適切に行使しないことなどによって、損失を被るリスクをいいます。

当社では、「法務リスク管理規程」を制定し、本社各部署が所管業務に関する法務リスクを適切に管理するとともに、コンプライアンス統括部が法務リスクを統括管理し、本社各部署における適切な法務リスクの管理を支援する体制としています。

具体的には、コンプライアンス統括部が一定の重要な案件に加え、本社各部署からの依頼に基づきリーガルチェック・リーガルアドバイスを行うほか、弁護士などの専門家との連携、訴訟状況の把握等を行っています。

このような活動を通じて、法務リスクを的確に把握、管理し、法務リスク顕在化の未然防止や極小化に努めています。

⑤災害等リスク

災害等リスクとは、大地震(付随する津波を含む)、これに準ずる自然災害(台風・豪雨・火災等)および人為的な災害(テロ・戦争・武力攻撃事態を含む)の発生により店舗・従業員が被災する、または新型インフルエンザ等の流行に伴い、従業員が罹患することにより、通常業務が行えなくなることでサービスの質が低下し、有形・無形の損失を被るリスクをいいます。

当社では、生命保険会社としての社会的使命を全うするための業務継続体制(BCM：Business Continuity Management)の構築に努めています。具体的には、大地震等の災害や新型インフルエンザ等の発生などの不測の事態に備え、「災害時業務継続計画」等のBCP(Business Continuity Plan)関係規程を策定し、保険金等の支払いなどの重要業務を継続するための各種対応を定めるとともに、各種訓練を行い、BCPの習熟と実効性の検証を行っています。

⑥評判リスク

評判リスクとは、お客様および世間において、マスコミやインターネット等の媒体を通じて、経営内容等について意図せざる風評が起きることにより、有形・無形にかかわらず、損失を被るリスクをいいます。

当社では、評判リスクの適切な管理をさらに推進するため、「評判リスク管理規程」を制定し、管理体制、モニタリング・報告、対応方法等の明確化を図っており、これに基づき、評判リスクに関する情報の収集を図り、状況把握・検証を通じて、その発生の防止に努めるとともに、評判リスクが発生した場合は、被害を最小限に抑えられるように対応しています。

5 不正リスク

当社では、業務上、業務外を問わず役職員による法令違反、不正行為等によって、お客様および社会からの信用を失墜する等により、有形・無形の損失を被るリスクを不正リスクと定義しています。

当社では、「事故防止委員会」を設置し、事故防止策の策定・実施状況等を協議し、本社・支社における事故防止策を推進しています。また、支社においては「支社コンプライアンス推進会議」を開催し、事故防止に向けた検討と取組みを行っています。

加えて、コンプライアンス統括部にシニアコンプライアンス・オフィサーを、各支社にコンプライアンス・オフィサーを配置し、連携を図りながら、事故の未然防止に努めています。

役員・会計監査人

(1)取締役および監査役

男性15名　女性１名　(取締役および監査役のうち女性の比率　6.3%)　　(2019年７月２日現在)

現在の役職 氏　　名 (生年月日)	略　　歴
取締役会長 佐藤美樹 (1949年12月５日生)	1972年４月　当社入社 法人営業局 金融法人部長、営業企画部長、 営業企画統括部門 営業企画担当副統括部門長を歴任 2003年４月　執行役員 営業企画統括部門長 2004年４月　常務執行役員 営業企画統括部門長 2004年７月　取締役常務執行役員 営業企画統括部門長 2005年４月　取締役常務執行役員 経営企画統括部門長 2008年７月　代表取締役社長 2017年４月　代表取締役会長 2019年４月　取締役会長
代表取締役社長 木村博紀 (1962年１月19日生)	1984年４月　当社入社 資産運用企画ユニットゼネラルマネージャーを歴任 2012年４月　執行役員 資産運用統括部門 財務･不動産専管部門長 2013年４月　執行役員 資産運用統括部門長 2013年７月　取締役執行役員 資産運用統括部門長 2014年４月　取締役執行役員 資産運用部門長 2015年４月　取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2016年４月　取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 2017年４月　代表取締役社長
代表取締役 (専務執行役員) 菊池達也 (1959年７月15日生)	1984年４月　当社入社 2011年４月　執行役員 経営企画統括部門 営業企画専管部門長 2014年４月　執行役員 総務人事部門長 2014年７月　取締役執行役員 総務人事部門長 2015年４月　取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2016年４月　取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2018年４月　取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2019年４月　代表取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当
取締役 (常務執行役員) 多々良裕志 (1960年８月５日生)	1983年４月　当社入社 さいたま支社長、東京東統括支社長を歴任 2012年４月　執行役員 新都心統括支社長 2014年４月　執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2015年４月　常務執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2016年４月　常務執行役員 本社営業本部長 2016年７月　取締役常務執行役員 本社営業本部長
取締役 (常務執行役員) 井口泰広 (1962年３月15日生)	1984年４月　当社入社 人事ユニットゼネラルマネージャーを歴任 2012年４月　執行役員 事務･システム統括部門 契約事務専管部門長 2013年４月　執行役員 事務･システム統括部門長 2014年４月　執行役員 代理店事業本部長 2016年７月　取締役執行役員 代理店事業本部長 2017年４月　取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 2018年４月　取締役常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当
取締役 (常務執行役員) 藤岡通浩 (1962年３月14日生)	1985年４月　当社入社 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 常務執行役員 資産運用部長 チーフ･インベストメント･オフィサー、同社 取締役常務執行役員 資産運用部長 チーフ･インベストメント･オフィサーを歴任 2015年４月　執行役員 財務部 不動産部 担当 2016年４月　執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2017年７月　取締役執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2018年４月　取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当
取締役 (執行役員) 元田亮一 (1962年10月14日生)	1986年４月　当社入社 船橋支社長(ブロック支社長)を歴任 2015年４月　執行役員 横浜統括支社長 2018年４月　執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2018年７月　取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当
取締役 (執行役員) 石島健一郎 (1963年10月８日生)	1988年４月　当社入社 経営企画ユニットゼネラルマネージャー、代理店事業部長を歴任 2017年４月　執行役員 代理店事業本部長 2018年４月　執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 2018年７月　取締役執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当

現在の役職 氏　　名 （生年月日）	略　　歴
取締役 おお　や　かず　こ 大　矢　和　子 （1950年９月５日生）	1973年４月　株式会社資生堂 入社 2001年６月　株式会社資生堂 執行役員 2007年４月　株式会社資生堂 顧問 2007年６月　株式会社資生堂 監査役 2011年５月　公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 2011年６月　株式会社資生堂 顧問 2013年６月　株式会社資生堂 顧問 退任 2013年７月　当社取締役 現　　在　公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長
取締役 つか　もと　たか　し 塚　本　隆　史 （1950年８月２日生）	1974年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2009年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役社長 2011年６月　株式会社みずほ銀行 取締役頭取 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 2013年４月　株式会社みずほコーポレート銀行 取締役 2013年７月　株式会社みずほ銀行 取締役会長 （株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行として発足） 2013年11月　株式会社みずほ銀行 取締役会長 退任 2014年３月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 退任 2014年４月　みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 2016年７月　当社取締役 2017年４月　みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 現　　在　みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
取締役 わた　なべ　けん　じ 渡　邉　健　二 （1950年２月３日生）	1972年４月　日本通運株式会社 入社 2009年５月　日本通運株式会社 代表取締役副社長 副社長執行役員 2011年６月　日本通運株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 2017年５月　日本通運株式会社 代表取締役会長 2017年７月　当社取締役 現　　在　日本通運株式会社 代表取締役会長
監査役〈常勤〉 そめ　かわ　ひろ　ゆき 染　川　博　行 （1958年７月29日生）	1981年４月　当社入社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、内部監査局長、 内部監査部 担当部長を歴任 2015年７月　監査役
監査役〈常勤〉 こ　にし　ひで　き 小　西　英　樹 （1960年５月10日生）	1983年４月　当社入社 経営企画統括部門 広報ユニットゼネラルマネージャー、 リスク管理統括部門 リスク管理担当副統括部門長、 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、 総務人事部門 人事担当副部門長、内部監査局長、人事部顧問を歴任 2019年７月　監査役
監査役 まち　だ　ゆき　お 町　田　幸　雄 （1942年７月３日生）	1969年４月　検事任官 東京地方検察庁 1981年４月　司法研修所教官 1991年４月　東京高等検察庁 1994年４月　東京国税不服審判所所長 1995年７月　最高検察庁 1999年８月　法務省入国管理局局長 2001年７月　最高検察庁刑事部長 2002年６月　公安調査庁長官 2004年１月　仙台高等検察庁検事長 2004年12月　最高検察庁次長検事 2005年７月　検事退官 2005年９月　第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所 入所 2006年７月　当社監査役 2012年７月　西村あさひ法律事務所 退所 2012年８月　町田幸雄法律事務所 開設 現　　在　町田幸雄法律事務所 弁護士
監査役 せき　ただ　ゆき 関　忠　行 （1949年12月７日生）	1973年４月　伊藤忠商事株式会社 入社 2009年６月　伊藤忠商事株式会社 代表取締役常務取締役 2011年５月　伊藤忠商事株式会社 代表取締役専務執行役員 ＣＦＯ 2013年４月　伊藤忠商事株式会社 代表取締役副社長執行役員 ＣＦＯ 2015年４月　伊藤忠商事株式会社 顧問 2017年４月　伊藤忠商事株式会社 理事 2017年７月　当社監査役 現　　在　伊藤忠商事株式会社 理事
監査役 しば　た　みつ　よし 柴　田　光　義 （1953年11月５日生）	1977年４月　古河電気工業株式会社 入社 2012年４月　古河電気工業株式会社 代表取締役社長 2017年４月　古河電気工業株式会社 取締役会長 2018年７月　当社監査役 現　　在　古河電気工業株式会社 取締役会長

(2)執行役員

現在の役職 氏　　名 (生年月日)	略　　歴
専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 (代表取締役) 菊池達也 (1959年7月15日生)	詳細は102ページをご参照ください。
常務執行役員 本社営業本部長 (取締役) 多々良裕志 (1960年8月5日生)	
常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 (取締役) 井口泰広 (1962年3月15日生)	
常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当 (取締役) 藤岡通浩 (1962年3月14日生)	
執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 (取締役) 元田亮一 (1962年10月14日生)	
執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 (取締役) 石島健一郎 (1963年10月8日生)	
常務執行役員 新都心統括支社長 宮沢聡 (1960年2月26日生)	1983年4月　当社入社 町田支社長を歴任 2012年4月　執行役員　東京東統括支社長 2015年4月　常務執行役員 東京東統括支社長 2016年4月　常務執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2018年4月　常務執行役員 新都心統括支社長
常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 (ブロック支社長) 平野正人 (1962年7月8日生)	1985年4月　当社入社 町田支社長、東京西統括支社長を歴任 2016年4月　執行役員 東京西統括支社長 2017年4月　執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 2018年4月　執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長) 2019年4月　常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長)

現在の役職 氏　　名 （生年月日）	略　　歴
執行役員 東京西統括支社長 はまの　ひろまさ 浜　野　拓　将 （1961年８月30日生）	1984年４月　当社入社 宇都宮支社長、経営企画統括部門 企画担当副統括部門長を歴任 2014年４月　執行役員 営業企画部門長 2015年４月　執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 2017年４月　執行役員 東京西統括支社長
執行役員 福岡支社長 （ブロック支社長） しばたとしゆき 芝　田　俊　之 （1960年10月18日生）	1984年４月　当社入社 盛岡支社長、茨城支社長（ブロック支社長）を歴任 2015年４月　執行役員 茨城支社長（ブロック支社長） 2016年４月　執行役員 東京東統括支社長 2019年４月　執行役員 福岡支社長（ブロック支社長）
執行役員 横浜統括支社長 かしまだこういち 鹿島田　耕　一 （1963年３月17日生）	1986年４月　当社入社 営業推進ユニットゼネラルマネージャー、業務ユニットゼネラルマネージャー、 営業管理部長を歴任 2016年４月　執行役員 茨城支社長（ブロック支社長） 2018年４月　執行役員 横浜統括支社長
執行役員 財務部 不動産部 担当 おおつかやすひろ 大　塚　康　弘 （1965年８月25日生）	1988年４月　当社入社 資産運用リスク管理ユニットゼネラルマネージャー、資産運用企画部長を歴任 2016年４月　執行役員 財務部 不動産部 担当
執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当 いけだけんいち 池　田　健　一 （1962年12月23日生）	1986年４月　当社入社 保険金ユニットゼネラルマネージャー、商品開発ユニットゼネラルマネージャー、 商品開発部長、営業企画部長を歴任 2017年４月　執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 2019年４月　執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当
執行役員 東京東統括支社長 みずのたけし 水　野　　健 （1964年２月14日生）	1987年４月　当社入社 兵庫西支社長、新潟支社長を歴任 2017年４月　執行役員 新潟支社長 2018年４月　執行役員 新潟支社長（ブロック支社長） 2019年４月　執行役員 東京東統括支社長
執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当 しもとりまさひろ 下　鳥　正　弘 （1964年３月21日生）	1986年４月　当社入社 大分支社長、経営企画部門 企画担当副部門長、経営企画部長、 情報システム企画部長を歴任 2018年４月　執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当
執行役員 茨城支社長 （ブロック支社長） おおぎなおき 扇　　直　樹 （1964年10月15日生）	1988年４月　当社入社 湘南支社長、営業管理部長を歴任 2018年４月　執行役員 茨城支社長 2019年４月　執行役員 茨城支社長（ブロック支社長）
執行役員 代理店事業本部長 もろはしたけし 諸　橋　　武 （1965年９月25日生）	1988年４月　当社入社 契約医務ユニットゼネラルマネージャー、人事部長を歴任 2018年４月　執行役員 代理店事業本部長

現在の役職 氏　　名 （生年月日）	略　　歴
執行役員 さいたま支社長 （ブロック支社長） 西田幸生（にしだゆきお） （1964年９月28日生）	1989年 3 月　当社入社 千葉支社長（ブロック支社長）、さいたま支社長（ブロック支社長）を歴任 2018年 4 月　執行役員 さいたま支社長（ブロック支社長）
執行役員 名古屋統括支社長 （ブロック支社長） 立原寿一（たちはらとしかつ） （1963年１月15日生）	1985年 4 月　当社入社 札幌支社長（ブロック支社長）、代理店事業本部 代理店推進担当副本部長、 群馬支社長を歴任 2019年 4 月　執行役員 名古屋統括支社長（ブロック支社長）
執行役員 大阪統括支社長 （ブロック支社長） 殿井純一郎（とのいじゅんいちろう） （1964年10月２日生）	1988年 4 月　当社入社 南大阪支社長を歴任 2019年 4 月　執行役員 大阪統括支社長（ブロック支社長）

(3)会計監査人

名　　称	EY新日本有限責任監査法人

朝日生命のご紹介

沿革・主要な業務

組織

店舗所在地

関連企業

沿革・主要な業務

当社は1888（明治21）年３月１日に帝国生命として創業以来、長きにわたり多くのお客様からのあたたかい愛情・ご支援のもと、わが国の成長・発展とともに歩んできました。また、「まごころの奉仕」を経営の基本理念として、常にお客様本位のサービスの充実に努めるとともに多彩な社会貢献・文化支援の実績を築いてきました。

朝日生命のあゆみ

1888年 ・帝国生命創業
1902年 ・画期的な利益配当付保険を発売
1903年 ・当時としては珍しい女性事務員を多数採用
1927年 ・被保険者健康増進施設開設
1947年 ・朝日生命保険相互会社創立（7月１日）
1948年 ・業界に先がけ、団体月払保険の取扱いを開始
1949年 ・家庭月払保険の取扱いを開始
1960年 ・財団法人朝日生命成人病研究所を設立
1963年 ・新宿に本社社屋完成
1974年 ・朝日生命体操クラブを創設
1976年 ・「経営調査委員会」を設置
1978年 ・「全国総合オンラインシステム」完成
1985年 ・朝日生命糖尿病研究所を設立
1987年 ・全国営業店舗オンラインの開通
1989年 ・「朝日ライフカード」を発行
1991年 ・多摩本社完成
・ノート型PCハンディアイの全営業職員携帯を開始
2001年 ・画期的な保険システム「保険王」の発売
2002年 ・経営改革計画「朝日生命プロジェクトR」スタート
・電子提案書サービス開始
（2003年７月末より「Ai-Net」と名称を変更）
2003年 ・新経営戦略「サクセスA」スタート
2004年 ・「キャッシュレス保障見直し制度」の取扱いを開始
・大手町に本社を移転
2005年 ・「生活習慣病保険（返戻金なし型）」の発売
2006年 ・中期経営計画「ライジングA」スタート
・女性の活躍推進に向けた取組み「朝日生命ポジティブ・アクション」を策定
2009年 ・中期経営計画「Change（変革と挑戦）」スタート
・マスコットキャラクター「シナモロール」を起用
・銀行窓口販売の取扱いを開始
2010年 ・「保険王プラス」の発売
・カード会員向けテレマーケティング事業を開始
・2010年度「均等・両立推進企業表彰」「厚生労働大臣優良賞」を受賞
2011年 ・保険ショップでの販売を開始
・母と子を一緒に守る保険「ハハの幸せ コの幸せ」の発売
2012年 ・「あんしん介護」「先進医療特約（返戻金なし型）」の発売
・中期経営計画「*Action* ～突破！次なるステージへ～」スタート
・持病をお持ちの方でも加入できる「かなえる医療保険」の発売
2013年 ・朝日生命「音声認識ソリューション」を導入
・事務効率の向上等を目的とした「Smart up!」プロジェクトを展開
・代理店専用保険商品ブランド「スマイルシリーズ」を立上げ
・「あんしん介護」が「2013年度 グッドデザイン賞」を受賞
2014年 ・「かなえる終身保険」「かなえる定期保険」の発売
2015年 ・中期経営計画
「SHINKA（新化・進化・真価）～未来に挑む～」スタート
・代理店専用保険商品「スマイルセブン」「スマイルメディカルパック」の発売
・契約概要（設計書）が「UCDAアワード2015」にて「特別賞」を受賞
2016年 ・「あんしん介護 認知症保険」の発売
・女性のための保険「やさしさプラス」ブランドを展開
・生保初 厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」の認定を取得
2017年 ・「収入サポート保険」「メンタル疾患特約」の発売
・全役職員が認知症サポーターに認定
2018年 ・営業職員用タブレット型端末「スマートアイ」の導入
・「IBM Watson Explorer」を活用した給付金支払査定システムを構築
・創業130周年
・中期経営計画「TRY NEXT ～成長を実現し、未来を創る～」スタート
・東京大学との社会連携講座開設による共同研究の開始
・株式会社Ｆ.Ｌ.Ｐの株式取得、子会社化
・「あんしん介護 要支援保険」の発売
2019年 ・DeNAと業務提携
・福岡総合サービスセンターの開設
・「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定

主要な業務

（1）生命保険の販売および引受け

①個人向け商品

医療保障、収入保障、介護保障、死亡保障等、様々な保障があります。

②企業・団体向け商品

死亡保障や介護保障等をはじめとして、企業がご契約者となってご加入いただくプランがあります。

（2）資産運用業務

保険料等は、有価証券、貸付金、現預金・コールローン、不動産等の資産で運用しています。

（3）他の保険会社の業務の代理および事務の代行

委託損害保険会社と委託生命保険会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行を行っています。

組織

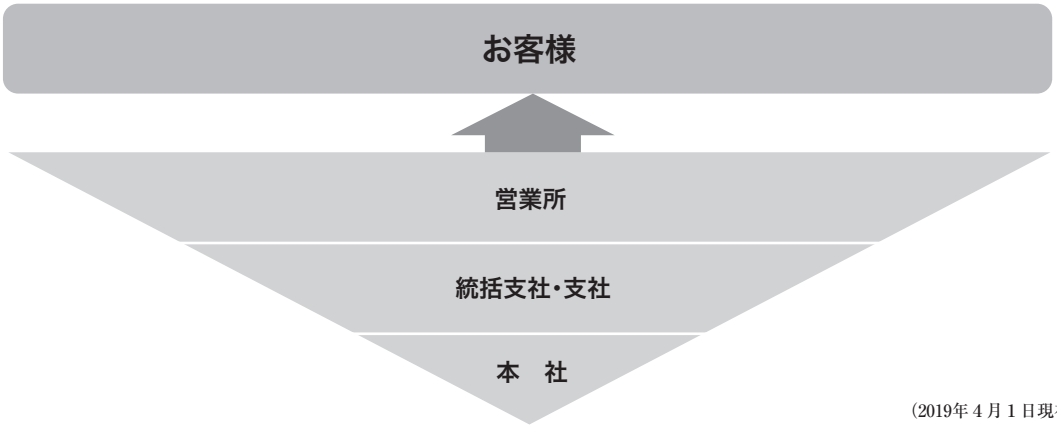

本社概要

（2019年４月１日現在）

- 本社営業本部
  - 法人開発部
    - 第一～第五法人部長
    - 特別法人部長
    - 全税共推進部長
    - 金融法人部長
    - 東京総合営業部長
    - 総務部長
    - 業務部長
    - 人材開発部長
    - 法人マーケット部長
  - 東京統括本部
    - 営業所
- 代理店事業本部
  - 代理店事業部
  - 代理店業務管理部
- 営業総局長
  - 営業管理部
  - 営業職員体制強化部
- 総務部
- 人事部
- 人事総務部
- 経営企画部
- 調査広報部
- 主計部
- 営業企画部
- マーケティング統括部
- 商品開発部
- リスク管理統括部
- コンプライアンス統括部
- 資産運用企画部
- 証券投資部
- 投資調査部
- 財務部
- 不動産部
- 事務企画部
- 契約医務部
- お客様サービス部
- 保険金部
- 企業保険部
- 情報システム企画部

●組織数

（2019年４月１日現在）

本　社	本社営業本部・代理店事業本部	2
	統括本部	1
	部	27
	内部監査部	1
支　社	統括支社	6
	支社	51
営業所		593

●地域別拠点

（2019年４月１日現在）

	統　括　本　部・統括支社・支社	営業所
北海道	4	26
東　北	6	49
関　東	16	214
甲信越・北陸	4	40
東　海	6	66
近　畿	7	72
中　国	4	34
四　国	3	19
九　州	8	73
全　社	58	593

●平均給与（職員）

（単位：千円）

区　　分	2018年3月	2019年3月
職　　員	400	404

（注）1. 平均給与月額は、対応年月の基準給与額で示してあり、賞与および時間外手当は含みません。
2. 派遣スタッフの直接雇用化（2011年10月１日実施）に伴い、算出基準の対象に加えています。

●平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区　　分	2017年度	2018年度
営業職員	155	154

（注）平均給与月額は、各年度の税込平均定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

●在籍・採用状況

区　分	在　籍　数		採　用　数		2018年度末	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	平均年齢	平均勤続年数
職　員	4,239名	4,132名	203名	188名	45歳　7ヵ月	18年　8ヵ月
（男　子）	1,901	1,858	46	50	46　4	23　3
（女　子）	2,338	2,274	157	138	44　11	15　0
（総合職）	2,069	2,049	63	69	45　7	22　4
（一般職）	2,170	2,083	140	119	45　7	15　1
営業職員	11,696	11,667	3,324	3,503	51　0	10　6
（男　子）	402	420	159	179	46　4	10　3
（女　子）	11,294	11,247	3,165	3,324	51　2	10　6

（注）1. 総合職在籍者には、営業所経営職（2017年度末607名、2018年度末589名）を含みます。
2. 営業職員の在籍数には、募集代理店（2017年度末1,835店、2018年度末2,216店）は含んでいません。

店舗所在地

（2019年７月１日現在）

本社	〒100−8103　千代田区大手町2−6−1　朝日生命大手町ビル	☎03（6225）3111
多摩本社	〒206−8611　多摩市鶴牧1−23	☎042（338）3111
代田橋オフィス	〒168−8506　杉並区和泉1−22−19	

東京統括本部	〒100−0004　千代田区大手町2−6−1　朝日生命大手町ビル内	☎03（3273）9061
東京東統括支社	〒110−8524　台東区上野2−13−10　朝日生命上野ビル内	☎03（3834）6053
新都心統括支社	〒163−0611　新宿区西新宿1−25−1　新宿センタービル内	☎03（3340）3267
東京西統括支社	〒150−0002　渋谷区渋谷1−9−8　朝日生命宮益坂ビル内	☎03（3797）5321
横浜統括支社	〒231−0021　横浜市中区日本大通60　朝日生命横浜ビル内	☎045（641）3742
名古屋統括支社	〒460−0008　名古屋市中区栄5−27−14　朝日生命名古屋栄ビル内	☎052（243）1003
大阪統括支社	〒541−0043　大阪市中央区高麗橋4−2−16　大阪朝日生命館内	☎06（6202）1374
札幌支社	〒060−0042　札幌市中央区大通西8−1−1　朝日生命札幌大通ビル内	☎011（241）9505
釧路支社	〒085−0017　釧路市幸町6−1−6　朝日生命釧路ビル内	☎0154（23）4322
旭川支社	〒070−0034　旭川市4条通9−1704−12　朝日生命旭川ビル内	☎0166（26）2372
道南支社	〒040−0064　函館市大手町17−6　朝日生命函館大手町ビル内	☎0138（27）6122
仙台支社	〒980−0811　仙台市青葉区一番町2−7−17　朝日生命仙台一番町ビル内	☎022（222）5142
青森支社	〒030−0862　青森市古川2−20−3　朝日生命青森ビル内	☎017（776）1567
盛岡支社	〒020−0033　盛岡市盛岡駅前北通5−32　朝日生命盛岡駅前北通ビル内	☎019（623）3290
秋田支社	〒010−0921　秋田市大町3−4−9　朝日生命秋田ビル内	☎018（862）4572
山形支社	〒990−0039　山形市香澄町3−1−7　朝日生命山形ビル内	☎023（622）2086
福島支社	〒963−8005　郡山市清水台2−13−23　郡山第一ビル内	☎024（923）3353
湘南支社	〒251−0055　藤沢市南藤沢5−9　朝日生命藤沢ビル内	☎0466（50）2853
町田支社	〒194−0021　町田市中町2−4−19　朝日生命町田ビル内	☎042（725）2423
八王子支社	〒192−0073　八王子市寺町43　朝日生命ビル内	☎042（624）2294
さいたま支社	〒330−0845　さいたま市大宮区仲町1−104　大宮仲町AKビル内	☎048（641）4123
越谷支社	〒343−0845　越谷市南越谷1−17−2　朝日生命越谷ビル内	☎048（989）5712
埼玉西支社	〒350−0046　川越市菅原町5−10　朝日生命川越ビル内	☎049（224）2056
千葉支社	〒260−0032　千葉市中央区登戸1−26−1　朝日生命千葉登戸ビル内	☎043（238）9813
船橋支社	〒273−0011　船橋市湊町1−1−1　朝日生命船橋湊町ビル内	☎047（431）5518
茨城支社	〒310−0062　水戸市大町1−2−40　朝日生命水戸ビル内	☎029（221）9178
宇都宮支社	〒320−0026　宇都宮市馬場通り3−2−1　宇都宮朝日生命館内	☎028（634）1322
群馬支社	〒371−0024　前橋市表町2−9−11　朝日生命前橋ビル内	☎027（224）5702
新潟支社	〒950−0088　新潟市中央区万代1−1−1　朝日生命新潟ビル内	☎025（243）6912
長野支社	〒390−0815　松本市深志1−1−2　朝日生命松本ビル内	☎0263（33）8301

甲府支社	〒400−0858　甲府市相生2−4−20　朝日生命甲府ビル内	☎055（233）2202
愛知東支社	〒444−0043　岡崎市唐沢町1−4−2　朝日生命岡崎ビル内	☎0564（21）8232
愛知西支社	〒460−0008　名古屋市中区栄3−32−20　朝日生命矢場町ビル内	☎052（243）0061
静岡支社	〒420−0859　静岡市葵区栄町3−9　朝日生命静岡ビル内	☎054（253）8152
三重支社	〒514−0031　津市北丸之内12　朝日生命津ビル内	☎059（228）0352
岐阜支社	〒500−8842　岐阜市金町1−4　朝日生命岐阜ビル内	☎058（265）6464
北陸支社	〒920−0918　金沢市尾山町1−3　朝日生命金沢第3ビル内	☎076（262）8252
南大阪支社	〒556−0011　大阪市浪速区難波中3−5−13　朝日生命難波ビル内	☎06（6634）3220
京滋支社	〒600−8495　京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26−1　朝日生命京都第2ビル内	☎075（221）7967
奈良支社	〒630−8115　奈良市大宮町4−295−10　奈良朝日生命川口ビル内	☎0742（35）7783
和歌山支社	〒640−8241　和歌山市雑賀屋町東ノ丁6　朝日生命和歌山ビル内	☎073（423）8302
神戸支社	〒650−0034　神戸市中央区京町75−2　朝日生命神戸京町ビル内	☎078（331）4944
兵庫西支社	〒670−0964　姫路市豊沢町61　朝日生命姫路南ビル内	☎079（223）0382
広島支社	〒730−0021　広島市中区胡町4−21　朝日生命広島胡町ビル内	☎082（242）5415
岡山支社	〒700−0904　岡山市北区柳町2−6−25　朝日生命岡山柳町ビル内	☎086（227）3112
山陰支社	〒690−0887　松江市殿町38−1　朝日生命松江ビル内	☎0852（21）3117
山口支社	〒750−0012　下関市観音崎町11−6　朝日生命下関ビル内	☎083（223）7142
東四国支社	〒760−0050　高松市亀井町2−1　朝日生命高松ビル内	☎087（833）2830
松山支社	〒790−0878　松山市勝山町2−14−4　朝日生命松山ビル内	☎089（921）6167
高知支社	〒780−0870　高知市本町4−2−44　朝日生命高知ビル内	☎088（873）3162
福岡支社	〒812−0024　福岡市博多区綱場町8−23　朝日生命福岡昭和通ビル内	☎092（262）1611
北九州支社	〒803−0812　北九州市小倉北区室町1−1−1　リバーウォーク北九州高層棟内	☎093（583）3701
西九州支社	〒850−0862　長崎市出島町1−14　出島朝日生命青木ビル内	☎095（823）8182
大分支社	〒870−0035　大分市中央町1−1−3　朝日生命大分ビル内	☎097（536）0245
熊本支社	〒860−0844　熊本市中央区水道町8−6　朝日生命熊本ビル内	☎096（351）6112
宮崎支社	〒880−0806　宮崎市広島2−5−10　朝日生命宮崎ビル内	☎0985（25）5186
鹿児島支社	〒892−0844　鹿児島市山之口町12−1　鹿児島センタービル内	☎099（224）1122
沖縄支社	〒900−0015　那覇市久茂地2−14−3　朝日生命沖縄ビル内	☎098（867）6623

関連企業

（2019年７月１日現在）

法人名	設立年月日	資本金	当社の議決権割合（当社子会社等の議決権割合）
	事業の主な目的		
	所在地		
公益財団法人朝日生命成人病研究所	1960年5月18日	—	
	生活習慣病の予防、診断、治療に関する研究と診療		
	〒103–0002　東京都中央区日本橋馬喰町2–2–6　朝日生命須長ビル		
朝日ライフアセットマネジメント株式会社	1985年7月6日	3,000百万円	100.0%
	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業		
	〒168–0063　東京都杉並区和泉1–22–19　朝日生命代田橋ビル		
朝日エヌベスト投資顧問株式会社	1999年6月9日	50百万円	0.0%（51.0%）
	投資助言業務		
	〒168–0063　東京都杉並区和泉1–22–19　朝日生命代田橋ビル		
朝日不動産管理株式会社	1996年6月11日	85百万円	100.0%
	ビル管理		
	〒168–0063　東京都杉並区和泉1–22–19　朝日生命代田橋ビル		
新宿エルタワー管理株式会社	1988年4月1日	20百万円	69.5%
	ビル管理		
	〒163–1504　東京都新宿区西新宿1–6–1　新宿エルタワー		
朝日生命カードサービス株式会社	1988年8月22日	50百万円	40.0%（55.0%）
	クレジットカード業務、収納代行業務		
	〒206–8611　東京都多摩市鶴牧1–23		
朝日保険サービス株式会社	1984年10月25日	50百万円	100.0%
	保険契約に関する支払確認業務、損害保険の募集業務		
	〒168–0063　東京都杉並区和泉1–22–19　朝日生命代田橋ビル		
朝日生命ビジネスサービス株式会社	1990年4月2日	20百万円	100.0%
	書類の受発送、物品の購入・管理		
	〒206–0034　東京都多摩市鶴牧1–23		
株式会社インフォテクノ朝日	1983年4月1日	50百万円	100.0%
	ソフトウェアの開発・オペレーションサービス		
	〒206–8611　東京都多摩市鶴牧1–23		
株式会社F.L.P	2002年6月20日	200百万円	94.2%
	保険に関する総合的なコンサルティング、生命保険・損害保険の募集に関する業務		
	〒150–0002　東京都渋谷区渋谷1–20–1		

資料編

1 財産の状況

2 有価証券等の時価情報（全社計）

3 主要な業務の状況を示す指標等

4 保険契約に関する指標等

5 経理に関する指標等

6 資産運用に関する指標等（一般勘定）

7 有価証券等の時価情報（一般勘定）

8 特別勘定に関する指標等

9 保険会社およびその子会社等の状況

1 財産の状況

貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度末（2018年3月31日現在）	2018年度末（2019年3月31日現在）
（資産の部）		
現金および預貯金	31,635	36,102
現金	242	219
預貯金	31,392	35,882
コールローン	164,000	140,000
買入金銭債権	30,151	28,984
有価証券	4,188,869	4,257,457
国債	1,866,902	1,790,446
地方債	48,785	49,768
社債	936,856	935,197
株式	334,335	320,964
外国証券	926,893	1,089,669
その他の証券	75,096	71,411
貸付金	484,169	426,804
保険約款貸付	49,637	44,272
一般貸付	434,532	382,531
有形固定資産	401,011	388,821
土地	230,913	226,451
建物	162,583	156,225
リース資産	3,946	2,922
建設仮勘定	1,134	516
その他の有形固定資産	2,432	2,703
無形固定資産	34,355	25,576
ソフトウェア	21,295	19,599
その他の無形固定資産	13,059	5,976
代理店貸	0	3
再保険貸	812	427
その他資産	45,629	41,991
未収金	4,029	6,750
前払費用	3,418	3,439
未収収益	17,198	19,277
預託金	3,408	3,998
金融派生商品	12,525	3,080
金融商品等差入担保金	3,748	3,677
仮払金	238	241
その他の資産	1,061	1,525
前払年金費用	70	145
繰延税金資産	16,187	10,413
支払承諾見返	10	6
貸倒引当金	△ 394	△ 375
資産の部合計	5,396,507	5,356,358

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度末（2018年3月31日現在）	2018年度末（2019年3月31日現在）
（負債の部）		
保険契約準備金	4,682,246	4,605,062
支払備金	28,368	27,580
責任準備金	4,616,919	4,543,377
社員配当準備金	36,959	34,104
再保険借	311	397
社債	40,349	88,295
その他負債	193,656	192,123
債券貸借取引受入担保金	44,967	88,616
借入金	97,000	51,000
未払法人税等	3,321	60
未払金	6,869	19,796
未払費用	8,889	7,785
前受収益	184	222
預り金	454	482
預り保証金	17,433	17,221
金融派生商品	2,544	2,314
金融商品等受入担保金	7,630	1,320
リース債務	3,946	2,922
資産除去債務	243	246
仮受金	171	133
退職給付引当金	35,365	33,640
価格変動準備金	38,710	40,890
再評価に係る繰延税金負債	17,762	17,116
支払承諾	10	6
負債の部合計	5,008,412	4,977,531
（純資産の部）		
基金	126,000	91,000
基金償却積立金	131,000	166,000
再評価積立金	281	281
剰余金	95,901	67,073
損失塡補準備金	266	291
その他剰余金	95,635	66,782
基金償却準備金	48,600	26,200
社員配当平衡積立金	9,678	9,258
当期未処分剰余金	37,356	31,324
基金等合計	353,183	324,355
その他有価証券評価差額金	81,292	99,032
土地再評価差額金	△ 46,380	△ 44,561
評価・換算差額等合計	34,912	54,471
純資産の部合計	388,095	378,826
負債および純資産の部合計	5,396,507	5,356,358

損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
経常収益	652,225	638,402
保険料等収入	384,953	396,726
保険料	383,422	394,963
再保険収入	1,531	1,763
資産運用収益	166,597	152,631
利息および配当金等収入	109,978	107,892
有価証券利息・配当金	84,322	83,138
貸付金利息	8,371	7,096
不動産賃貸料	16,354	16,637
その他利息配当金	929	1,019
有価証券売却益	46,779	34,648
為替差益	—	2,258
貸倒引当金戻入額	74	14
その他運用収益	7,379	7,476
特別勘定資産運用益	2,384	340
その他経常収益	100,674	89,044
保険金据置受入金	13,793	11,145
退職給付引当金戻入額	1,942	1,725
支払備金戻入額	—	788
責任準備金戻入額	83,226	73,541
その他の経常収益	1,713	1,842
経常費用	614,681	613,765
保険金等支払金	438,966	418,245
保険金	124,809	121,536
年金	129,879	128,425
給付金	82,264	71,701
解約返戻金	95,710	90,757
その他返戻金	5,656	4,672
再保険料	645	1,151
責任準備金等繰入額	1,008	3
支払備金繰入額	1,003	—
社員配当金積立利息繰入額	4	3
資産運用費用	38,542	56,239
支払利息	4,449	4,700
有価証券売却損	2,285	12,520
有価証券評価損	145	628
金融派生商品費用	13,891	22,923
為替差損	2,530	—
貸付金償却	1	0
賃貸用不動産等減価償却費	5,596	5,361
その他運用費用	9,641	10,104
事業費	102,337	105,845
その他経常費用	33,827	33,431
保険金据置支払金	14,767	12,675
税金	7,405	7,775
減価償却費	10,354	11,462
その他の経常費用	1,299	1,517
経常利益	37,543	24,636

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
特別利益	194	3,433
固定資産等処分益	194	3,433
特別損失	5,446	10,995
固定資産等処分損	1,538	7,098
減損損失	1,778	1,235
価格変動準備金繰入額	2,130	2,180
不動産圧縮損	―	241
その他特別損失	―	239
税引前当期純剰余	32,291	17,074
法人税および住民税	6,680	3,055
法人税等調整額	△ 377	△ 2,202
法人税等合計	6,303	853
当期純剰余	25,988	16,221

基金等変動計算書

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等								
				剰余金					
					その他剰余金				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失塡補準備金	基金償却準備金	社員配当平衡積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計
当期首残高	126,000	131,000	281	242	36,000	8,718	31,353	76,313	333,595
当期変動額									
社員配当準備金の積立							△ 1,519	△ 1,519	△ 1,519
損失塡補準備金の積立				24			△ 24		
基金利息の支払							△ 5,499	△ 5,499	△ 5,499
当期純剰余							25,988	25,988	25,988
基金償却準備金の積立					12,600		△ 12,600		
社員配当平衡積立金の積立						960	△ 960		
土地再評価差額金の取崩							617	617	617
基金等以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	―	24	12,600	960	6,003	19,587	19,587
当期末残高	126,000	131,000	281	266	48,600	9,678	37,356	95,901	353,183

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	71,104	△ 45,762	25,341	358,937
当期変動額				
社員配当準備金の積立				△ 1,519
損失塡補準備金の積立				
基金利息の支払				△ 5,499
当期純剰余				25,988
基金償却準備金の積立				
社員配当平衡積立金の積立				
土地再評価差額金の取崩				617
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	10,188	△ 617	9,570	9,570
当期変動額合計	10,188	△ 617	9,570	29,158
当期末残高	81,292	△ 46,380	34,912	388,095

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等								
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金					基金等合計
				損失塡補準備金	その他剰余金			剰余金合計	
					基金償却準備金	社員配当平衡積立金	当期未処分剰余金		
当期首残高	126,000	131,000	281	266	48,600	9,678	37,356	95,901	353,183
当期変動額									
社員配当準備金の積立							△ 1,963	△ 1,963	△ 1,963
損失塡補準備金の積立				25			△ 25		
基金償却積立金の積立		35,000			△ 35,000			△ 35,000	
基金利息の支払							△ 6,266	△ 6,266	△ 6,266
当期純剰余							16,221	16,221	16,221
基金の償却	△ 35,000								△ 35,000
基金償却準備金の積立					12,600		△ 12,600		
社員配当平衡積立金の取崩						△ 420	420		
土地再評価差額金の取崩							△ 1,819	△ 1,819	△ 1,819
基金等以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	△ 35,000	35,000	―	25	△ 22,400	△ 420	△ 6,032	△ 28,827	△ 28,827
当期末残高	91,000	166,000	281	291	26,200	9,258	31,324	67,073	324,355

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	81,292	△ 46,380	34,912	388,095
当期変動額				
社員配当準備金の積立				△ 1,963
損失塡補準備金の積立				
基金償却積立金の積立				
基金利息の支払				△ 6,266
当期純剰余				16,221
基金の償却				△ 35,000
基金償却準備金の積立				
社員配当平衡積立金の取崩				
土地再評価差額金の取崩				△ 1,819
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	17,739	1,819	19,559	19,559
当期変動額合計	17,739	1,819	19,559	△ 9,268
当期末残高	99,032	△ 44,561	54,471	378,826

基金の状況

（2019年3月31日現在）

基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額（百万円）	基金拠出割合（%）
株式会社みずほ銀行	60,000	65.9
株式会社あおぞら銀行	10,000	11.0
株式会社新生銀行	10,000	11.0
日本通運株式会社	2,000	2.2
富士通株式会社	2,000	2.2
古河電気工業株式会社	2,000	2.2
株式会社トマト銀行	1,000	1.1
西京リース株式会社	1,000	1.1
株式会社ＡＤＥＫＡ	500	0.5
日本軽金属株式会社	500	0.5
日本ゼオン株式会社	500	0.5
富士電機株式会社	500	0.5
古河機械金属株式会社	500	0.5
横浜ゴム株式会社	500	0.5

重要な会計方針

2017年度 （2017年4月1日から 2018年3月31日まで）	2018年度 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）
1. **有価証券の評価基準および評価方法** 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. **有価証券の評価基準および評価方法** 同左
2. **責任準備金対応債券** 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。	2. **責任準備金対応債券** 同左
3. **デリバティブ取引の評価基準および評価方法** デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	3. **デリバティブ取引の評価基準および評価方法** 同左
4. **土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法** 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。	4. **土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法** 同左
5. **有形固定資産の減価償却の方法** 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	5. **有形固定資産の減価償却の方法** 同左
6. **外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準** 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。	6. **外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準** 同左
7. **引当金等の計上基準** （1）**貸倒引当金** 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は60百万円であります。	7. **引当金等の計上基準** （1）**貸倒引当金** 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47百万円であります。
（2）**退職給付引当金** 退職給付引当金および前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。 退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　翌期より7年 過去勤務費用の処理年数　発生年度全額処理	（2）**退職給付引当金** 同左
（3）**価格変動準備金** 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。	（3）**価格変動準備金** 同左

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

9. 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

10. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

11. ソフトウェアの減価償却方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

9. 消費税等の会計処理方法

同左

10. 責任準備金の積立方法

同左

11. ソフトウェアの減価償却方法

同左

注記事項

（貸借対照表関係）

2017年度末（2018年3月31日現在）

1. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。

・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、個別取引ごとの事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	31,635	31,635	—
コールローン	164,000	164,000	—
買入金銭債権	30,151	33,335	3,184
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	30,151	33,335	3,184
責任準備金対応債券	—	—	—
その他有価証券	—	—	—
有価証券	4,112,857	4,457,152	344,295
売買目的有価証券	27,816	27,816	—
満期保有目的の債券	323,610	364,300	40,690
責任準備金対応債券	2,094,251	2,397,856	303,605
その他有価証券	1,667,178	1,667,178	—
貸付金	484,169	494,561	10,391
保険約款貸付	49,637	49,637	—
一般貸付	434,532	444,924	10,391
資産計	4,822,813	5,180,685	357,871
社債	40,349	43,585	3,236
借入金	97,000	96,768	△ 231
負債計	137,349	140,354	3,005
金融派生商品	9,980	9,980	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,811	1,811	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8,169	8,169	—

＊デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

2018年度末（2019年3月31日現在）

1. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。

・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	36,102	36,102	—
コールローン	140,000	140,000	—
買入金銭債権	28,984	32,137	3,153
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	28,339	31,492	3,153
責任準備金対応債券	—	—	—
その他有価証券	645	645	—
有価証券	4,226,979	4,604,058	377,079
売買目的有価証券	25,410	25,410	—
満期保有目的の債券	316,473	360,188	43,714
責任準備金対応債券	2,074,484	2,407,849	333,364
その他有価証券	1,810,610	1,810,610	—
貸付金	426,804	436,600	9,795
保険約款貸付	44,272	44,272	—
一般貸付	382,531	392,327	9,795
資産計	4,858,871	5,248,899	390,028
社債	88,295	89,200	905
借入金	51,000	50,855	△ 144
負債計	139,295	140,055	760
金融派生商品	766	766	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	221	221	—
ヘッジ会計が適用されているもの	544	544	—

＊デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

2017年度末（2018年3月31日現在）

(1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）
・市場価格のある有価証券
①その他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）によっております。
②上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、76,012百万円であります。

(2) 貸付金および借入金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債
3月末日の市場価格等によっております。

(4) 金融派生商品
①株式オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
②為替予約取引の時価については、3月末日のTTM等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。
③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、268,270百万円、時価は、265,583百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、121,177百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、906百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は748百万円であります。重要な会計方針7.(1)の取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額13百万円、延滞債権額46百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は120百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は36百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は279,518百万円であります。

6. 特別勘定の資産の額は29,382百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

7. 子会社等に対する金銭債権の総額は285百万円、金銭債務の総額は991百万円であります。

8. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円であります。

9. (1) 繰延税金資産の総額は61,219百万円、繰延税金負債の総額は23,543百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、21,488百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

危険準備金	14,140百万円、
価格変動準備金	10,800百万円、
退職給付引当金	9,866百万円、
減損損失	8,526百万円、
有価証券評価損	5,542百万円、
およびその他有価証券の評価差額	3,988百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	22,605百万円であります。

(2) 当年度における法定実効税率は28.1％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△4.8％、評価性引当額の増減△3.8％であります。

10. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	40,861百万円
前期剰余金からの繰入額	1,519百万円
当期社員配当金支払額	5,426百万円
利息による増加等	58百万円
その他による減少額	53百万円
当期末現在高	36,959百万円

11. 子会社等の株式は5,063百万円であります。

2018年度末（2019年3月31日現在）

(1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）
・市場価格のある有価証券
①その他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）によっております。
②上記以外の有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、30,478百万円であります。

(2) 貸付金および借入金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債
3月末日の市場価格等によっております。

(4) 金融派生商品
①株式オプション取引および通貨オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
②為替予約取引の時価については、3月末日のTTM等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。
③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、251,447百万円、時価は、274,067百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、157,185百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、757百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は619百万円であります。重要な会計方針7.(1)の取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額3百万円、延滞債権額43百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は110百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は27百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は277,831百万円であります。

6. 特別勘定の資産の額は27,560百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

7. 子会社等に対する金銭債権の総額は297百万円、金銭債務の総額は1,318百万円であります。

8. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円であります。

9. (1) 繰延税金資産の総額は62,738百万円、繰延税金負債の総額は32,020百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、20,304百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

危険準備金	14,279百万円、
価格変動準備金	11,408百万円、
退職給付引当金	9,385百万円、
減損損失	7,968百万円、
および有価証券評価損	7,528百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	30,833百万円であります。

(2) 当年度における法定実効税率は27.9％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減△8.9％、基金利息△8.5％、社員配当準備金△3.1％であります。

10. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	36,959百万円
前期剰余金からの繰入額	1,963百万円
当期社員配当金支払額	4,821百万円
利息による増加等	53百万円
その他による減少額	49百万円
当期末現在高	34,104百万円

11. 子会社等の株式は6,649百万円であります。

2017年度末（2018年3月31日現在）

12. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,325百万円であります。

13. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は177百万円であります。

14. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は81,574百万円であります。

15. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は73,317百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

16. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,101百万円であります。

17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

18. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

19. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、9,750百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	46,250百万円
勤務費用	1,970百万円
利息費用	462百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,471百万円
退職給付の支払額	△4,986百万円
期末における退職給付債務	45,167百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,493百万円
期待運用収益	60百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,928百万円
事業主からの拠出額	129百万円
退職給付の支払額	△192百万円
期末における年金資産	10,418百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	45,167百万円
年金資産	△10,418百万円
	34,749百万円
未認識数理計算上の差異	546百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,295百万円
退職給付引当金	35,365百万円
前払年金費用	△70百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,295百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,970百万円
利息費用	462百万円
期待運用収益	△60百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	538百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,910百万円

⑤年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	62%
債券	6%
その他	32%
合計	100%

⑥長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.7%
（うち、確定給付企業年金	1.7%）

2018年度末（2019年3月31日現在）

12. 担保に供されている資産の額は、有価証券16,506百万円であります。

13. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は4百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は270百万円であります。

14. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は99,314百万円であります。

15. 基金35,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

16. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は69,344百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

17. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,922百万円であります。

18. 同左

19. 同左

20. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、8,899百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	45,167百万円
勤務費用	1,867百万円
利息費用	451百万円
数理計算上の差異の当期発生額	743百万円
退職給付の支払額	△4,644百万円
期末における退職給付債務	43,586百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	10,418百万円
期待運用収益	55百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△3,013百万円
事業主からの拠出額	130百万円
退職給付の支払額	△184百万円
期末における年金資産	7,407百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	43,586百万円
年金資産	△7,407百万円
	36,179百万円
未認識数理計算上の差異	△2,684百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,495百万円
退職給付引当金	33,640百万円
前払年金費用	△145百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,495百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,867百万円
利息費用	451百万円
期待運用収益	△55百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	526百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,790百万円

⑤年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	46%
債券	8%
その他	46%
合計	100%

⑥長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.5%
（うち、確定給付企業年金	1.5%）

（損益計算書関係）

2017年度（2017年4月1日から 2018年3月31日まで）

1. 子会社等との取引による収益の総額は442百万円、費用の総額は10,245百万円であります。

2. (1) 有価証券売却益の内訳は、
国債等債券 44,891百万円、
株式等 1,709百万円、
外国証券 178百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、
国債等債券 549百万円、
株式等 487百万円、
外国証券 1,249百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、
株式等 49百万円、
外国証券 96百万円であります。

3. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は47百万円であります。

4. 「金融派生商品費用」には、評価損が76百万円含まれております。

5. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法
保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	減損損失（百万円）		
	土地	建物	計
賃貸不動産等	518	699	1,217
遊休不動産等	369	191	560
合計	888	890	1,778

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.6％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

2018年度（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）

1. 子会社等との取引による収益の総額は678百万円、費用の総額は9,759百万円であります。

2. (1) 有価証券売却益の内訳は、
国債等債券 32,424百万円、
株式等 1,685百万円、
外国証券 538百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、
国債等債券 2,224百万円、
株式等 800百万円、
外国証券 9,495百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、
株式等 628百万円であります。

3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は4百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は92百万円であります。

4. 「金融派生商品費用」には、評価損が1,091百万円含まれております。

5. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法
保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	減損損失（百万円）			
	土地	建物	その他	計
賃貸不動産等	0	0	0	0
遊休不動産等	918	264	52	1,235
合計	918	264	52	1,235

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.5％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

剰余金処分決議書

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度	2018年度
当期未処分剰余金	37,356	31,324
任意積立金取崩額	420	1,939
社員配当平衡積立金取崩額	420	1,939
計	37,777	33,264
剰余金処分額	20,854	15,408
社員配当準備金	1,963	2,173
差引純剰余金	18,891	13,235
損失塡補準備金	25	19
基金利息	6,266	4,116
任意積立金	12,600	9,100
基金償却準備金	12,600	9,100
次期繰越剰余金	16,922	17,855

保険業法にもとづく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定にもとづき、2018年度の計算書類およびその附属明細書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

（注）なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断にもとづき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	0	0
延滞債権額	748	619
3カ月以上延滞債権額	120	110
貸付条件緩和債権額	36	27
合計 （貸付残高に対する比率）	906 （0.19）	757 （0.18）

（注）1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2018年度末が破綻先債権額3百万円、延滞債権額43百万円、2017年度末が破綻先債権額13百万円、延滞債権額46百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当はありません。

債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	529	437
危険債権	237	197
要管理債権	161	141
小計 （対合計比）	928 （0.15）	776 （0.13）
正常債権	606,280	584,761
合計	607,208	585,538

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

［ご参考］貸付金に係わる自己査定結果について

（単位：百万円）

		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
2017年度末	償却・引当前	6,625	237	89
	償却・引当後	6,625	102	―
2018年度末	償却・引当前	5,843	197	79
	償却・引当後	5,843	112	―

保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　　目	2017 年度末	2018 年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	787,114	816,808
基金等	344,953	318,065
価格変動準備金	38,710	40,890
危険準備金	50,682	51,182
一般貸倒引当金	17	48
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））× 90%（マイナスの場合 100%）	93,243	115,805
土地の含み損益× 85%（マイナスの場合 100%）	△ 10,499	10,434
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	122,802	132,013
負債性資本調達手段等	136,949	138,495
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	10,256	9,873
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	194,693	189,712
保険リスク相当額　R_1	14,415	13,779
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	9,450	9,622
予定利率リスク相当額　R_2	78,490	75,362
最低保証リスク相当額　R_7	1,076	1,069
資産運用リスク相当額　R_3	109,368	107,649
経営管理リスク相当額　R_4	4,256	4,149
ソルベンシー・マージン比率（A）／{（1／2）×（B）} × 100	808.5%	861.1%

（注）1. 上記は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条及び平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。
2.「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は、平成 23 年金融庁告示第 25 号第 1 第 1 項第 1 号、「負債性資本調達手段等」は、同告示第 1 第 1 項第 2 号、「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額」は、同告示第 1 第 1 項第 3 号に基づいて算出しています。
3. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いて算出しています。

経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2017年度	2018年度
基礎利益	A	30,139	24,258
キャピタル収益		46,779	36,907
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		46,779	34,648
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	2,258
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		18,852	36,073
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		2,285	12,520
有価証券評価損		145	628
金融派生商品費用		13,891	22,923
為替差損		2,530	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	27,927	833
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	58,066	25,092
臨時収益		78	44
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		78	44
その他臨時収益		—	—
臨時費用		20,601	500
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		20,600	500
個別貸倒引当金繰入額		—	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		1	0
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 20,523	△ 455
経常利益	A＋B＋C	37,543	24,636

2 有価証券等の時価情報（全社計）

有価証券の時価情報（全社計）

①売買目的有価証券の評価損益（全社計）

（単位：百万円）

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	27,816	△ 478	25,410	△ 194

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）（全社計）

（単位：百万円）

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	353,761	397,636	43,874	43,900	△ 25	344,812	391,680	46,867	46,872	△ 5
責任準備金対応債券	2,094,251	2,397,856	303,605	313,125	△ 9,519	2,074,484	2,407,849	333,364	335,418	△ 2,053
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	1,563,573	1,667,178	103,604	174,341	△ 70,736	1,682,582	1,811,255	128,673	175,552	△ 46,878
公社債	588,848	583,152	△ 5,696	8,594	△ 14,290	530,817	534,228	3,410	10,624	△ 7,213
株式	151,964	304,117	152,153	159,772	△ 7,618	160,295	291,232	130,937	142,919	△ 11,982
外国証券	746,635	704,812	△ 41,823	4,446	△ 46,270	916,943	913,737	△ 3,205	21,317	△ 24,523
公社債	569,387	535,588	△ 33,799	3,116	△ 36,915	736,455	738,633	2,177	20,629	△ 18,452
株式等	177,247	169,223	△ 8,024	1,329	△ 9,354	180,487	175,104	△ 5,383	688	△ 6,071
その他の証券	76,125	75,096	△ 1,028	1,528	△ 2,557	73,912	71,411	△ 2,501	657	△ 3,159
買入金銭債権	—	—	—	—	—	613	645	32	32	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,011,587	4,462,671	451,084	531,366	△ 80,282	4,101,879	4,610,785	508,906	557,843	△ 48,937
公社債	2,851,386	3,160,551	309,165	332,986	△ 23,821	2,766,675	3,114,133	347,458	356,731	△ 9,272
株式	151,964	304,117	152,153	159,772	△ 7,618	160,295	291,232	130,937	142,919	△ 11,982
外国証券	901,959	889,570	△ 12,389	33,880	△ 46,270	1,072,043	1,101,869	29,826	54,349	△ 24,523
公社債	724,711	720,347	△ 4,364	32,551	△ 36,915	891,556	926,765	35,209	53,661	△ 18,452
株式等	177,247	169,223	△ 8,024	1,329	△ 9,354	180,487	175,104	△ 5,383	688	△ 6,071
その他の証券	76,125	75,096	△ 1,028	1,528	△ 2,557	73,912	71,411	△ 2,501	657	△ 3,159
買入金銭債権	30,151	33,335	3,184	3,198	△ 14	28,952	32,137	3,185	3,185	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	349,951	393,851	43,900	341,503	388,376	46,872
公社債	164,975	176,243	11,267	158,064	168,752	10,687
外国証券	155,324	184,758	29,434	155,100	188,131	33,031
買入金銭債権	29,651	32,850	3,198	28,339	31,492	3,153
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,810	3,784	△ 25	3,309	3,303	△ 5
公社債	3,310	3,298	△ 11	3,309	3,303	△ 5
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	500	485	△ 14	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,952,951	2,266,076	313,125	2,007,121	2,342,540	335,418
公社債	1,952,951	2,266,076	313,125	2,007,121	2,342,540	335,418
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	141,299	131,779	△ 9,519	67,362	65,308	△ 2,053
公社債	141,299	131,779	△ 9,519	67,362	65,308	△ 2,053
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

その他有価証券

（単位：百万円）

区分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	573,583	747,925	174,341	955,292	1,130,844	175,552
公社債	241,008	249,602	8,594	298,951	309,575	10,624
株式	117,759	277,532	159,772	108,481	251,401	142,919
外国証券	180,692	185,139	4,446	530,783	552,101	21,317
その他の証券	34,122	35,651	1,528	16,463	17,121	657
買入金銭債権	—	—	—	613	645	32
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	989,990	919,253	△ 70,736	727,289	680,411	△ 46,878
公社債	347,840	333,550	△ 14,290	231,866	224,652	△ 7,213
株式	34,204	26,585	△ 7,618	51,814	39,831	△ 11,982
外国証券	565,942	519,672	△ 46,270	386,160	361,636	△ 24,523
その他の証券	42,002	39,445	△ 2,557	57,449	54,290	△ 3,159
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

責任準備金対応債券について

当社のＡＬＭ運用方針の概要

当社では、保険商品ごとの負債特性に応じたＡＬＭ手法にもとづき、以下のとおりＡＬＭ運用方針を立てています。

○利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年４月２日以降契約の新一時払個人年金保険については、キャッシュ･フローの予測等にもとづき、資産と負債（責任準備金）のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）を一致させ、金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型ＡＬＭ」による運用を行います。

○上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核とすることにより保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等への一定程度の資産配分により、収益向上を図ります。

「責任準備金対応債券」の分類方針

左記のＡＬＭ運用方針および所定の要件にもとづき、以下のとおり特定した保険契約群に対し、小区分を設定します。各小区分の責任準備金のデュレーションとマッチングする円建債券を「責任準備金対応債券」として分類しています。

○利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険

○個人保険･個人年金保険（1995年10月以降契約の一時払養老保険･2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険を除く）

上記の各小区分において、今後生じる見込みのキャッシュ・フローにもとづいて責任準備金のデュレーションを算出し、責任準備金対応債券が所定の要件を満たしていることを定期的に経営会議にて確認しております。

（注）所定の要件とは、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく要件です。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	5,063	6,649
その他有価証券	70,950	23,829
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	13,937	13,817
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	57,012	10,012
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
合計	76,013	30,479

金銭の信託の時価情報（全社計）

・金銭の信託はありません。

不動産（土地）の時価情報（全社計）

（単位：百万円）

区分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
土地	243,149	261,268	18,118	230,624	270,345	39,720

（注）1. 時価は、公示地価等を基準に算定しています。
2. 上記金額には借地権を含んでいます。

デリバティブ取引の運用状況（全社計）

（1）取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は以下の通りです。

・金利関連：金利スワップ取引等
・通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等
・株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、個別株オプション取引等
・債券関連：債券先物取引、債券オプション取引等

（2）取組方針

当社では、保有する現物資産・負債が持つ市場リスク（金利・為替・株価等の変動によるリスク）を回避（ヘッジ）することを主目的に、デリバティブ取引を活用しています。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

（3）利用目的

当社がデリバティブ取引を利用する主な目的は以下の通りです。

・金利関連のデリバティブ取引：現物資産の金利変動リスクを回避すること。
・通貨関連のデリバティブ取引：現物資産・負債の為替変動リスクを回避すること。
・株式関連および債券関連のデリバティブ取引：現物資産の価格変動リスクを回避すること。

（4）リスクの内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は、保有する現物資産・負債の市場リスク（株式関連・為替関連等）を回避することを主目的としているため、デリバティブ取引の持つ市場リスクは減殺され、限定的であると認識しています。
また、取引形態は、取引所を通じた取引あるいは信用度が高いと判断される取引先を相手とした店頭取引を行っており、取引先の倒産等により契約が履行されないリスクは小さいと認識しています。

（5）リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の目的や種類毎に取引限度額等を設定するとともに、独立したリスク管理統括部のチェックを通じて投融資執行部への牽制が働く体制をとっています。デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、現物資産に係るリスクと併せて管理の徹底を図っています。リスク管理統括部においては、全てのデリバティブ取引についてのポジションおよび損益の管理を実施するとともに、運用ルールの遵守状況についてのチェックや、把握・分析したリスク量の経営層への報告等を通じて、厳正なリスク管理を行っています。

（6）定量的情報に関する補足説明

①差損益に関する補足説明
当社ではデリバティブ取引を、主として保有する現物資産・負債の市場リスクを回避（ヘッジ）することを目的に利用していることから、デリバティブ取引自体の損益に加えて、ヘッジ対象である現物資産・負債等の状況を勘案することにより、損益の状況が的確に把握できます。

②時価算定に関する補足説明
・株価指数オプション取引・通貨オプション取引等
取引先金融機関から提示された価格等を使用しています。
・為替予約取引
期末日のTTM等に基づき当社で算出した理論価格を使用しています。

デリバティブ取引の時価情報（全社計）

（1）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（全社計）

（単位：百万円）

2017年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	―	8,169	―	―	―	8,169
ヘッジ会計非適用分	―	1,807	△ 179	―	―	1,627
合計	―	9,976	△ 179	―	―	9,797

（注）2017年度についてヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（通貨関連8,169百万円）およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

（単位：百万円）

2018年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	―	194	―	―	―	194
ヘッジ会計非適用分	―	221	―	―	―	221
合計	―	416	―	―	―	416

（注）2018年度についてヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（通貨関連194百万円）およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

（2）ヘッジ会計が適用されていないもの

①金利関連（全社計）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

②通貨関連（全社計）

（単位：百万円）

区分	種類	2017年度末 契約額等	2017年度末 契約額等 うち1年超	2017年度末 時価	2017年度末 差損益	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち1年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益
店頭	為替予約								
	売建	70,960	―	1,844	1,844	83,495	―	36	36
	米ドル	70,862	―	1,844	1,844	83,398	―	37	37
	豪ドル	14	―	△ 0	△ 0	13	―	△ 0	△ 0
	加ドル	84	―	0	0	83	―	△ 0	△ 0
	ユーロ	―	―	―	―	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―	0	―	△ 0	△ 0
	買建	17,976	―	△ 36	△ 36	44,140	―	185	185
	米ドル	17,976	―	△ 36	△ 36	28,973	―	148	148
	豪ドル	―	―	―	―	―	―	―	―
	加ドル	―	―	―	―	―	―	―	―
	ユーロ	―	―	―	―	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―	15,166	―	36	36
	通貨オプション								
	売建								
	コール	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	プット	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	買建								
	コール	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	プット	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	通貨スワップ	―	―	―	―	―	―	―	―
	その他								
	売建	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)				(―)			
	買建	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)				(―)			
合計					1,807				221

（注）1. 括弧内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

③株式関連（全社計）

（単位：百万円）

区分	種類	2017年度末 契約額等	2017年度末 契約額等 うち1年超	2017年度末 時価	2017年度末 差損益	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち1年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益
店頭	先渡契約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	オプション								
	売建								
	コール	—	—			—	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—
	プット	—	—			—	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—
	買建								
	コール	—	—			—	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—
	プット	19,992	—			—	—		
		(183)		3	△179	(—)		—	—
	その他								
	売建	—	—			—	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—
	買建	—	—			—	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—
合計					△179				—

（注）括弧内には、オプション料を記載しています。

④債券関連（全社計）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

（3）ヘッジ会計が適用されているもの

①金利関連（全社計）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

②通貨関連（全社計）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種類	2017年度末 主なヘッジ対象	2017年度末 契約額等	2017年度末 契約額等 うち1年超	2017年度末 時価	2017年度末 差損益	2018年度末 主なヘッジ対象	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち1年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益
	為替予約										
時価ヘッジ	売建	外貨建債券	893,678	—	8,169	8,169	外貨建債券	850,075	—	346	346
	米ドル		714,098	—	2,998	2,998		411,610	—	△ 799	△ 799
	豪ドル		94,489	—	2,505	2,505		136,203	—	18	18
	加ドル		24,263	—	1,566	1,566		23,622	—	166	166
	ユーロ		55,872	—	928	928		111,845	—	269	269
	その他		4,954	—	170	170		166,793	—	691	691
	買建		—	—	—	—		—	—	—	—
	米ドル		—	—	—	—		—	—	—	—
	豪ドル		—	—	—	—		—	—	—	—
	加ドル		—	—	—	—		—	—	—	—
	ユーロ		—	—	—	—		—	—	—	—
	その他		—	—	—	—		—	—	—	—
	通貨オプション										
	売建										
	コール		—	—				—	—		
			(—)		—	—		(—)		—	—
	米ドル		—	—				—	—		
			(—)		—	—		(—)		—	—
	プット		—	—				—	—		
			(—)		—	—		(—)		—	—
	米ドル		—	—				—	—		
			(—)		—	—		(—)		—	—
	買建										
	コール		—	—				—	—		
			(—)		—	—		(—)		—	—
	米ドル		—	—				—	—		
			(—)		—	—		(—)		—	—
	プット		—	—				124,015	—		
			(—)		—	—		(349)		198	△ 151
	米ドル		—	—				124,015	—		
			(—)		—	—		(349)		198	△ 151
	通貨スワップ		—	—	—	—		—	—	—	—
	その他										
	売建		—	—	—	—		—	—	—	—
			(—)					(—)			
	買建		—	—	—	—		—	—	—	—
			(—)					(—)			
合計						8,169					194

（注）1. 括弧内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。
3. 外貨建金銭債権債務等に為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

③株式関連（全社計）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

④債券関連（全社計）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

3 主要な業務の状況を示す指標等

保有契約

Ⅰ. 年換算保険料ベース

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末 年換算保険料	前年度末比	2018年度末 年換算保険料	前年度末比
個人保険	381,330	101.3	395,388	103.7
個人年金保険	151,153	94.8	145,124	96.0
合計	532,484	99.3	540,513	101.5
うち第三分野	206,342	104.3	210,245	101.9

（注）1. 年換算保険料とは、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額です。
（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）
2.「第三分野」は、傷害・疾病・介護等を保障する「主契約」および「特約」を集計したものです。
（以下、年換算保険料ベースについては上記注１，２に同じです。）

Ⅱ. 保険金額ベース

（単位：件、百万円、%）

区分	2017年度末 件数	前年度末比	金額	前年度末比	2018年度末 件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	7,186,480	100.2	16,641,035	91.6	7,207,887	100.3	15,349,986	92.2
個人年金保険	584,856	95.0	2,503,946	93.4	557,531	95.3	2,343,298	93.6
個人保険＋個人年金保険計	7,771,336	99.8	19,144,981	91.8	7,765,418	99.9	17,693,285	92.4
団体保険	―	―	1,323,574	99.6	―	―	1,477,877	111.7
団体年金保険	―	―	17,883	95.6	―	―	17,021	95.2

（注）1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（定期保険特約等の死亡保険金額を含む）と、年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3.「保険王、保険王プラス」等は、単体商品ごとの件数を記載しています。

新契約

Ⅰ. 年換算保険料ベース

（単位：百万円、%）

区分	2017年度 新契約＋転換による純増加	前年度比	新契約	転換による純増加	2018年度 新契約＋転換による純増加	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	32,432	99.6	27,290	5,142	41,819	128.9	37,567	4,251
個人年金保険	△ 336	―	―	△ 336	△ 326	―	―	△ 326
合計	32,095	94.1	27,290	4,805	41,492	129.3	37,567	3,924
うち第三分野	21,557	80.8	17,676	3,880	17,458	81.0	14,144	3,314

Ⅱ. 保険金額ベース

（単位：件、百万円、%）

区分	2017年度 件数	前年度比	新契約＋転換による純増加	前年度比	新契約	転換による純増加	2018年度 件数	前年度比	新契約＋転換による純増加	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	701,570	91.0	128,164	87.4	328,179	△ 200,015	680,709	97.0	159,097	124.1	305,329	△ 146,231
個人年金保険	―	―	△ 16,117	―	―	△ 16,117	―	―	△ 16,501	―	―	△ 16,501
個人保険＋個人年金保険計	701,570	89.2	112,046	59.8	328,179	△ 216,133	680,709	97.0	142,596	127.3	305,329	△ 162,732
団体保険	―	―	25,097	479.8	25,097	―	―	―	133,578	532.2	133,578	―
団体年金保険	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

（注）1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた件数です。
2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資（定期保険特約等の死亡保険金を含む）です。
3.「保険王、保険王プラス」等は、単体商品ごとの件数を記載しています。

商品別新契約年換算保険料

個人保険＋個人年金保険

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度	
		うち第三分野		うち第三分野
個人保険	27,290	17,676	37,567	14,144
死亡保険	27,157	17,674	37,428	14,141
定期保険	8,351	26	22,089	231
終身保険	1,076	—	1,055	—
積立保険・積立終身保険	82	—	45	—
医療保険	7,699	7,699	7,845	7,845
がん医療保険	1,649	1,649	1,366	1,366
生活習慣病保険	1,810	1,810	2,214	2,214
介護保障保険	6,487	6,487	2,810	2,484
その他	0	0	—	—
生死混合保険・生存保険	132	1	139	2
個人年金保険	—	—	—	—
合計	27,290	17,676	37,567	14,144

商品別保有契約年換算保険料

個人保険＋個人年金保険

(単位：百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
		うち第三分野		うち第三分野
個人保険	381,330	205,146	395,388	209,210
死亡保険	363,811	204,050	380,432	208,343
定期保険	82,816	1,391	98,298	2,231
終身保険	64,515	6,682	60,788	6,104
積立保険・積立終身保険	20,502	—	20,448	—
医療保険	107,965	107,965	110,500	110,500
がん医療保険	16,367	16,367	17,311	17,311
生活習慣病保険	34,877	34,877	35,760	35,760
介護保障保険	36,517	36,517	37,122	36,231
その他	248	248	203	203
生死混合保険・生存保険	17,519	1,095	14,955	866
個人年金保険	151,153	1,196	145,124	1,035
合計	532,484	206,342	540,513	210,245

年齢別社員数

年齢	2017年度末		2018年度末	
	社員数	占率	社員数	占率
20歳未満	3,038名	0.1%	2,619名	0.1%
20歳代	79,495	3.9	76,212	3.8
30歳代	169,791	8.4	159,106	8.0
40歳代	386,910	19.1	357,930	18.0
50歳代	440,137	21.7	441,690	22.2
60歳代	436,223	21.5	417,094	20.9
70歳以上	478,474	23.6	499,366	25.1
法人その他	35,100	1.7	38,275	1.9
合計	2,029,168	100.0	1,992,292	100.0

地域別社員数

地域名	2017年度末		2018年度末	
	社員数	占率	社員数	占率
北海道	86,098名	4.2%	84,169名	4.2%
青森県	16,683	0.8	16,254	0.8
岩手県	24,737	1.2	24,315	1.2
宮城県	36,269	1.8	35,503	1.8
秋田県	21,317	1.1	20,684	1.0
山形県	19,116	0.9	18,616	0.9
福島県	43,863	2.2	43,075	2.2
茨城県	60,495	3.0	59,586	3.0
栃木県	36,323	1.8	35,735	1.8
群馬県	39,457	1.9	38,742	1.9
埼玉県	129,749	6.4	127,045	6.4
千葉県	120,654	5.9	118,488	5.9
東京都	254,720	12.6	249,764	12.5
神奈川県	163,301	8.0	160,654	8.1
新潟県	43,418	2.1	42,724	2.1
富山県	11,287	0.6	10,917	0.5
石川県	15,524	0.8	15,157	0.8
福井県	11,499	0.6	11,309	0.6
山梨県	18,515	0.9	18,259	0.9
長野県	32,529	1.6	32,030	1.6
岐阜県	21,873	1.1	21,552	1.1
静岡県	58,435	2.9	57,397	2.9
愛知県	115,556	5.7	113,522	5.7
三重県	28,379	1.4	27,918	1.4

地域名	2017年度末		2018年度末	
	社員数	占率	社員数	占率
滋賀県	15,173名	0.7%	14,998名	0.8%
京都府	33,386	1.6	32,836	1.6
大阪府	87,719	4.3	86,110	4.3
兵庫県	66,607	3.3	65,311	3.3
奈良県	16,267	0.8	15,971	0.8
和歌山県	18,167	0.9	17,809	0.9
鳥取県	12,349	0.6	12,174	0.6
島根県	11,524	0.6	11,254	0.6
岡山県	25,995	1.3	25,233	1.3
広島県	34,271	1.7	33,618	1.7
山口県	21,488	1.1	20,839	1.0
徳島県	13,836	0.7	13,541	0.7
香川県	11,460	0.6	11,162	0.6
愛媛県	14,712	0.7	14,754	0.7
高知県	19,097	0.9	18,699	0.9
福岡県	70,112	3.5	69,023	3.5
佐賀県	13,228	0.7	12,957	0.7
長崎県	15,737	0.8	15,529	0.8
熊本県	27,608	1.4	27,303	1.4
大分県	20,590	1.0	20,355	1.0
宮崎県	18,977	0.9	18,961	1.0
鹿児島県	39,356	1.9	38,523	1.9
沖縄県	9,130	0.4	9,249	0.5
その他	2,582	0.1	2,668	0.1
合計	2,029,168	100.0	1,992,292	100.0

保障機能別保有契約高（1）

（単位：百万円）

区分			保有金額 2017年度末	保有金額 2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	16,582,163	15,297,568
		個人年金保険	126,791	112,539
		団体保険	1,323,447	1,477,775
		団体年金保険	—	—
		その他共計	18,032,402	16,887,884
	災害死亡	個人保険	(3,616,570)	(4,710,652)
		個人年金保険	(135,654)	(123,514)
		団体保険	(28,850)	(27,188)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(3,781,076)	(4,861,355)
	その他の条件付死亡	個人保険	(54,322)	(47,307)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(37)	(38)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(54,360)	(47,345)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	58,764	52,340
		個人年金保険	1,775,436	1,650,661
		団体保険	0	1
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,841,026	1,709,175
	年金	個人保険	(3)	(3)
		個人年金保険	(321,316)	(304,737)
		団体保険	(35)	(30)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(323,602)	(306,918)
	その他	個人保険	106	77
		個人年金保険	601,718	580,097
		団体保険	126	100
		団体年金保険	17,883	17,021
		その他共計	715,554	691,336
入院保障	災害入院	個人保険	(10,562)	(10,431)
		個人年金保険	(173)	(151)
		団体保険	673	747
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	11,419	11,339
	疾病入院	個人保険	(10,527)	(10,400)
		個人年金保険	(167)	(145)
		団体保険	599	657
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	11,304	11,212
	その他の条件付入院	個人保険	(136,661)	(132,334)
		個人年金保険	(142)	(124)
		団体保険	(779)	(1,272)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(137,584)	(133,731)

（注）1.（　）内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付金欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
6. 入院保障のうち、災害入院の団体保険・その他共計および疾病入院の団体保険・その他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

保障機能別保有契約高（2）

（単位：件）

区分		保有件数 2017年度末	保有件数 2018年度末
障害保障	個人保険	(1,107,455)	(1,057,728)
	個人年金保険	(20,579)	(18,576)
	団体保険	(65,923)	(67,044)
	団体年金保険	(－)	(－)
	その他共計	(1,193,957)	(1,143,348)
手術保障	個人保険	(2,525,969)	(2,496,985)
	個人年金保険	(34,724)	(30,302)
	団体保険	(－)	(－)
	団体年金保険	(－)	(－)
	その他共計	(2,560,693)	(2,527,287)

（注）（　）内の数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。

個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有金額 2017年度末	保有金額 2018年度末
死亡保険	終身保険	1,773,853	1,724,340
	定期付終身保険	2,338,270	2,121,923
	定期保険	11,303,163	10,366,475
	その他共計	16,046,881	14,841,491
生死混合保険	養老保険	307,444	264,187
	定期付養老保険	93,313	74,514
	生存給付金付定期保険	51,254	46,067
	その他共計	536,262	456,860
生存保険	こども保険	57,705	51,519
	その他共計	57,891	51,635
年金保険	個人年金保険	2,503,946	2,343,298
災害疾病関係特約	災害割増特約	791,798	718,906
	傷害特約	2,452,912	2,271,725
	災害入院特約	1,103	938
	疾病入院特約	1,062	901
	成人病入院特約	797	675
	その他の条件付入院特約	75,915	74,198

（注）1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（定期保険特約等の死亡保険金を含む）と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

（単位：百万円）

区分		保有契約年換算保険料 2017年度末	保有契約年換算保険料 2018年度末
死亡保険	終身保険	36,814	35,974
	定期付終身保険	26,681	23,858
	定期保険	82,753	98,244
	その他共計	363,812	380,433
生死混合保険	養老保険	8,378	7,007
	定期付養老保険	709	554
	生存給付金付定期保険	584	527
	その他共計	12,648	10,613
生存保険	こども保険	4,861	4,336
	その他共計	4,869	4,340
年金保険	個人年金保険	151,153	145,124

4 保険契約に関する指標等

保有契約増加率

区　　分	2017年度	2018年度
個人保険	△ 8.4%	△ 7.8%
個人年金保険	△ 6.6	△ 6.4
団体保険	△ 0.4	11.7
団体年金保険	△ 4.4	△ 4.8

新契約率（対年度始）

区　　分	2017年度	2018年度
個人保険	1.8%	1.8%
個人年金保険	0.0	0.0
団体保険	1.9	10.1

（注）転換契約および個人年金保険の年金開始後契約は含みません。

個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

2017年度	2018年度
120,618	124,037

（注）1. 第1回保険料を年額換算して算出しました。
2. 転換契約は含みません。

特約発生率（個人保険）

区　　分		2017年度	2018年度
災害死亡保障契約	件数	0.25‰	0.25‰
	金額	0.27	0.18
障害保障契約	件数	0.38	0.33
	金額	0.12	0.13
災害入院保障契約	件数	5.61	6.47
	金額	146.16	151.92
疾病入院保障契約	件数	54.60	67.27
	金額	923.21	932.10
成人病入院保障契約	件数	48.22	62.43
	金額	1279.44	1218.95
疾病・傷害手術保障契約	件数	58.80	71.87
成人病手術保障契約	件数	—	—

新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　　分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	777	709
保有契約平均保険金	2,316	2,129

（注）新契約平均保険金については、転換契約は含みません。

解約失効率（対年度始）

区　　分	2017年度	2018年度
個人保険	4.9%	4.7%
個人年金保険	1.6	1.4
団体保険	0.2	0.1

（注）個人年金保険の年金開始後契約は含みません。

[ご参考]
失効後復活した契約を相殺した場合

区　　分	2017年度	2018年度
個人保険	4.8%	4.7%
個人年金保険	1.6	1.4
団体保険	0.2	0.1

（注）個人年金保険の年金開始後契約は含みません。

死亡率（個人保険主契約）

	2017年度	2018年度
件数率	4.62‰	4.82‰
金額率	5.01	5.27

事業費率（対収入保険料）

2017年度	2018年度
26.7%	26.8%

再保険

保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2017年度	2018年度
6社	7社

保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位５社に対する支払再保険料の割合

2017年度	2018年度
96.1%	97.3%

保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2017年度	2018年度
Ａ－以上	100.0%	100.0%

（注）格付はスタンダード・アンド・プアーズ社（Ｓ＆Ｐ社）によるものに基づいています。

未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

2017年度	2018年度
81	40

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

第三分野保険の給付事由別発生率

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	24.3%	24.3%
医療（疾病）	26.7	26.9
がん	28.3	24.0
介護	11.5	8.6
その他	27.1	30.2

（注）発生率は、以下の算式により算出しています。
（保険金・給付金等の支払額＋支払備金繰入額＋支払に係る事業費等）÷（（年度始保有年換算保険料＋年度末保有年換算保険料）÷２）

5 経理に関する指標等

支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		2017年度末	2018年度末
保険金	死亡保険金	12,111	11,097
	災害保険金	316	179
	高度障害保険金	1,520	1,389
	満期保険金	351	471
	その他	566	822
	小計	14,865	13,959
年金		459	408
給付金		10,582	10,848
解約返戻金		1,894	1,796
保険金据置支払金		557	561
その他共計		28,368	27,580

責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		2017年度末	2018年度末
責任準備金（除危険準備金）	個人保険	2,833,303	2,822,896
	（一般勘定）	2,803,992	2,795,208
	（特別勘定）	29,310	27,688
	個人年金保険	1,603,388	1,542,766
	（一般勘定）	1,603,388	1,542,766
	（特別勘定）	—	—
	団体保険	9,103	9,290
	（一般勘定）	9,103	9,290
	（特別勘定）	—	—
	団体年金保険	17,883	17,021
	（一般勘定）	17,883	17,021
	（特別勘定）	—	—
	その他	102,558	100,219
	（一般勘定）	102,558	100,219
	（特別勘定）	—	—
	小計	4,566,237	4,492,195
	（一般勘定）	4,536,926	4,464,507
	（特別勘定）	29,310	27,688
危険準備金		50,682	51,182
合計		4,616,919	4,543,377
	（一般勘定）	4,587,608	4,515,689
	（特別勘定）	29,310	27,688

（注）合計の一般勘定欄には、危険準備金を含んでおります。

責任準備金残高の内訳

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2017年度末	4,523,630	42,606	—	50,682	4,616,919
2018年度末	4,446,090	46,105	—	51,182	4,543,377

個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

区分		2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成８年大蔵省告示第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	同左
積立率（危険準備金を除く）		100.0％	100.0％

（注）1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては、平成８年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては、平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～ 1980年度	47,315	4.00％ ～ 5.00％
1981年度 ～ 1985年度	276,809	5.00％ ～ 6.00％
1986年度 ～ 1990年度	867,731	5.50％ ～ 6.00％
1991年度 ～ 1995年度	1,116,210	3.75％ ～ 5.50％
1996年度 ～ 2000年度	424,845	1.50％ ～ 2.75％
2001年度 ～ 2005年度	222,937	1.25％ ～ 1.50％
2006年度 ～ 2010年度	481,313	1.25％ ～ 1.50％
2011年度	142,750	1.10％ ～ 1.50％
2012年度	136,320	1.00％ ～ 1.50％
2013年度	103,625	0.60％ ～ 1.00％
2014年度	102,277	0.60％ ～ 1.00％
2015年度	102,845	0.60％ ～ 1.00％
2016年度	92,958	0.25％ ～ 1.00％
2017年度	66,115	0.25％
2018年度	56,259	0.25％

（注）1.「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金、危険準備金、前納および据置等を除く）を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

保険業法第121条第１項第１号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

①第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険については、保険事故発生率に関する不確実性から、法令等によりストレステスト・負債十分性テストを実施することが求められています。当社では、第三分野保険のストレステストに関する管理規程を定め、その規程にもとづきストレステストを行うことにより、十分な責任準備金の積立水準を確保しています。

②第三分野保険の負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率等の水準は、第三分野の既存商品における発生率実績の平均値や分散値等にもとづき、将来の保険事故発生率の悪化に関する不確実性を考慮した上で、給付種類ごとに設定しています。また、算定部門とは独立してリスク管理部門が危険発生率等の設定水準を検証することを管理規程に定めており、相互牽制機能を働かせることによって、合理性及び妥当性を確保しています。

③第三分野保険の負債十分性テスト・ストレステストの結果

第三分野保険のストレステストの結果、第三分野保険のストレステストに係る危険準備金Ⅳの積立は発生しませんでした。その結果、負債十分性テストによる事後検証の対象となる給付種類はありませんでした。

引当金明細表

(単位：百万円)

科目			当期首残高	当期末残高	当期増減額
2017年度	貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	17	3
		個別貸倒引当金	473	376	△ 97
		特定海外債権引当勘定	—	—	—
	退職給付引当金		37,307	35,365	△ 1,942
	価格変動準備金		36,580	38,710	2,130
2018年度	貸倒引当金	一般貸倒引当金	17	48	30
		個別貸倒引当金	376	327	△ 48
		特定海外債権引当勘定	—	—	—
	退職給付引当金		35,365	33,640	△ 1,725
	価格変動準備金		38,710	40,890	2,180

特定海外債権引当勘定の状況

該当はありません。

保険料明細表

①払方別保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
個人保険	326,215	340,488
(うち一時払)	1,024	642
(うち年払)	46,513	60,982
(うち半年払)	1,883	1,780
(うち月払)	276,794	277,082
個人年金保険	38,703	35,689
(うち一時払)	668	571
(うち年払)	5,141	4,547
(うち半年払)	270	244
(うち月払)	32,622	30,327
団体保険	8,718	9,436
団体年金保険	618	589
その他共計	383,422	394,963

②収入年度別保険料明細表

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度
個人保険 個人年金保険	初年度保険料	40,915	46,519
	次年度以降保険料	324,003	329,658
	小計	364,918	376,178
団体保険	初年度保険料	109	369
	次年度以降保険料	8,609	9,066
	小計	8,718	9,436
団体年金保険	初年度保険料	—	—
	次年度以降保険料	618	589
	小計	618	589
その他共計	初年度保険料	41,271	47,117
	次年度以降保険料	342,150	347,845
	計	383,422	394,963
	(前年度比)	100.0%	103.0%

(注) その他共計には、財形保険・財形年金保険・医療保障保険および就業不能保障保険の収入保険料を含みます。

保険金明細表

①件数

（単位：件）

区分	2017年度 合計	2018年度 合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険・財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	20,121	20,424	14,707	42	5,654	—	1	20
災害保険金	178	144	137	3	2	—	2	—
高度障害保険金	719	809	574	1	234	—	—	—
満期保険金	20,214	16,201	15,514	439	—	—	248	—
その他	913	1,066	1,052	1	13	—	—	—
合計	42,145	38,644	31,984	486	5,903	—	251	20

②金額

（単位：百万円）

区分	2017年度 合計	2018年度 合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険・財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	74,984	75,852	73,015	327	2,500	—	5	3
災害保険金	997	862	762	15	0	—	85	—
高度障害保険金	2,867	3,478	3,328	10	140	—	—	—
満期保険金	43,618	38,341	37,602	33	—	—	705	—
その他	2,340	3,000	2,989	1	10	—	—	—
合計	124,809	121,536	117,697	386	2,652	—	796	3

年金明細表

（単位：百万円）

2017年度 合計	2018年度 合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険・財形年金保険	その他の保険
129,879	128,425	149	125,003	28	936	2,307	—

給付金明細表

①件数

（単位：件）

区分	2017年度 合計	2018年度 合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険・財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	9,503	9,970	7,876	1,559	392	—	143	—
入院給付金	213,570	218,558	209,482	2,958	5,800	—	—	318
手術給付金	105,089	109,405	107,278	2,127	—	—	—	—
障害給付金	215	164	151	10	3	—	—	—
生存給付金	38,040	33,123	32,944	139	—	—	40	—
その他	108,324	112,090	102,519	2,090	1,655	5,772	—	54
合計	474,741	483,310	460,250	8,883	7,850	5,772	183	372

②金額

（単位：百万円）

区分	2017年度 合計	2018年度 合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険・財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	10,822	10,754	6,455	4,156	5	—	136	—
入院給付金	18,641	19,063	18,189	343	517	—	—	12
手術給付金	10,950	11,264	11,032	231	—	—	—	—
障害給付金	248	206	190	14	1	—	—	—
生存給付金	10,597	8,097	7,907	99	—	—	90	—
その他	31,004	22,315	13,631	7,726	189	762	—	3
合計	82,264	71,701	57,407	12,572	714	762	227	16

解約返戻金明細表

（単位：百万円）

2017年度 合計	2018年度 合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険・財形年金保険	その他の保険
95,710	90,757	67,808	13,775	—	1	9,172	—

減価償却費明細表

（単位：百万円）

区分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
2017年度	有形固定資産	183,187	4,467	116,016	67,170	63.3%
	建物	168,520	3,179	107,713	60,806	63.9
	リース資産	5,447	949	1,500	3,946	27.6
	その他の有形固定資産	9,219	339	6,802	2,417	73.8
	無形固定資産	40,944	5,874	18,303	22,641	44.7
	その他	263	11	229	33	87.3
	合計	224,395	10,354	134,549	89,846	60.0
2018年度	有形固定資産	183,504	4,569	118,365	65,139	64.5%
	建物	168,766	3,122	109,241	59,524	64.7
	リース資産	5,353	1,074	2,430	2,922	45.4
	その他の有形固定資産	9,384	372	6,692	2,692	71.3
	無形固定資産	42,007	6,882	20,080	21,926	47.8
	その他	266	10	236	29	88.9
	合計	225,778	11,462	138,682	87,095	61.4

税金明細表

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
国税	4,330	4,609
消費税	3,910	4,176
地方法人特別税	352	364
印紙税	68	68
登録免許税	―	0
地方税	3,074	3,166
地方消費税	1,053	1,126
法人事業税	844	871
固定資産税	1,023	1,014
不動産取得税	0	2
事業所税	153	151
その他の地方税	0	0
合計	7,405	7,775

事業費明細表

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
営業活動費	38,096	41,628
営業管理費	18,048	17,850
一般管理費	46,192	46,367
合計	102,337	105,845

（注）一般管理費のうち、保険業法第265条の33第1項に基づく生命保険契約者保護機構の当社の負担金は、2017年度699百万円、2018年度638百万円です。

リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引については、少額であり重要性がないため、記載を省略しています。

借入金等残存期間別残高

（単位：百万円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
2017年度末	借入金（注）	46,000	—	2,000	—	10,000	39,000	97,000
	社債	—	—	—	—	—	40,349	40,349
	債券貸借取引受入担保金	44,967	—	—	—	—	—	44,967
2018年度末	借入金	—	—	2,000	10,000	—	39,000	51,000
	社債	—	—	—	—	—	88,295	88,295
	債券貸借取引受入担保金	88,616	—	—	—	—	—	88,616

（注）2018年度に、借入金46,000百万円を期限前弁済しているため、「1年以下」に含めております。

社員配当準備金明細表

（単位：百万円）

		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
2017年度	当期首現在高	40,861	38,646	1,796	184	—	187	46
	前期剰余金からの繰入	1,519	149	6	1,352	—	—	10
	利息による増加	4	4	0	0	—	0	0
	配当金支払による減少	5,426	3,651	188	1,545	—	25	15
	当期末現在高	36,959	35,094	1,615	41	—	162	45
		(36,341)	(34,541)	(1,599)	(0)	(—)	(160)	(39)
2018年度	当期首現在高	36,959	35,094	1,615	41	—	162	45
	前期剰余金からの繰入	1,963	269	26	1,660	—	—	6
	利息による増加	3	3	0	0	—	0	0
	配当金支払による減少	4,821	2,935	171	1,677	—	29	7
	当期末現在高	34,104	32,353	1,471	103	—	132	43
		(33,598)	(31,978)	(1,450)	(0)	(—)	(131)	(37)

（注）（　）内は、積立配当金額を表します。

支払社員配当金例

2019年度支払社員配当金例

Ⅰ. 保険王(毎年利差配当タイプおよび5年ごと利差配当タイプ)

【例1】利率変動型積立保険(毎年利差配当タイプ)および保険王指定契約の場合

(1) ○30歳加入・男性・口座月払(保険期間終身)
○利率変動型積立保険の保険料：毎月1,000円積立金に充当
○死亡保険金(保険期間30年)
5年ごと利差配当付定期保険：　1,000万円
5年ごと利差配当付新長期生活保障保険：　120万円
○給付金(保険期間30年)
5年ごと利差配当付医療保険(2010)
(返戻金なし型・Ⅰ型・120日型)：　日額1万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2014年度(5年)	180,744円	414円	11,200,000円+積立金

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。
なお、死亡契約については、毎年120万円の年金を60歳時点までお支払いします。

(2) ○40歳加入・男性・口座月払(保険期間終身)
○利率変動型積立保険の保険料：毎月1,000円積立金に充当
○死亡保険金(保険期間15年)
5年ごと利差配当付定期保険：　1,000万円
5年ごと利差配当付新長期生活保障保険：　120万円
○給付金(保険期間15年)
5年ごと利差配当付医療保険(2010)
(返戻金なし型・Ⅰ型・120日型)：　日額1万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2014年度(5年)	180,144円	292円	11,200,000円+積立金

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。
なお、死亡契約については、毎年120万円の年金を55歳時点までお支払いします。

Ⅱ. 5年ごと利差配当タイプ

【例1】定期保険の場合

(1) ○40歳加入・20年満期・男性・口座月払
○死亡保険金：3,000万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2014年度(5年)	171,720円	300円	30,000,000円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

(2) ○40歳加入・95歳満期・男性・口座月払
○死亡保険金：5,000万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2014年度(5年)	1,085,400円	12,005円	50,000,000円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

Ⅲ. 毎年配当タイプ

【例1】定期付終身保険の場合

(1) ○40歳加入・終身払終身(特約の保険期間は25年)・男性・口座月払・(25倍型)
○死亡保険金：
普通終身保険　200万円
定期保険特約　4,800万円
災害入院特約(本人型)　5,000円
手術給付金付疾病入院特約(本人型)　5,000円
成人病入院特約　5,000円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
1999年度(20年)	438,720円	6,420円	50,014,390円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

【例2】個人年金保険の場合

(1) ○30歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・口座月払
○年金年額：100万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[死亡給付金+社員配当金]
2014年度(5年)	319,920円	1,990円	所定の死亡給付金+2,560円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

【例3】新こども保険Ⅰ型(育英年金あり)の場合

(1) ○被保険者0歳・契約者男性30歳加入・22歳満期・口座月払
○保険金：100万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[死亡給付金+社員配当金]
2014年度(5年)	186,624円	3,830円	所定の死亡給付金+4,040円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

[説明]
前記例示の社員配当金額は、以下にもとづき算出しております。

※1. 毎年利差配当タイプの社員配当金額(Ⅰ)
毎年利差配当タイプの社員配当は、責任準備金に利差配当率を乗じた額となります。
2019年度配当においては、社員配当金額は0円となります。

※2. 5年ごと利差配当タイプの社員配当金額(Ⅰ、Ⅱ)
5年ごと利差配当タイプの社員配当は、毎年、責任準備金に利差配当率(2014、2015年度決算：0.40%、2016～2018年度決算：0.05%)を乗じた額を割振り、ご契約6年目から5年ごとにその累計額を社員配当金としてお支払します。
なお、当該累計額がマイナスの場合は0円とします。

※3. 毎年配当タイプの社員配当金額(Ⅲ)
次のa，b，c，dの合計額です(マイナスとなる場合は0円とします)。
a．危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた死差配当率を乗じた額。
b．保険金に費差配当率を乗じた額。
費差配当率は配当回数および死亡保険金額にかかわらず零とします。
c．特約が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額。
d．責任準備金に次の利差配当率を乗じた額。
1999年4月2日以後　2001年4月1日以前の契約 …△0.80%
2001年4月2日以後　2013年4月1日以前の契約 …△0.30%
2013年4月2日以後　2017年4月1日以前の契約 ……0.20%
2017年4月2日以後の契約 ……0.65%

支払社員配当金例

2018年度支払社員配当金例

Ⅰ. 保険王(毎年利差配当タイプおよび5年ごと利差配当タイプ)

【例1】利率変動型積立保険(毎年利差配当タイプ)および保険王指定契約の場合

(1) ○30歳加入・男性・口座月払(保険期間終身)
○利率変動型積立保険の保険料：毎月1,000円積立金に充当
○死亡保険金(保険期間30年)
5年ごと利差配当付定期保険：　1,000万円
5年ごと利差配当付新長期生活保障保険：　120万円
○給付金(保険期間30年)
5年ごと利差配当付医療保険(2010)
(返戻金なし型・Ⅰ型・120日型)：　日額1万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2013年度(5年)	180,744円	824円	11,200,000円 +積立金

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。
なお、死亡契約については、毎年120万円の年金を60歳時点までお支払いします。

(2) ○40歳加入・男性・口座月払(保険期間終身)
○利率変動型積立保険の保険料：毎月1,000円積立金に充当
○死亡保険金(保険期間15年)
5年ごと利差配当付定期保険：　1,000万円
5年ごと利差配当付新長期生活保障保険：　120万円
○給付金(保険期間15年)
5年ごと利差配当付医療保険(2010)
(返戻金なし型・Ⅰ型・120日型)：　日額1万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2013年度(5年)	180,144円	525円	11,200,000円 +積立金

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。
なお、死亡契約については、毎年120万円の年金を55歳時点までお支払いします。

Ⅱ. 5年ごと利差配当タイプ

【例1】定期保険の場合

(1) ○40歳加入・20年満期・男性・口座月払
○死亡保険金：3,000万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2013年度(5年)	171,720円	902円	30,000,000円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

(2) ○40歳加入・95歳満期・男性・口座月払
○死亡保険金：5,000万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
2013年度(5年)	1,085,400円	19,527円	50,000,000円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

Ⅲ. 毎年配当タイプ

【例1】定期付終身保険の場合

(1) ○40歳加入・終身払終身(特約の保険期間は25年)・男性・口座月払・(25倍型)
○死亡保険金：
普通終身保険　200万円
定期保険特約　4,800万円
災害入院特約(本人型)　5,000円
手術給付金付疾病入院特約(本人型)　5,000円
成人病入院特約　5,000円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[保険金+社員配当金]
1999年度(19年)	438,720円	920円	50,006,420円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

【例2】個人年金保険の場合

(1) ○30歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・口座月払
○年金年額：100万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[死亡給付金+社員配当金]
2013年度(5年)	319,920円	1,990円	所定の死亡給付金 +2,560円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

【例3】新こども保険Ⅰ型(育英年金あり)の場合

(1) ○被保険者0歳・契約者男性30歳加入・22歳満期・口座月払
○保険金：100万円

契約年度(経過年数)	保険料(年換算)	継続中の契約[社員配当金]	死亡契約[死亡給付金+社員配当金]
2013年度(5年)	186,624円	3,830円	所定の死亡給付金 +4,040円

(注) [死亡契約]欄は、契約応当日以後に死亡した場合の受取金額を示しています。

[説明]
前記例示の社員配当金額は、以下にもとづき算出しております。

※1. 毎年利差配当タイプの社員配当金額(Ⅰ)
毎年利差配当タイプの社員配当は、責任準備金に利差配当率を乗じた額となります。
2018年度配当においては、社員配当金額は0円となります。

※2. 5年ごと利差配当タイプの社員配当金額(Ⅰ、Ⅱ)
5年ごと利差配当タイプの社員配当は、毎年、責任準備金に利差配当率(2013年度決算：0.35%、2014、2015年度決算：0.40%、2016、2017年度決算：0.05%)を乗じた額を割振り、ご契約6年目から5年ごとにその累計額を社員配当金としてお支払します。
なお、当該累計額がマイナスの場合は0円とします。

※3. 毎年配当タイプの社員配当金額(Ⅲ)
次のa，b，c，dの合計額です(マイナスとなる場合は0円とします)。
a．危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた死差配当率を乗じた額。
b．保険金に費差配当率を乗じた額。
費差配当率は配当回数および死亡保険金額にかかわらず零とします。
c．特約が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額。
d．責任準備金に次の利差配当率を乗じた額。
1999年4月2日以後　2001年4月1日以前の契約 …△0.80%
2001年4月2日以後　2013年4月1日以前の契約 …△0.30%
2013年4月2日以後　2017年4月1日以前の契約 ……0.20%
2017年4月2日以後の契約 ……0.65%

6 資産運用に関する指標等（一般勘定）

（1）資産運用の概況

①年度の資産の運用概況　　詳細は 28 ページをご参照ください。

②ポートフォリオの推移

資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	194,302	3.6	174,143	3.3
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	30,151	0.6	28,984	0.5
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	4,161,052	77.5	4,232,046	79.4
公社債	2,845,690	53.0	2,770,086	52.0
株式	323,118	6.0	311,699	5.8
外国証券	917,147	17.1	1,078,849	20.2
公社債	690,912	12.9	893,733	16.8
株式等	226,235	4.2	185,115	3.5
その他の証券	75,096	1.4	71,411	1.3
貸付金	484,169	9.0	426,804	8.0
保険約款貸付	49,637	0.9	44,272	0.8
一般貸付	434,532	8.1	382,531	7.2
不動産	394,631	7.4	383,194	7.2
繰延税金資産	16,187	0.3	10,413	0.2
その他	87,085	1.6	73,596	1.4
貸倒引当金	△ 394	△ 0.0	△ 375	△ 0.0
一般勘定資産計	5,367,186	100.0	5,328,808	100.0
うち外貨建資産	1,054,537	19.6	1,212,135	22.7

資産の増減（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	41,821	△ 20,158
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△ 3,050	△ 1,167
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	35,945	70,994
公社債	△ 49,946	△ 75,604
株式	40,159	△ 11,418
外国証券	48,123	161,702
公社債	48,882	202,821
株式等	△ 758	△ 41,119
その他の証券	△ 2,391	△ 3,685
貸付金	△ 73,592	△ 57,365
保険約款貸付	△ 7,939	△ 5,364
一般貸付	△ 65,652	△ 52,000
不動産	△ 6,925	△ 11,437
繰延税金資産	△ 6,538	△ 5,773
その他	10,263	△ 13,488
貸倒引当金	93	18
一般勘定資産計	△ 1,983	△ 38,377
うち外貨建資産	146,201	157,598

運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2.33	2.27
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	2.76	2.05
うち公社債	2.95	2.42
うち株式	3.47	5.45
うち外国証券	1.69	0.55
貸付金	1.44	1.23
うち一般貸付	1.10	0.87
不動産	2.34	2.52
一般勘定計	2.35	1.80
うち海外投融資	1.69	0.54

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	198,147	189,972
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	31,662	29,618
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	4,096,722	4,148,801
うち公社債	2,887,050	2,793,247
うち株式	174,274	178,131
うち外国証券	956,123	1,100,243
貸付金	522,116	458,826
うち一般貸付	468,209	411,582
不動産	403,495	396,407
一般勘定計	5,350,715	5,329,150
うち海外投融資	956,247	1,102,199

（注）海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

資産運用収益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
利息および配当金等収入	109,978	107,892
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	46,779	34,648
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	2,258
貸倒引当金戻入額	74	14
その他運用収益	7,379	7,476
合計	164,212	152,290

資産運用費用明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
支払利息	4,449	4,700
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	2,285	12,520
有価証券評価損	145	628
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	13,891	22,923
為替差損	2,530	—
貸倒引当金繰入額	—	—
投資損失引当金繰入額	—	—
貸付金償却	1	0
賃貸用不動産等減価償却費	5,596	5,361
その他運用費用	9,641	10,104
合計	38,542	56,239

利息および配当金等収入明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	84,322	83,138
公社債利息	47,172	44,807
株式配当金	7,034	8,762
外国証券利息配当金	25,063	27,045
貸付金利息	8,371	7,096
不動産賃貸料	16,354	16,637
その他共計	109,978	107,892

[ご参考] 利息および配当金等収入の分析（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度			2018年度		
	残高による増減	金利等による増減	純増減	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息および配当金等収入	△ 2,025	804	△ 1,220	△ 443	△ 1,642	△ 2,085
うち現預金	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0	0
うち有価証券	△ 467	1,341	873	1,071	△ 2,255	△ 1,183
うち貸付金	△ 1,193	△ 685	△ 1,878	△ 1,014	△ 260	△ 1,274
うち不動産	△ 318	186	△ 131	△ 287	571	283

有価証券売却益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	2017年度	2018年度
国債等債券	44,891	32,424
株式等	1,709	1,685
外国証券	178	538
その他共計	46,779	34,648

有価証券売却損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	2017年度	2018年度
国債等債券	549	2,224
株式等	487	800
外国証券	1,249	9,495
その他共計	2,285	12,520

有価証券評価損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	2017年度	2018年度
国債等債券	―	―
株式等	49	628
外国証券	96	―
その他共計	145	628

有価証券明細表（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区　　分	2017年度末		2018年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
国債	1,861,871	44.7	1,786,946	42.2
地方債	48,785	1.2	49,768	1.2
社債	935,033	22.5	933,371	22.1
うち公社・公団債	385,456	9.3	403,652	9.5
株式	323,118	7.8	311,699	7.4
外国証券	917,147	22.0	1,078,849	25.5
公社債	690,912	16.6	893,733	21.1
株式等	226,235	5.4	185,115	4.4
その他の証券	75,096	1.8	71,411	1.7
合計	4,161,052	100.0	4,232,046	100.0

［ご参考］預貯金明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	2017年度末	2018年度末
振替貯金	7,762	8,229
預金	22,296	25,694
当座預金	1,775	1,624
普通預金	18,273	22,525
通知預金	1,000	―
定期預金	1,000	1,000
外貨預金	247	544
合計	30,059	33,923

有価証券残存期間別残高（一般勘定）

〈2017 年度末〉

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	66,148	171,940	280,017	353,735	548,876	2,740,333	4,161,052
国債	6,999	32,980	34,509	51,004	217,007	1,519,369	1,861,871
地方債	1,707	13,779	2,587	3,004	310	27,396	48,785
社債	41,245	89,593	136,892	120,382	122,126	424,791	935,033
株式						323,118	323,118
外国証券	11,135	35,165	99,304	179,343	206,494	385,704	917,147
公社債	200	35,165	99,304	179,343	191,120	185,778	690,912
株式等	10,934	—	—	—	15,373	199,926	226,235
その他の証券	5,061	420	6,722	—	2,937	59,953	75,096
買入金銭債権	—	—	—	—	—	30,151	30,151
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	66,148	171,940	280,017	353,735	548,876	2,770,485	4,191,204

〈2018 年度末〉

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	81,141	141,383	213,413	385,035	840,936	2,570,135	4,232,046
国債	15,799	30,075	27,878	47,951	327,288	1,337,952	1,786,946
地方債	2,009	5,851	4,620	1,103	309	35,874	49,768
社債	52,396	73,243	103,098	122,570	101,348	480,713	933,371
株式						311,699	311,699
外国証券	10,887	29,365	73,141	213,410	409,248	342,797	1,078,849
公社債	2,760	29,365	73,141	207,040	387,727	193,698	893,733
株式等	8,126	—	—	6,369	21,520	149,098	185,115
その他の証券	49	2,847	4,673	—	2,742	61,098	71,411
買入金銭債権	—	—	—	—	—	28,984	28,984
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	81,141	141,383	213,413	385,035	840,936	2,599,120	4,261,031

（注）2017 年度末、2018 年度末とも「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づく有価証券として取り扱うものを含んでいます。

[ご参考] 地域別地方債保有内訳（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度末	2018年度末
北海道	3,209	3,208
東北	—	—
関東	37,538	32,432
中部	8,037	12,526
近畿	—	1,600
中国	—	—
四国	—	—
九州	—	—
合計	48,785	49,768

保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

（単位：%）

区分	2017年度末	2018年度末
公社債	1.81	1.78
外国公社債	2.52	2.59

業種別株式保有明細表（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区分		2017年度末		2018年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		40	0.0	31	0.0
鉱業		—	—	—	—
建設業		4,113	1.3	4,775	1.5
製造業	食料品	2,549	0.8	2,220	0.7
	繊維製品	13	0.0	12	0.0
	パルプ・紙	89	0.0	91	0.0
	化学	47,844	14.8	45,816	14.7
	医薬品	659	0.2	607	0.2
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	27,037	8.4	22,882	7.3
	ガラス・土石製品	360	0.1	696	0.2
	鉄鋼	1,372	0.4	1,596	0.5
	非鉄金属	16,536	5.1	12,503	4.0
	金属製品	428	0.1	293	0.1
	機械	6,020	1.9	5,325	1.7
	電気機器	49,943	15.5	50,602	16.2
	輸送用機器	2,174	0.7	5,626	1.8
	精密機器	4	0.0	331	0.1
	その他製品	7,779	2.4	6,168	2.0
電気・ガス業		338	0.1	338	0.1
運輸・情報通信業	陸運業	50,890	15.7	52,151	16.7
	海運業	2	0.0	3	0.0
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	1,919	0.6	1,712	0.5
	情報・通信業	1,539	0.5	1,574	0.5
商業	卸売業	48,818	15.1	48,826	15.7
	小売業	4,340	1.3	2,415	0.8
金融・保険業	銀行業	32,905	10.2	29,054	9.3
	証券、商品先物取引業	6,213	1.9	6,268	2.0
	保険業	410	0.1	1,998	0.6
	その他金融業	4,704	1.5	3,681	1.2
不動産業		1,284	0.4	1,310	0.4
サービス業		2,780	0.9	2,782	0.9
合計		323,118	100.0	311,699	100.0

貸付金明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	2017年度末	2018年度末
保険約款貸付	49,637	44,272
契約者貸付	45,502	40,659
保険料振替貸付	4,135	3,612
一般貸付	434,532	382,531
（うち非居住者貸付）	（424）	（2,442）
企業貸付	429,651	378,396
（うち国内企業向け）	（429,226）	（375,953）
国・国際機関・政府関係機関貸付	539	439
公共団体・公企業貸付	2,530	2,530
住宅ローン	358	232
消費者ローン	1,453	934
その他	—	—
合計	484,169	426,804

貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
2017年度末	変動金利	6,000	6,892	10,937	1,911	516	28,000	54,259
	固定金利	58,535	151,087	64,276	50,791	37,306	18,275	380,273
	一般貸付計	64,536	157,979	75,214	52,703	37,823	46,275	434,532
2018年度末	変動金利	4,681	6,322	6,260	2,293	164	18,057	37,779
	固定金利	69,864	112,893	68,114	48,283	27,408	18,186	344,752
	一般貸付計	74,546	119,216	74,375	50,577	27,572	36,243	382,531

国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）

（単位：件、百万円、%）

区分		2017年度末		2018年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	92	80.0	83	79.0
	金額	386,146	90.0	340,447	90.6
中堅企業	貸付先数	1	0.9	1	1.0
	金額	125	0.0	25	0.0
中小企業	貸付先数	22	19.1	21	20.0
	金額	42,955	10.0	35,481	9.4
国内企業向け貸付計	貸付先数	115	100.0	105	100.0
	金額	429,226	100.0	375,953	100.0

（注）1. 業種別企業規模区分は以下の通りです。
2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

〈業種別企業規模区分〉

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用従業員300人超かつ	資本金10億円以上	常用従業員50人超かつ	資本金10億円以上	常用従業員100人超かつ	資本金10億円以上	常用従業員100人超かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は常用従業員300人以下		資本金5千万円以下又は常用従業員50人以下		資本金5千万円以下又は常用従業員100人以下		資本金1億円以下又は常用従業員100人以下	

貸付金業種別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区分		2017年度末 金額	2017年度末 占率	2018年度末 金額	2018年度末 占率
国内向け	製造業	68,855	15.8	53,092	13.9
	食料	60	0.0	300	0.1
	繊維	4,000	0.9	—	—
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	3,812	0.9	1,800	0.5
	印刷	800	0.2	800	0.2
	化学	11,919	2.7	7,729	2.0
	石油・石炭	800	0.2	800	0.2
	窯業・土石	574	0.1	540	0.1
	鉄鋼	11,000	2.5	12,003	3.1
	非鉄金属	22,024	5.1	20,214	5.3
	金属製品	—	—	—	—
	はん用・生産用・業務用機械	7,147	1.6	7,139	1.9
	電気機械	1,000	0.2	1,000	0.3
	輸送用機械	5,035	1.2	15	0.0
	その他の製造業	683	0.2	750	0.2
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	1,696	0.4	1,180	0.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	11,398	2.6	8,577	2.2
	情報通信業	3,000	0.7	1,111	0.3
	運輸業、郵便業	53,017	12.2	41,649	10.9
	卸売業	72,114	16.6	67,310	17.6
	小売業	2,366	0.5	1,226	0.3
	金融業、保険業	144,164	33.2	130,902	34.2
	不動産業	23,837	5.5	22,647	5.9
	物品賃貸業	43,076	9.9	42,861	11.2
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	218	0.1	153	0.0
	飲食業	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	7,401	1.7	7,060	1.8
	教育、学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	—	—
	その他のサービス	1,150	0.3	1,150	0.3
	地方公共団体	—	—	—	—
	個人（住宅・消費・納税資金等）	1,812	0.4	1,166	0.3
	合計	434,107	99.9	380,088	99.4
海外向け	政府等	—	—	—	—
	金融機関	424	0.1	2,442	0.6
	商工業等	—	—	—	—
	合計	424	0.1	2,442	0.6
一般貸付計		434,532	100.0	382,531	100.0

（注）国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）の業種分類に準拠しております。

貸付金使途別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末 金額	2017年度末 占率	2018年度末 金額	2018年度末 占率
設備資金	34,433	7.9	27,880	7.3
運転資金	400,099	92.1	354,651	92.7
一般貸付計	434,532	100.0	382,531	100.0

貸付金地域別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	0.0	—	0.0
東北	4,897	1.1	3,500	0.9
関東	354,758	82.1	310,242	81.9
中部	15,133	3.5	9,992	2.6
近畿	51,424	11.9	52,156	13.8
中国	1,000	0.2	1,000	0.3
四国	1,082	0.3	30	0.0
九州	4,000	0.9	2,000	0.5
合計	432,295	100.0	378,922	100.0

（注）1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

貸付金担保別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
担保貸付	3,749	0.9	4,361	1.1
有価証券担保貸付	3,112	0.7	3,610	0.9
不動産･動産･財団担保貸付	636	0.1	750	0.2
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	10,940	2.5	10,063	2.6
信用貸付	418,030	96.2	366,940	95.9
その他	1,812	0.4	1,166	0.3
一般貸付計	434,532	100.0	382,531	100.0
うち劣後特約付貸付	32,424	7.5	23,446	6.1

有形固定資産明細表（ 一般勘定 ）

（1）有形固定資産の明細

（単位：百万円）

区　分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2017年度	土地	232,995	—	2,082	—	230,913	—	—
	（うち減損）			(888)				
	建物	167,527	6,215	2,393	8,766	162,583	271,133	62.5%
	（うち減損）			(890)				
	リース資産	2,015	2,889	9	949	3,946	1,500	27.6%
	建設仮勘定	1,033	1,356	1,255	—	1,134	—	—
	その他の有形固定資産	2,531	255	10	344	2,432	6,883	73.9%
	合計	406,105	10,716	5,750	10,059	401,011	279,518	—
	うち賃貸等不動産	260,338	6,219	4,420	5,580	256,557	158,439	—
2018年度	土地	230,913	1	4,463	—	226,451	—	—
	（うち減損）			(918)				
	建物	162,583	7,346	5,226	8,477	156,225	268,622	63.2%
	（うち減損）			(264)				
	リース資産	3,946	50	—	1,074	2,922	2,430	45.4%
	建設仮勘定	1,134	2,483	3,100	—	516	—	—
	その他の有形固定資産	2,432	665	17	376	2,703	6,777	71.5%
	合計	401,011	10,547	12,809	9,928	388,821	277,831	—
	うち賃貸等不動産	256,557	5,382	8,776	5,366	247,797	154,110	—

（注）1. 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を記載しています。
2.「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。
3.「うち賃貸等不動産」の「当期増加額」および「当期減少額」には、用途変更による増加額・減少額を含んでいます。

（2）不動産残高および賃貸用ビル保有数

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
不動産残高	394,631	383,194
営業用	138,233	135,403
賃貸用	256,398	247,790
賃貸用ビル保有数	201 棟	194 棟

固定資産等処分益明細表

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	194	3,433
土地	89	3,171
建物	105	262
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合計	194	3,433
うち賃貸等不動産	194	3,267

固定資産等処分損明細表

（単位：百万円）

区分	2017年度	2018年度
有形固定資産	1,536	2,450
土地	477	333
建物	1,039	2,099
リース資産	9	—
その他	10	17
無形固定資産	1	4,647
その他	0	0
合計	1,538	7,098
うち賃貸等不動産	1,253	6,867

賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
2017年度	有形固定資産	265,294	5,591	163,502	101,791	61.6%
	建物	265,197	5,586	163,420	101,776	61.6%
	リース資産	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	96	4	81	15	84.4%
	無形固定資産	11,713	—	—	11,713	—
	その他	88	4	82	5	93.4%
	合計	277,095	5,596	163,584	113,511	—
2018年度	有形固定資産	256,179	5,359	159,466	96,712	62.2%
	建物	256,082	5,355	159,381	96,701	62.2%
	リース資産	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	96	3	84	11	88.1%
	無形固定資産	3,649	—	—	3,649	—
	その他	88	2	84	3	95.8%
	合計	259,916	5,361	159,550	100,366	—

海外投融資の状況（一般勘定）

（1）資産別明細

①外貨建資産

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	535,588	58.1	730,543	67.1
株式	30	0.0	28	0.0
現預金・その他	111,322	12.1	124,453	11.4
小計	646,941	70.2	855,025	78.5

②円貨額が確定した外貨建資産

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
小計	—	—	—	—

③円貨建資産

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	1,000	0.1
公社債（円建外債）・その他	274,961	29.8	232,487	21.4
小計	274,961	29.8	233,487	21.5

④合計

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	921,902	100.0	1,088,513	100.0
うち海外不動産	—	—	—	—

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

(2) 地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末								2018年度末							
	外国証券						非居住者貸付		外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等						公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	297,038	32.4	247,945	27.0	49,093	5.4	—	—	306,836	28.4	267,236	24.8	39,600	3.7	—	—
ヨーロッパ	266,561	29.1	265,950	29.0	610	0.1	—	—	443,892	41.1	438,223	40.6	5,669	0.5	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アジア	24	0.0	—	—	24	0.0	—	—	23	0.0	—	—	23	0.0	—	—
中南米	270,205	29.5	93,699	10.2	176,506	19.2	424	100.0	235,497	21.8	95,674	8.9	139,822	13.0	2,442	100.0
中東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	83,317	9.1	83,317	9.1	—	—	—	—	92,598	8.6	92,598	8.6	—	—	—	—
合計	917,147	100.0	690,912	75.3	226,235	24.7	424	100.0	1,078,849	100.0	893,733	82.8	185,115	17.2	2,442	100.0

(注) 外国証券は発行国、非居住者貸付は債務者の居住地により区分しています。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	490,815	75.9	408,300	47.8
オーストラリアドル	72,042	11.1	121,331	14.2
ユーロ	56,167	8.7	113,121	13.2
ポーランドズロチ	—	—	83,881	9.8
ニュージーランドドル	—	—	58,802	6.9
カナダドル	23,104	3.6	42,126	4.9
スウェーデンクローナ	4,788	0.7	27,439	3.2
その他	23	0.0	21	0.0
合計	646,941	100.0	855,025	100.0

公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額、一般勘定）

(単位：百万円)

区分		2017年度	2018年度
公共債	国債	—	—
	地方債	—	—
	公社・公団債	655	535
	小計	655	535
貸付	政府関係機関	539	439
	公共団体・公企業	—	—
	小計	539	439
合計		1,194	974

各種ローン金利

貸出の種類	利率		
一般貸付標準金利（長期プライムレート）	2019年1月10日実施	2019年2月8日実施	2019年3月8日実施
	年1.00%	年1.00%	年1.00%

その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類		取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高
2017年度	繰延資産	1,085	2	0	483	602
	その他	459	4	0	—	459
	合計	1,545	7	0	483	1,061
2018年度	繰延資産	1,781	699	0	708	1,072
	その他	452	12	18	—	452
	合計	2,234	711	19	708	1,525

7 有価証券等の時価情報（一般勘定）

有価証券の時価情報（一般勘定）

①売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	—	—	—	—

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	353,761	397,636	43,874	43,900	△ 25	344,812	391,680	46,867	46,872	△ 5
責任準備金対応債券	2,094,251	2,397,856	303,605	313,125	△ 9,519	2,074,484	2,407,849	333,364	335,418	△ 2,053
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	1,563,573	1,667,178	103,604	174,341	△ 70,736	1,682,582	1,811,255	128,673	175,552	△ 46,878
公社債	588,848	583,152	△ 5,696	8,594	△ 14,290	530,817	534,228	3,410	10,624	△ 7,213
株式	151,964	304,117	152,153	159,772	△ 7,618	160,295	291,232	130,937	142,919	△ 11,982
外国証券	746,635	704,812	△ 41,823	4,446	△ 46,270	916,943	913,737	△ 3,205	21,317	△ 24,523
公社債	569,387	535,588	△ 33,799	3,116	△ 36,915	736,455	738,633	2,177	20,629	△ 18,452
株式等	177,247	169,223	△ 8,024	1,329	△ 9,354	180,487	175,104	△ 5,383	688	△ 6,071
その他の証券	76,125	75,096	△ 1,028	1,528	△ 2,557	73,912	71,411	△ 2,501	657	△ 3,159
買入金銭債権	—	—	—	—	—	613	645	32	32	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,011,587	4,462,671	451,084	531,366	△ 80,282	4,101,879	4,610,785	508,906	557,843	△ 48,937
公社債	2,851,386	3,160,551	309,165	332,986	△ 23,821	2,766,675	3,114,133	347,458	356,731	△ 9,272
株式	151,964	304,117	152,153	159,772	△ 7,618	160,295	291,232	130,937	142,919	△ 11,982
外国証券	901,959	889,570	△ 12,389	33,880	△ 46,270	1,072,043	1,101,869	29,826	54,349	△ 24,523
公社債	724,711	720,347	△ 4,364	32,551	△ 36,915	891,556	926,765	35,209	53,661	△ 18,452
株式等	177,247	169,223	△ 8,024	1,329	△ 9,354	180,487	175,104	△ 5,383	688	△ 6,071
その他の証券	76,125	75,096	△ 1,028	1,528	△ 2,557	73,912	71,411	△ 2,501	657	△ 3,159
買入金銭債権	30,151	33,335	3,184	3,198	△ 14	28,952	32,137	3,185	3,185	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	5,063	6,649
その他有価証券	70,950	23,829
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	13,937	13,817
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	57,012	10,012
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
合計	76,013	30,479

[ご参考] 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外国証券について為替を評価し、それ以外の時価を帳簿価額として、時価のある有価証券と合算した場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	353,761	397,636	43,874	43,900	△ 25	344,812	391,680	46,867	46,872	△ 5
責任準備金対応債券	2,094,251	2,397,856	303,605	313,125	△ 9,519	2,074,484	2,407,849	333,364	335,418	△ 2,053
子会社・関連会社株式	5,063	5,063	—	—	—	6,649	6,649	—	—	—
その他有価証券	1,634,524	1,738,127	103,603	174,341	△ 70,737	1,706,411	1,835,084	128,672	175,552	△ 46,879
公社債	588,848	583,152	△ 5,696	8,594	△ 14,290	530,817	534,228	3,410	10,624	△ 7,213
株式	165,901	318,054	152,153	159,772	△ 7,618	174,112	305,049	130,937	142,919	△ 11,982
外国証券	803,648	761,823	△ 41,824	4,446	△ 46,271	926,956	923,749	△ 3,206	21,317	△ 24,524
公社債	569,387	535,588	△ 33,799	3,116	△ 36,915	736,455	738,633	2,177	20,629	△ 18,452
株式等	234,260	226,235	△ 8,025	1,329	△ 9,355	190,500	185,115	△ 5,384	688	△ 6,072
その他の証券	76,125	75,096	△ 1,028	1,528	△ 2,557	73,912	71,411	△ 2,501	657	△ 3,159
買入金銭債権	—	—	—	—	—	613	645	32	32	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,087,600	4,538,684	451,083	531,366	△ 80,283	4,132,358	4,641,264	508,905	557,843	△ 48,938
公社債	2,851,386	3,160,551	309,165	332,986	△ 23,821	2,766,675	3,114,133	347,458	356,731	△ 9,272
株式	170,964	323,118	152,153	159,772	△ 7,618	180,761	311,699	130,937	142,919	△ 11,982
外国証券	958,972	946,582	△ 12,390	33,880	△ 46,271	1,082,056	1,111,881	29,825	54,349	△ 24,524
公社債	724,711	720,347	△ 4,364	32,551	△ 36,915	891,556	926,765	35,209	53,661	△ 18,452
株式等	234,260	226,235	△ 8,025	1,329	△ 9,355	190,500	185,115	△ 5,384	688	△ 6,072
その他の証券	76,125	75,096	△ 1,028	1,528	△ 2,557	73,912	71,411	△ 2,501	657	△ 3,159
買入金銭債権	30,151	33,335	3,184	3,198	△ 14	28,952	32,137	3,185	3,185	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

金銭の信託の時価情報（一般勘定）

・金銭の信託はありません。

不動産（土地）の時価情報（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
土地	243,149	261,268	18,118	230,624	270,345	39,720

(注) 1. 時価は、公示地価等を基準に算定しています。
2. 上記金額には借地権を含んでいます。

デリバティブ取引の時価情報（一般勘定）

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（一般勘定）

（単位：百万円）

2017年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	―	8,169	―	―	―	8,169
ヘッジ会計非適用分	―	1,807	△ 179	―	―	1,627
合計	―	9,976	△ 179	―	―	9,797

（注）2017年度についてヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（通貨関連 8,169 百万円）およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

（単位：百万円）

2018年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	―	194	―	―	―	194
ヘッジ会計非適用分	―	221	―	―	―	221
合計	―	416	―	―	―	416

（注）2018年度についてヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（通貨関連 194 百万円）およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②金利関連（一般勘定）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

③通貨関連（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	種類	2017年度末 契約額等	2017年度末 契約額等 うち1年超	2017年度末 時価	2017年度末 差損益	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち1年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益
店頭	為替予約								
	売建	964,639	―	10,013	10,013	933,571	―	382	382
	米ドル	784,960	―	4,843	4,843	495,008	―	△ 761	△ 761
	豪ドル	94,503	―	2,505	2,505	136,216	―	18	18
	加ドル	24,347	―	1,566	1,566	23,706	―	165	165
	ユーロ	55,872	―	928	928	111,845	―	269	269
	その他	4,954	―	170	170	166,793	―	691	691
	買建	17,976	―	△ 36	△ 36	44,140	―	185	185
	米ドル	17,976	―	△ 36	△ 36	28,973	―	148	148
	豪ドル	―	―	―	―	―	―	―	―
	加ドル	―	―	―	―	―	―	―	―
	ユーロ	―	―	―	―	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―	15,166	―	36	36
	通貨オプション								
	売建								
	コール	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	プット	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	買建								
	コール	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	米ドル	―	―			―	―		
		(―)		―	―	(―)		―	―
	プット	―	―			124,015	―		
		(―)		―	―	(349)		198	△ 151
	米ドル	―	―			124,015	―		
		(―)		―	―	(349)		198	△ 151
	通貨スワップ	―	―	―	―	―	―	―	―
	その他								
	売建	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)				(―)			
	買建	―	―	―	―	―	―	―	―
		(―)				(―)			
合計					9,976				416

（注）1. 括弧内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。
3. 外貨建金銭債権債務等に為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

④株式関連（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	種類	2017年度末 契約額等	2017年度末 契約額等 うち1年超	2017年度末 時価	2017年度末 差損益	2018年度末 契約額等	2018年度末 契約額等 うち1年超	2018年度末 時価	2018年度末 差損益
店頭	先渡契約								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	オプション								
	売建								
	コール	－	－			－	－		
		(－)		－	－	(－)		－	－
	プット	－	－			－	－		
		(－)		－	－	(－)		－	－
	買建								
	コール	－	－			－	－		
		(－)		－	－	(－)		－	－
	プット	19,992	－			－	－		
		(183)		3	△179	(－)		－	－
	その他								
	売建	－	－			－	－		
		(－)		－	－	(－)		－	－
	買建	－	－			－	－		
		(－)		－	－	(－)		－	－
合計					△179				－

（注）括弧内には、オプション料を記載しています。

⑤債券関連（一般勘定）

2018年度末、2017年度末とも保有していません。

8 特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区分	2017年度末 金額	2018年度末 金額
個人変額保険	29,382	27,560
個人変額年金保険	—	—
団体年金保険	—	—
特別勘定計	29,382	27,560

2. 個人変額保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用経過について

変額保険の資産運用にあたっては、長期に安定した収益の確保を基本方針とし、国内公社債、国内株式、外国公社債、外国株式等への分散投資を行っています。

2019年3月末の資産残高は275億円で、資産別には現預金・コールローン7.1%、国内公社債19.3%、国内株式33.6%、外国公社債14.6%、外国株式24.6%、その他0.7%に配分しています。

当期は、10月から12月にかけて米国長期金利の上昇等を背景にリスク回避の動きが強まり内外株式が大幅下落となったものの、1月から3月にかけてはＦＲＢ（米連邦準備制度理事会）が利上げ見送り姿勢に転じ内外株式が大幅に反発したことで、インデックス利回りは＋0.92%となりました。

[市況概況]

2018年度は、年度前半、米国における減税効果等を背景に、米国を中心とした景気拡大基調が続いたことなどから内外株式は堅調に推移しました。また、ＦＲＢが四半期毎に0.25%の利上げを継続する中、米国長期金利が上昇基調を辿り、円安ドル高が進行する展開となりました。

しかし、10月上旬、米国長期金利が急騰したことを受けて米国株が急落したことをきっかけに、12月下旬にかけてリスク回避の動きが強まり、内外株式は下落、内外長期金利は低下する展開となり、為替市場では円高が進みました。

年明け後は、ＦＲＢが利上げを見送る姿勢を示したことをきっかけにリスク回避の動きが後退し、内外株式は反発しました。

[運用概況]

2018年度は、12月にかけて国内債券のウェイトを年度計画21%に対し低めにする一方、国内株式のウェイトを年度計画35%に対し高めにしました。外国債券及び外国株式は年度計画並みの水準（外国債券14%、外国株式26%）を維持しました。12月下旬から2月中旬にかけては、内外株式のウェイトを段階的に引き下げる一方、短期資金のウェイトを高めました。

3. 個人変額保険の状況

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区分	2017年度末 件数	2017年度末 金額	2018年度末 件数	2018年度末 金額
変額保険（有期型）	1	5	—	—
変額保険（終身型）	14,374	98,383	13,938	95,691
合計	14,375	98,388	13,938	95,691

（注）保有契約高には定期保険特約部分を含んでいます。

（2）年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末 金額	2017年度末 構成比	2018年度末 金額	2018年度末 構成比
現預金・コールローン	1,332	4.5	1,958	7.1
有価証券	27,816	94.7	25,410	92.2
公社債	6,854	23.3	5,326	19.3
株式	11,216	38.2	9,265	33.6
外国証券	9,745	33.2	10,819	39.3
公社債	2,979	10.1	4,032	14.6
株式等	6,766	23.0	6,786	24.6
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
その他	233	0.8	190	0.7
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	29,382	100.0	27,560	100.0

（3）個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区分	2017年度 金額	2018年度 金額
利息配当金等収入	651	624
有価証券売却益	3,189	2,015
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	2,337	2,371
為替差益	21	21
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	1	0
有価証券売却損	960	2,091
有価証券償還損	11	8
有価証券評価損	2,816	2,566
為替差損	28	27
金融派生商品費用	—	0
その他の費用	0	0
収支差額	2,385	340

（4）個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	27,816	△ 478	25,410	△ 194

②金銭の信託の時価情報

2018年度末、2017年度末の保有はありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

イ．差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
	ヘッジ会計適用分	－	－	－	－	－	－
	ヘッジ会計非適用分	－	△ 0	－	－	－	△ 0
合　計		－	△ 0	－	－	－	△ 0

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

ロ．金利関連

2018年度末、2017年度末の保有はありません。

ハ．通貨関連

（単位：百万円）

区分	種　類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	－	－	－	－	0	－	△ 0	△ 0
	スウェーデンクローナ	－	－	－	－	0	－	△ 0	△ 0
合　計					－				△ 0

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

ニ．株式関連

2018年度末、2017年度末の保有はありません。

ホ．債券関連

2018年度末、2017年度末の保有はありません。

4. 個人変額年金保険の状況

個人変額年金保険については、実績はありません。

9 保険会社およびその子会社等の状況

1. 保険会社およびその子会社等の概況（2019 年 3 月末現在）

（1）主要な事業の内容および組織の構成

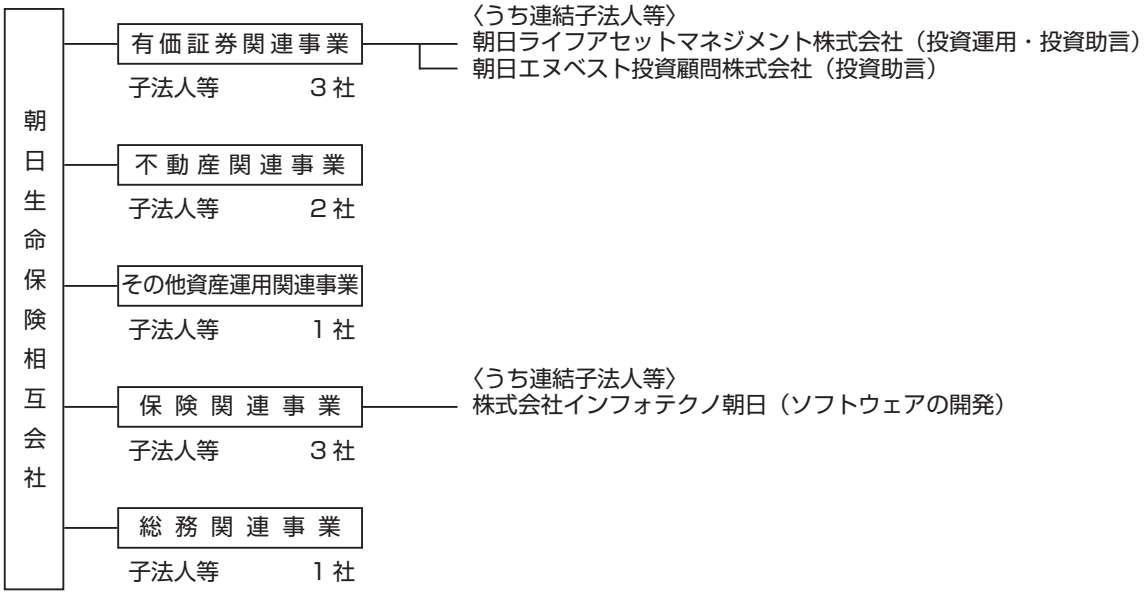

（2）子会社等に関する事項

名　　称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金（百万円）	事業の内容	設立年月日	総株主又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合	総株主又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合
（株）インフォテクノ朝日	東京都多摩市鶴牧 1-23	50	ソフトウェアの開発	1983. 4. 1	100.0%	―%
朝日ライフアセットマネジメント（株）	東京都杉並区和泉 1-22-19	3,000	投資運用・投資助言	1985. 7. 6	100.0	―
朝日エヌベスト投資顧問（株）	東京都杉並区和泉 1-22-19	50	投資助言	1999. 6. 9	―	51.0

2. 保険会社およびその子会社等の主要な業務

（1）直近事業年度における事業の概況

当社および子会社等は、生命保険事業およびそれに付随するシステム開発や資産運用関連等の事業を営んでおり、朝日生命グループとして生産効率向上に向けて取組んでいます。

当社の 2018 年度の連結財務諸表における連結子法人等数は 3 社（国内子法人等 3 社）であります。当年度の経常収益は 6,426 億円、経常利益は 245 億円、親会社に帰属する当期純剰余は 160 億円となりました。また総資産額は 5 兆 3,576 億円となりました。

（2）主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
経常収益	677,420	656,692	683,715	656,971	642,637
経常利益	50,870	14,999	39,245	38,088	24,532
親会社に帰属する当期純剰余	37,267	17,577	29,282	26,168	16,018
包括利益	105,577	△ 27,816	39,526	37,132	31,432

（注）2015 年度より、「当期純剰余」を「親会社に帰属する当期純剰余」として表示しています。

項　　目	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末
総資産	5,633,087	5,525,539	5,398,884	5,397,841	5,357,677
ソルベンシー・マージン比率	668.2%	693.4%	748.0%	815.4%	865.7%

（3）連結範囲および持分法の適用に関する事項

・連結子会社および子法人等数 …… 3 社

なお、非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等については、それぞれ連結純損益および連結剰余金におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。

3. 保険会社およびその子会社等の財産の状況

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度末（2018年3月31日現在）	2018年度末（2019年3月31日現在）
（資産の部）		
現金および預貯金	36,143	40,630
コールローン	164,000	140,000
買入金銭債権	30,151	28,984
有価証券	4,185,104	4,252,984
貸付金	484,169	426,804
有形固定資産	401,061	388,875
土地	230,913	226,451
建物	162,593	156,234
リース資産	3,946	2,922
建設仮勘定	1,134	516
その他の有形固定資産	2,473	2,749
無形固定資産	33,735	24,836
ソフトウェア	20,691	18,933
その他の無形固定資産	13,044	5,903
代理店貸	0	3
再保険貸	812	427
その他資産	46,632	42,947
退職給付に係る資産	351	292
繰延税金資産	16,062	11,262
支払承諾見返	10	6
貸倒引当金	△394	△378
資産の部合計	5,397,841	5,357,677
（負債の部）		
保険契約準備金	4,682,246	4,605,062
支払備金	28,368	27,580
責任準備金	4,616,919	4,543,377
社員配当準備金	36,959	34,104
再保険借	311	397
社債	40,349	88,295
その他負債	194,908	192,779
退職給付に係る負債	35,056	36,480
価格変動準備金	38,710	40,890
再評価に係る繰延税金負債	17,762	17,116
支払承諾	10	6
負債の部合計	5,009,355	4,981,027
（純資産の部）		
基金	126,000	91,000
基金償却積立金	131,000	166,000
再評価積立金	281	281
連結剰余金	95,832	66,801
基金等合計	353,114	324,083
その他有価証券評価差額金	81,293	99,034
土地再評価差額金	△46,380	△44,561
退職給付に係る調整累計額	377	△1,990
その他の包括利益累計額合計	35,290	52,482
非支配株主持分	81	83
純資産の部合計	388,486	376,650
負債および純資産の部合計	5,397,841	5,357,677

連結損益計算書および連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
経常収益	656,971	642,637
保険料等収入	384,953	396,726
資産運用収益	166,318	152,045
利息および配当金等収入	109,723	107,335
有価証券売却益	46,779	34,648
為替差益	―	2,257
貸倒引当金戻入額	74	11
その他運用収益	7,355	7,452
特別勘定資産運用益	2,384	340
その他経常収益	105,698	93,865
経常費用	618,883	618,104
保険金等支払金	438,966	418,245
保険金	124,809	121,536
年金	129,879	128,425
給付金	82,264	71,701
解約返戻金	95,710	90,757
その他返戻金等	6,302	5,823
責任準備金等繰入額	1,008	3
支払備金繰入額	1,003	―
社員配当金積立利息繰入額	4	3
資産運用費用	38,542	56,239
支払利息	4,449	4,700
有価証券売却損	2,285	12,521
有価証券評価損	145	628
金融派生商品費用	13,891	22,923
為替差損	2,530	―
貸付金償却	1	0
賃貸用不動産等減価償却費	5,596	5,361
その他運用費用	9,641	10,104
事業費	106,653	110,327
その他経常費用	33,712	33,288
経常利益	38,088	24,532
特別利益	194	3,433
固定資産等処分益	194	3,433
特別損失	5,446	10,995
固定資産等処分損	1,538	7,098
減損損失	1,778	1,235
価格変動準備金繰入額	2,130	2,180
不動産圧縮損	―	241
その他特別損失	―	239
税金等調整前当期純剰余	32,836	16,970
法人税および住民税等	6,946	3,160
法人税等調整額	△318	△2,250
法人税等合計	6,628	910
当期純剰余	26,207	16,060
非支配株主に帰属する当期純剰余	39	41
親会社に帰属する当期純剰余	26,168	16,018

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科目＼年度	2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
当期純剰余	26,207	16,060
その他の包括利益	10,924	15,372
その他有価証券評価差額金	10,188	17,740
退職給付に係る調整額	735	△ 2,367
包括利益	37,132	31,432
親会社に係る包括利益	37,092	31,391
非支配株主に係る包括利益	39	41

連結基金等変動計算書

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	126,000	131,000	281	76,065	333,347
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△ 1,519	△ 1,519
基金利息の支払				△ 5,499	△ 5,499
親会社に帰属する当期純剰余				26,168	26,168
土地再評価差額金の取崩				617	617
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	―	19,766	19,766
当期末残高	126,000	131,000	281	95,832	353,114

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	71,105	△ 45,762	△ 358	24,983	73	358,404
当期変動額						
社員配当準備金の積立						△ 1,519
基金利息の支払						△ 5,499
親会社に帰属する当期純剰余						26,168
土地再評価差額金の取崩						617
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	10,188	△ 617	735	10,306	7	10,314
当期変動額合計	10,188	△ 617	735	10,306	7	30,081
当期末残高	81,293	△ 46,380	377	35,290	81	388,486

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	126,000	131,000	281	95,832	353,114
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△ 1,963	△ 1,963
基金償却積立金の積立		35,000		△ 35,000	
基金利息の支払				△ 6,266	△ 6,266
親会社に帰属する当期純剰余				16,018	16,018
基金の償却	△ 35,000				△ 35,000
土地再評価差額金の取崩				△ 1,819	△ 1,819
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△ 35,000	35,000	―	△ 29,030	△ 29,030
当期末残高	91,000	166,000	281	66,801	324,083

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	81,293	△ 46,380	377	35,290	81	388,486
当期変動額						
社員配当準備金の積立						△ 1,963
基金償却積立金の積立						
基金利息の支払						△ 6,266
親会社に帰属する当期純剰余						16,018
基金の償却						△ 35,000
土地再評価差額金の取崩						△ 1,819
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	17,740	1,819	△ 2,367	17,192	2	17,194
当期変動額合計	17,740	1,819	△ 2,367	17,192	2	△ 11,835
当期末残高	99,034	△ 44,561	△ 1,990	52,482	83	376,650

連結財務諸表の作成方針

2017年度 （2017年4月1日から 2018年3月31日まで）	2018年度 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）
1. **連結の範囲に関する事項** 連結される子会社および子法人等数　3社 株式会社インフォテクノ朝日 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 朝日エヌベスト投資顧問株式会社 主要な非連結の子会社および子法人等は、朝日不動産管理株式会社であります。 非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。	1. **連結の範囲に関する事項** 同左
2. **持分法の適用に関する事項** 非連結の子会社、子法人等および関連法人等（朝日不動産管理株式会社他）については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。	2. **持分法の適用に関する事項** 同左
3. **連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項** 連結される子会社および子法人等の決算日は3月31日であります。	3. **連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項** 同左
4. **のれんの償却に関する事項** のれんは、発生連結会計年度に全額償却しております。	4. **のれんの償却に関する事項** 同左

重要な会計方針

2017年度 （2017年4月1日から 2018年3月31日まで）	2018年度 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）
1. **有価証券の評価基準および評価方法** 当社の保有する有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. **有価証券の評価基準および評価方法** 同左
2. **責任準備金対応債券** 当社は、個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。	2. **責任準備金対応債券** 同左
3. **デリバティブ取引の評価基準および評価方法** デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	3. **デリバティブ取引の評価基準および評価方法** 同左
4. **土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法** 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。	4. **土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法** 同左
5. **有形固定資産の減価償却の方法** 当社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	5. **有形固定資産の減価償却の方法** 同左
6. **外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準** 外貨建資産・負債（子会社および関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。 なお、当社は、その他有価証券のうち時価のある外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。	6. **外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準** 同左

2017年度 （2017年4月1日から 2018年3月31日まで）	2018年度 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）
7.　引当金等の計上基準 **（1）貸倒引当金** ①　当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。 ②　連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、当社の基準に準じて計上しております。 ③　破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は60百万円であります。 **（2）退職給付に係る負債** 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 当社の退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりであります。 退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　翌期より7年 過去勤務費用の処理年数　発生年度全額処理 **（3）価格変動準備金** 当社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。 **8.　ヘッジ会計の方法** 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。 **9.　消費税等の会計処理方法** 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。 **10.　責任準備金の積立方法** 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1)　標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2)　標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 **11.　ソフトウェアの減価償却方法** 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。	**7.　引当金等の計上基準** **（1）貸倒引当金** ①　当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。 ②　連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、当社の基準に準じて計上しております。 ③　破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47百万円であります。 **（2）退職給付に係る負債** 同左 **（3）価格変動準備金** 同左 **8.　ヘッジ会計の方法** 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。 **9.　消費税等の会計処理方法** 同左 **10.　責任準備金の積立方法** 同左 **11.　ソフトウェアの減価償却方法** 同左

注記事項

（連結貸借対照表関係）

2017 年度末（2018 年 3 月 31 日現在）

1. 当社の保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。
・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012 年 4 月 2 日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型 ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。
また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。
なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。
市場リスクの管理にあたっては、VaR 法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR 法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、個別取引ごとの事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:百万円）

	連結貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	36,143	36,143	―
コールローン	164,000	164,000	―
買入金銭債権	30,151	33,335	3,184
売買目的有価証券	―	―	―
満期保有目的の債券	30,151	33,335	3,184
責任準備金対応債券	―	―	―
その他有価証券	―	―	―
有価証券	4,113,581	4,457,878	344,297
売買目的有価証券	27,816	27,816	―
満期保有目的の債券	324,314	365,006	40,692
責任準備金対応債券	2,094,251	2,397,856	303,605
その他有価証券	1,667,198	1,667,198	―
貸付金	484,169	494,561	10,391
保険約款貸付	49,637	49,637	―
一般貸付	434,532	444,924	10,391
資産計	4,828,046	5,185,919	357,873
社債	40,349	43,585	3,236
借入金	97,000	96,768	△ 231
負債計	137,349	140,354	3,005
金融派生商品	9,980	9,980	―
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,811	1,811	―
ヘッジ会計が適用されているもの	8,169	8,169	―

＊デリバティブ取引によって生じた正味の債権･債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）
・市場価格のある有価証券
①その他有価証券の時価は、3 月末日の市場価格等（当社の保有する国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は 3 月中の市場価格等の平均）によっております。
②上記以外の有価証券の時価は、3 月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、71,523 百万円であります。

(2) 貸付金および借入金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債
3 月末日の市場価格等によっております。

(4) 金融派生商品
①株式オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
②為替予約取引の時価については、3 月末日の TTM 等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。
③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は、267,163 百万円、時価は、264,669 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) によっております。

2018 年度末（2019 年 3 月 31 日現在）

1. 当社の保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。
・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012 年 4 月 2 日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを目指す「マッチング型 ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。
また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。
なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。
市場リスクの管理にあたっては、VaR 法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR 法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

主な金融資産および金融負債にかかる連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:百万円）

	連結貸借対照表価額	時価	差額
現金および預貯金	40,630	40,630	―
コールローン	140,000	140,000	―
買入金銭債権	28,984	32,137	3,153
売買目的有価証券	―	―	―
満期保有目的の債券	28,339	31,492	3,153
責任準備金対応債券	―	―	―
その他有価証券	645	645	―
有価証券	4,226,995	4,604,074	377,079
売買目的有価証券	25,410	25,410	―
満期保有目的の債券	316,473	360,188	43,714
責任準備金対応債券	2,074,484	2,407,849	333,364
その他有価証券	1,810,626	1,810,626	―
貸付金	426,804	436,600	9,795
保険約款貸付	44,272	44,272	―
一般貸付	382,531	392,327	9,795
資産計	4,863,414	5,253,442	390,028
社債	88,295	89,200	905
借入金	51,000	50,855	△ 144
負債計	139,295	140,055	760
金融派生商品	766	766	―
ヘッジ会計が適用されていないもの	221	221	―
ヘッジ会計が適用されているもの	544	544	―

＊デリバティブ取引によって生じた正味の債権･債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(1) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）
・市場価格のある有価証券
①その他有価証券の時価は、3 月末日の市場価格等（当社の保有する国内株式、国内株価指数連動型上場投資信託、国内上場不動産投資信託、外国株価指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）、外国債券指数連動型上場投資信託（ヘッジ分を除く）および外貨建債券（ヘッジ分を除く）は 3 月中の市場価格等の平均）によっております。
②上記以外の有価証券の時価は、3 月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
非上場株式等（子会社・関連会社を含む）については時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、25,989 百万円であります。

(2) 貸付金および借入金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付・借入金については、主に、元利金の合計額を、信用リスクに見合った利率で割り引いた価格を時価としております。なお、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(3) 社債
3 月末日の市場価格等によっております。

(4) 金融派生商品
①株式オプション取引および通貨オプション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
②為替予約取引の時価については、3 月末日の TTM 等にもとづき当社で算出した理論価格によっております。
③通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は、250,349 百万円、時価は、273,135 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) によっております。

2017年度末（2018年3月31日現在）

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、121,177百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、906百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は748百万円であります。重要な会計方針7.（1）③の取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額13百万円、延滞債権額46百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は120百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は36百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は279,695百万円であります。

6. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は29,382百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

7. 当社の取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円であります。

8. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	40,861百万円
前連結会計年度剰余金からの繰入額	1,519百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	5,426百万円
利息による増加等	58百万円
その他による減少額	53百万円
当連結会計年度末現在高	36,959百万円

9. 非連結の子会社、子法人等および関連法人等の株式は574百万円であります。

10. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,325百万円であります。

11. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は73,317百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

12. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,101百万円であります。

13. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金97,000百万円を含んでおります。

15. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、9,750百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

16. (1) 繰延税金資産の総額は61,321百万円、繰延税金負債の総額は23,765百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、21,494百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

危険準備金	14,140百万円、
価格変動準備金	10,800百万円、
退職給付に係る負債	9,780百万円、
減損損失	8,526百万円、
有価証券評価損	5,546百万円、
およびその他有価証券の評価差額	3,988百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、
その他有価証券の評価差額　22,605百万円であります。

(2) 当連結会計年度における法定実効税率は28.1％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△4.7％、評価性引当額の増減△3.7％であります。

2018年度末（2019年3月31日現在）

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、157,185百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、757百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は619百万円であります。重要な会計方針7.（1）③の取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額3百万円、延滞債権額43百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は110百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は27百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は278,017百万円であります。

6. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は27,560百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

7. 当社の取締役および監査役に対する金銭債務総額は15百万円であります。

8. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	36,959百万円
前連結会計年度剰余金からの繰入額	1,963百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	4,821百万円
利息による増加等	53百万円
その他による減少額	49百万円
当連結会計年度末現在高	34,104百万円

9. 非連結の子会社および子法人等の株式は2,160百万円であります。

10. 担保に供されている資産の額は、有価証券16,506百万円であります。

11. 当社は、基金35,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

12. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は69,344百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

13. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,922百万円であります。

14. 同左

15. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金51,000百万円を含んでおります。

16. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、8,899百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

17. (1) 繰延税金資産の総額は63,691百万円、繰延税金負債の総額は32,117百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、20,310百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

危険準備金	14,279百万円、
価格変動準備金	11,408百万円、
退職給付に係る負債	10,178百万円、
減損損失	7,968百万円、
および有価証券評価損	7,532百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、
その他有価証券の評価差額　30,834百万円であります。

(2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減△8.9%、基金利息△8.5%、社員配当準備金△3.1%であります。

2017年度末（2018年3月31日現在）

17.　退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1)　採用している退職給付制度の概要

当社および連結される子会社および子法人等は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2)　確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	46,769 百万円
勤務費用	2,029 百万円
利息費用	468 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,473 百万円
退職給付の支払額	△ 4,998 百万円
期末における退職給付債務	45,743 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	9,024 百万円
期待運用収益	70 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,944 百万円
事業主からの拠出額	203 百万円
退職給付の支払額	△ 204 百万円
期末における年金資産	11,038 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	45,743 百万円
年金資産	△ 11,038 百万円
	34,704 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,704 百万円
退職給付に係る負債	35,056 百万円
退職給付に係る資産	△ 351 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,704 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	2,029 百万円
利息費用	468 百万円
期待運用収益	△ 70 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	545 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	6 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,979 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	1,015 百万円
過去勤務費用	6 百万円
合計	1,022 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△ 534 百万円
未認識過去勤務費用	13 百万円
合計	△ 521 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	60％
債券	9％
その他	31％
合計	100％

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当社の期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0％
長期期待運用収益率	0.7％
（うち、確定給付企業年金	1.7％）

2018年度末（2019年3月31日現在）

18.　退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1)　採用している退職給付制度の概要

当社および連結される子会社および子法人等は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2)　確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	45,743 百万円
勤務費用	1,932 百万円
利息費用	458 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	813 百万円
退職給付の支払額	△ 4,653 百万円
期末における退職給付債務	44,293 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	11,038 百万円
期待運用収益	68 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 3,015 百万円
事業主からの拠出額	207 百万円
退職給付の支払額	△ 192 百万円
期末における年金資産	8,106 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	44,293 百万円
年金資産	△ 8,106 百万円
	36,187 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,187 百万円
退職給付に係る負債	36,480 百万円
退職給付に係る資産	△ 292 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36,187 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,932 百万円
利息費用	458 百万円
期待運用収益	△ 68 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	532 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	6 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,861 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	△ 3,296 百万円
過去勤務費用	6 百万円
合計	△ 3,289 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	2,761 百万円
未認識過去勤務費用	6 百万円
合計	2,768 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	44％
債券	14％
その他	42％
合計	100％

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当社の期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0％
長期期待運用収益率	0.5％
（うち、確定給付企業年金	1.5％）

（連結損益計算書関係）

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1. (1) 有価証券売却益の内訳は、
国債等債券　44,891百万円、
株式等　1,709百万円、
外国証券　178百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、
国債等債券　549百万円、
株式等　487百万円、
外国証券　1,249百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、
株式等　49百万円、
外国証券　96百万円であります。

2. 「金融派生商品費用」には、評価損が76百万円含まれております。

3. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法
保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用　途	減損損失（百万円）		
	土　地	建　物	計
賃貸不動産等	518	699	1,217
遊休不動産等	369	191	560
合　計	888	890	1,778

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.6％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. (1) 有価証券売却益の内訳は、
国債等債券　32,424百万円、
株式等　1,685百万円、
外国証券　538百万円であります。

(2) 有価証券売却損の内訳は、
国債等債券　2,224百万円、
株式等　800百万円、
外国証券　9,495百万円であります。

(3) 有価証券評価損の内訳は、
株式等　628百万円であります。

2. 「金融派生商品費用」には、評価損が1,091百万円含まれております。

3. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法
保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用　途	減損損失（百万円）			
	土　地	建　物	そ　の　他	計
賃貸不動産等	0	0	0	0
遊休不動産等	918	264	52	1,235
合　計	918	264	52	1,235

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.5％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1. その他の包括利益の内訳は次のとおりであります。

	（百万円）
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	18,028
組替調整額	△ 1,251
税効果調整前	16,776
税効果額	△ 6,587
その他有価証券評価差額金	10,188
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	470
組替調整額	552
税効果調整前	1,022
税効果額	△ 286
退職給付に係る調整額	735
その他の包括利益合計	10,924

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. その他の包括利益の内訳は次のとおりであります。

	（百万円）
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	15,426
組替調整額	9,643
税効果調整前	25,070
税効果額	△ 7,329
その他有価証券評価差額金	17,740
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	△ 3,828
組替調整額	539
税効果調整前	△ 3,289
税効果額	921
退職給付に係る調整額	△ 2,367
その他の包括利益合計	15,372

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 同左

リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	0	0
延滞債権額	748	619
3カ月以上延滞債権額	120	110
貸付条件緩和債権額	36	27
合計 （貸付残高に対する比率）	906 （0.19）	757 （0.18）

（注）1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2018年度末が破綻先債権額3百万円、延滞債権額43百万円、2017年度末が破綻先債権額13百万円、延滞債権額46百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目		2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）		788,037	813,038
基金等		345,401	317,059
価格変動準備金		38,710	40,890
危険準備金		50,682	51,182
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		19	50
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））× 90%（マイナスの場合 100%）		93,244	115,807
土地の含み損益× 85%（マイナスの場合 100%）		△ 10,499	10,434
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		521	△ 2,768
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		122,802	132,013
負債性資本調達手段等		136,949	138,495
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		△ 50	—
その他		10,256	9,873
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$　（B）		193,282	187,822
保険リスク相当額	R_1	14,415	13,779
一般保険リスク相当額	R_5	—	—
巨大災害リスク相当額	R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	9,450	9,622
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	—	—
予定利率リスク相当額	R_2	78,490	75,362
最低保証リスク相当額	R_7	1,076	1,069
資産運用リスク相当額	R_3	107,974	105,782
経営管理リスク相当額	R_4	4,228	4,112
ソルベンシー・マージン比率（A）/ {（1/2）×（B）} × 100		815.4%	865.7%

（注）1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2.「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は、平成23年金融庁告示第25号第4第1項第1号、「負債性資本調達手段等」は、同告示第4第1項第2号、「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額」は、同告示第4第1項第3号に基づいて算出しています。
3. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いて算出しています。

連結セグメント情報

当社および連結子会社は、生命保険事業以外に国内にて投資顧問業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度	2017年度	2018年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	32,836	16,970
賃貸用不動産等減価償却費	5,596	5,361
減価償却費	10,133	11,263
減損損失	1,778	1,235
支払備金の増減額（△は減少）	1,003	△ 788
責任準備金の増減額（△は減少）	△ 83,226	△ 73,541
社員配当準備金積立利息繰入額	4	3
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 74	△ 11
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 1,942	△ 1,725
価格変動準備金の増減額（△は減少）	2,130	2,180
利息および配当金等収入	△ 109,723	△ 107,335
有価証券関係損益（△は益）	△ 46,733	△ 21,839
金融派生商品損益（△は益）	13,891	22,923
支払利息	4,449	4,700
為替差損益（△は益）	2,530	△ 2,257
有形固定資産関係損益（△は益）	970	△ 957
再保険貸の増減額（△は増加）	△ 617	384
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 903	△ 2,271
再保険借の増減額（△は減少）	184	85
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	1,612	△ 910
その他	6,606	1,917
小計	△ 159,491	△ 144,612
利息および配当金等の受取額	113,182	110,216
利息の支払額	△ 4,446	△ 5,309
社員配当金の支払額	△ 5,426	△ 4,821
法人税等の支払額	△ 4,827	△ 7,830
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,010	△ 52,357
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△ 500	△ 1,170
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,544	2,354
有価証券の取得による支出	△ 643,165	△ 628,864
有価証券の売却・償還による収入	632,895	624,046
貸付けによる支出	△ 52,331	△ 40,838
貸付金の回収による収入	120,479	98,573
金融派生商品による収支（純額）	17,673	△ 23,572
債券貸借取引受入担保金の増減額（△は減少）	44,967	43,649
資産運用活動計	123,564	74,177
（営業活動および資産運用活動計）	（62,554）	（21,820）
有形固定資産の取得による支出	△ 6,603	△ 7,404
有形固定資産の売却による収入	1,782	9,597
その他	△ 8,611	△ 3,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	110,132	73,145
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	―	△ 46,000
社債の発行による収入	―	47,946
基金の償却による支出	―	△ 35,000
基金利息の支払額	△ 5,499	△ 6,134
非支配株主への配当金の支払額	△ 31	△ 39
その他	△ 958	△ 1,074
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,490	△ 40,301
現金および現金同等物の増減額（△は減少）	42,631	△ 19,512
現金および現金同等物期首残高	157,511	200,143
現金および現金同等物期末残高	200,143	180,630

内部統制報告書

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、任意に内部統制報告書を作成しています。2018年度の内部統制報告書は以下のとおりです。

内部統制報告書

2019年5月14日

朝日生命保険相互会社
代表取締役社長　木村 博紀
取締役執行役員　石島 健一郎

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長木村博紀および主計部を担当する取締役執行役員石島健一郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり，固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日および評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である２０１９年３月３１日を基準日として行っています。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては保険業法第１１０条第２項に基づく連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針およびその他の注記に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を実施し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、朝日生命および連結子法人等について，財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、朝日生命および連結子法人等１社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子法人等２社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね２／３に達している朝日生命のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券」、「一般貸付金」、「保険契約準備金」、「保険料等収入」、「保険金等支払金」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以上

連結財務諸表および内部統制報告書についての会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第 110 条第2項の規定にもとづき作成した 2018 年度の連結財務諸表および 2018 年度の内部統制報告書について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

（注）なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断にもとづき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

財務諸表等の適正性に関する確認書

当社では、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」を目的として、2018 年４月１日から 2019 年３月 31 日までの 2018 年度の財務諸表および連結財務諸表の重要記載事項につき、その表示内容が適切である旨の確認を代表者自身が行っており、その確認書は以下のとおりです。

財務諸表等の適正性に関する確認書

２０１９年５月１４日

本社所在地　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
会　社　名　朝日生命保険相互会社
代表者の　代表取締役社長
役　　職
氏名（署名）　木村 博紀

当社の代表取締役社長である木村博紀は、当社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの２０１８年度に係る財務諸表および連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）に記載した全ての重要な点において適正に表示されているものと認識しております。

財務諸表等が適正に表示されていると認識するに至った理由は以下のとおりであります。

１．財務諸表等の作成にあたり、その業務分掌と所管所属が明確化されており、各所管所属において適切に業務を遂行する体制が整備されております。

２．全ての所属から独立した内部監査部門が、各所管所属における業務遂行の適切性・有効性を検証しております。

３．重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に報告されております。

以　上

生命保険協会統一開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また(一社)生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

Ⅰ.保険会社の概況及び組織
1 沿革 ····· 108
2 経営の組織 ····· 109～110
3 店舗網一覧 ····· 111～112
4 基金の状況 ····· 121
〈上位5以上の基金拠出者の氏名、基金拠出額、基金総額に占める割合〉
5 総代氏名 ····· 78
(総代の役割) ····· 77
(選考方法) ····· 77
(主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成) ····· 77
6 社員構成 ····· 138
7 評議員氏名 ····· 85
(制度の趣旨) ····· 85
(評議員の役割) ····· 85
(職業・年齢) ····· 85
8 取締役及び監査役(役職名・氏名) ···· 102～103
9 会計参与の氏名又は名称 ····· 該当せず
10 会計監査人の氏名又は名称 ····· 106
11 従業員の在籍・採用状況 ····· 110
12 平均給与(内勤職員) ····· 110
13 平均給与(営業職員) ····· 110
14 総代会傍聴制度 ····· 77
(議事録) ····· 79～84

Ⅱ.保険会社の主要な業務の内容
1 主要な業務の内容 ····· 108
2 経営方針 ····· 14～18

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況
1 直近事業年度における事業の概況 ····· 20～26
2 契約者懇談会開催の概況 ····· 86
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例 ····· 35～36
4 契約者に対する情報提供の実態 ····· 51,53
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 ····· 50
6 営業職員・代理店教育・研修の概略 ····· 58～59
7 新規開発商品の状況 ····· 39～44,52
8 保険商品一覧 ····· 38
9 情報システムに関する状況 ····· 55～57
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 ··· 62～69

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ····· 27

Ⅴ.財産の状況
1 貸借対照表 ····· 116～117
2 損益計算書 ····· 118～119
3 キャッシュ・フロー計算書 ····· 180
4 基金等変動計算書 ····· 120～121
5 剰余金処分又は損失処理に関する書面 ····· 126
6 債務者区分による債権の状況 ····· 127
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)
(危険債権)
(要管理債権)
(正常債権)
7 リスク管理債権の状況 ····· 127
(破綻先債権)
(延滞債権)
(3カ月以上延滞債権)
(貸付条件緩和債権)
8 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 ····· 該当せず
9 保険金等の支払能力の充実の状況 ····· 128
(ソルベンシー・マージン比率)
10 有価証券等の時価情報(会社計) ····· 130～135
(有価証券)
(金銭の信託)
(デリバティブ取引)
11 経常利益等の明細(基礎利益) ····· 129
12 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ····· 126,182
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ····· 該当せず(ご参考126)
14 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 ····· 182
15 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 ·· 該当せず

Ⅵ.業務の状況を示す指標等
1 主要な業務の状況を示す指標等
(1) 決算業績の概況 ····· 20～26
(2) 保有契約高及び新契約高 ····· 136
(3) 年換算保険料 ····· 136～137
(4) 保障機能別保有契約高 ····· 139～140
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 ····· 140
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 ····· 140
(7) 社員配当の状況 ····· 29,149～150
2 保険契約に関する指標等
(1) 保有契約増加率 ····· 141
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) ····· 141
(3) 新契約率(対年度始) ····· 141
(4) 解約失効率(対年度始) ····· 141
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) ····· 141
(6) 死亡率(個人保険主契約) ····· 141
(7) 特約発生率(個人保険) ····· 141
(8) 事業費率(対収入保険料) ····· 141
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 ····· 142
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 ····· 142
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 ····· 142
(12) 未収受再保険金の額 ····· 142
(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 ····· 142
3 経理に関する指標等
(1) 支払備金明細表 ····· 143
(2) 責任準備金明細表 ····· 143
(3) 責任準備金残高の内訳 ····· 143
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) ·· 144
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 ···· 該当せず
(6) 社員配当準備金明細表 ····· 148
(7) 引当金明細表 ····· 145
(8) 特定海外債権引当勘定の状況 ··· 該当せず
(特定海外債権引当勘定)
(対象債権額国別残高)
(9) 保険料明細表 ····· 145
(10) 保険金明細表 ····· 146
(11) 年金明細表 ····· 146
(12) 給付金明細表 ····· 146
(13) 解約返戻金明細表 ····· 146
(14) 減価償却費明細表 ····· 147
(15) 事業費明細表 ····· 147
(16) 税金明細表 ····· 147
(17) リース取引 ····· 148
(18) 借入金残存期間別残高 ····· 148
4 資産運用に関する指標等
(1) 資産運用の概況 ····· 28,151
(年度の資産の運用概況)
(ポートフォリオの推移〈資産の構成及び資産の増減〉)
(2) 運用利回り ····· 152
(3) 主要資産の平均残高 ····· 152
(4) 資産運用収益明細表 ····· 152
(5) 資産運用費用明細表 ····· 153
(6) 利息及び配当金等収入明細表 ····· 153
(7) 有価証券売却益明細表 ····· 154
(8) 有価証券売却損明細表 ····· 154
(9) 有価証券評価損明細表 ····· 154
(10) 商品有価証券明細表 ····· 該当せず
(11) 商品有価証券売買高 ····· 該当せず
(12) 有価証券明細表 ····· 154
(13) 有価証券残存期間別残高 ····· 155
(14) 保有公社債の期末残高利回り ····· 156
(15) 業種別株式保有明細表 ····· 156
(16) 貸付金明細表 ····· 157
(17) 貸付金残存期間別残高 ····· 157
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 · 157
(19) 貸付金業種別内訳 ····· 158
(20) 貸付金使途別内訳 ····· 158
(21) 貸付金地域別内訳 ····· 159
(22) 貸付金担保別内訳 ····· 159
(23) 有形固定資産明細表 ····· 159
(有形固定資産の明細)
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)
(24) 固定資産等処分益明細表 ····· 160
(25) 固定資産等処分損明細表 ····· 160
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 ··· 160
(27) 海外投融資の状況 ····· 160
(資産別明細)
(地域別構成)
(外貨建資産の通貨別構成)
(28) 海外投融資利回り ····· 152
(29) 公共関係投融資の概況 ····· 161
(新規引受額、貸出額)
(30) 各種ローン金利 ····· 161
(31) その他の資産明細表 ····· 161
5 有価証券等の時価情報(一般勘定) ··· 162～165
(有価証券)
(金銭の信託)
(デリバティブ取引)

Ⅶ.保険会社の運営
1 リスク管理の体制 ····· 97～101
2 法令遵守の体制 ····· 90～91
3 法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 ····· 144
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第105条の2第1項第1号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第105条の2第1項第2号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ····· 92
5 個人データ保護について ····· 94～96
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 ·· 92

Ⅷ.特別勘定に関する指標等
1 特別勘定資産残高の状況 ····· 166
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 ····· 166
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況 ····· 166～167
(1) 保有契約高
(2) 年度末資産の内訳
(3) 運用収支状況
(4) 有価証券等の時価情報
(有価証券)
(金銭の信託)
(デリバティブ取引)

Ⅸ.保険会社及びその子会社等の状況
1 保険会社及びその子会社等の概況
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成 ··· 168
(2) 子会社等に関する事項 ····· 168
(名称)
(主たる営業所又は事務所の所在地)
(資本金又は出資金の額)
(事業の内容)
(設立年月日)
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務
(1) 直近事業年度における事業の概況 ··· 168
(2) 主要な業務の状況を示す指標 ····· 168
(経常収益)
(経常利益又は経常損失)
(親会社に帰属する当期純利余又は親会社に帰属する当期純損失)
(包括利益)
(総資産)
(ソルベンシー・マージン比率)
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況
(1) 連結貸借対照表 ····· 169
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書) ····· 170
(連結包括利益計算書) ····· 171
(3) 連結キャッシュ・フロー計算書 ····· 180
(4) 連結基金等変動計算書 ····· 172
(5) リスク管理債権の状況 ····· 179
(破綻先債権)
(延滞債権)
(3カ月以上延滞債権)
(貸付条件緩和債権)
(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 ·· 179
(連結ソルベンシー・マージン比率)
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 ····· 該当せず
(ソルベンシー・マージン比率)
(8) セグメント情報 ····· 179
(9) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ·· 該当せず
(10) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 ····· 182
(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 ····· 該当せず

索　引

あ

朝日生命成人病研究所 附属病院 …… 63
朝日生命体操クラブ・体操教室 …… 63
朝日ビジネスクラブ(ABC) …… 53
朝日ライフカード …… 48
あさひマイページ …… 48
あんしん介護、あんしん介護 認知症保険、あんしん介護 要支援保険 …… 39・44
インフォメールあさひ …… 47
沿革 …… 108
お客様サービスセンター …… 49
お客様情報の保護 …… 94
お客様本位の業務運営 …… 33

か

会計監査人 …… 106
会社概要 …… 1
関連企業 …… 113
環境問題への取組み …… 64
企業・団体向け商品とサービス …… 52
基金 …… 121
基礎利益 …… 22
寄付講座 …… 67
キャラクター …… 51
教育体系 …… 58
業績の状況 …… 20～21
クーリング・オフ制度 …… 50
苦情 …… 35
経営組織機構 …… 76
経営の基本理念 …… 表紙裏
コーポレートガバナンス …… 76
ご契約者懇談会 …… 86
個人情報保護方針 …… 95
コンプライアンス(法令等遵守)への取組み …… 90

さ

財務の状況 …… 23
採用数 …… 110
事業の概況 …… 27
資産運用 …… 28
資産・負債等の状況 …… 26
シニアにやさしいサービス …… 45
社員配当金 …… 29
社内募金 …… 67
従業員数 …… 110
主要な業務 …… 108
障がい者の活躍支援 …… 73
消費者志向自主宣言 …… 34
女性の活躍支援 …… 72
生命保険業務に関する指定紛争解決(ADR)機関について …… 92
総代(会) …… 77
組織 …… 109
ソルベンシーマージン比率 …… 23
損益計算書 …… 25・118～119

た

貸借対照表 …… 26・116～117
タブレット型端末(スマートアイ) …… 55
中期経営計画 …… 14～18
店舗所在地 …… 111

な

内部統制システムの基本方針 …… 89

は

働き方改革 …… 70
反社会的勢力との関連遮断に向けた対応 …… 92
販売・勧誘にあたって …… 93
評議員会 …… 85
ピンクリボン運動 …… 66
平均給与 …… 110
平均勤続年数 …… 110
保険王プラス …… 39
保険金・給付金のお支払い状況 …… 37
募集代理店教育 …… 59

ま

マルチチャネル体制 …… 54

や

役員 …… 102
やさしさプラス …… 39

ら

リスク管理体制 …… 97

英字

ALM …… 98
CSR …… 12・62
ERM …… 98
ESG投融資 …… 65
ICT …… 56
SDGs …… 13

朝日生命保険相互会社

VEGETABLE OIL INK
この冊子は、環境に配慮した植物油インキ、
再生紙を使用しています。

調査広報部〔304360〕